

岡山県国土強靱化地域計画

—強くて、しなやかな生き生き岡山へ—

平成 28（2016）年 2 月 策定

令和 3（2021）年 2 月 改定

岡 山 県

目 次

(はじめに)	
1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の推進期間	2
4 計画の見直し手順	2
第1章 基本的な考え方	
1 目標設定	3
2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
3 特に配慮すべき事項	5
第2章 想定される災害リスク	
1 災害をもたらす自然的条件	7
2 想定される災害リスク	10
第3章 脆弱性評価等	
1 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)の設定	11
2 施策分野の設定	12
3 脆弱性評価の手順等	13
4 脆弱性評価結果	13
第4章 強靱化の推進方針	
1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針	14
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	55
<個別施策分野の推進方針>	
(1) 行政機能／警察・消防／防災教育等	55
(2) 住宅・都市／情報通信	60
(3) 保健医療・福祉	65
(4) 産業	68
(5) 交通・物流	70
(6) 農林水産	73
(7) 国土保全・土地利用	75
(8) 環境	77
<横断的分野の推進方針>	
(9) リスクコミュニケーション	78
(10) 人材育成	80
(11) 官民連携	82
(12) 老朽化対策	84
指標及び目標	87
第5章 計画の推進	
1 取組の重点化	94
2 強靱化の推進方針に基づく主な個別事業	96
3 計画の見直し	96
(別紙1) 岡山県国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果	97
(別紙2) 用語解説	152
(別 冊) 岡山県国土強靱化地域計画の推進方針に基づく主な個別事業一覧	

(はじめに)

1 計画見直しの趣旨

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災や迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が平成 25 (2013) 年 12 月に公布・施行され、平成 26 (2014) 年 6 月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されるなど、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

本県においても、台風の大型化や集中豪雨の多発化等による河川の氾濫、土砂災害、都市部での内水氾濫などに加え、今後 30 年以内に 70~80%の確率で発生すると想定されている南海トラフ地震による大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、国の動きに合わせて強靱化への取組を進めることとし、平成 28 (2016) 年 2 月に「岡山県国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定し、同計画に基づき、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、災害に強い地域社会づくりを進めてきた。

このような中、平成 28 (2016) 年の熊本地震など基本計画策定後に発生した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 30 (2018) 年 12 月には、国において「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を折り組んだ基本計画の見直しが行われ、強靱化の取組をさらに加速化・深化させている。

平成 30 (2018) 年 7 月には、災害が少ないと言われてきた本県において、初めてとなる特別警報が発表され、多くの観測地点で時間降水量の極値を記録した豪雨により、甚大な水害・土砂災害が発生し、県内の死者・行方不明者が発災時に 60 名を超えるなど、これまでにほとんど経験したことのない規模の災害となった。さらに、令和元 (2019) 年 9 月には、集中豪雨による土砂崩れや用水路の氾濫などにより、250 棟以上の住宅が被害に見舞われた。

こうした基本計画の見直しや近年の災害から得られた教訓に加え、喫緊の課題である災害時の新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、これまでの取組を点検し、強靱化に向けた今後の推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)や、地域計画の進捗管理に活用する指標及び目標を改めて定めるなど、地域計画の見直しを行い、本県における強靱化をさらに推進していくこととする。

2 計画の位置付け

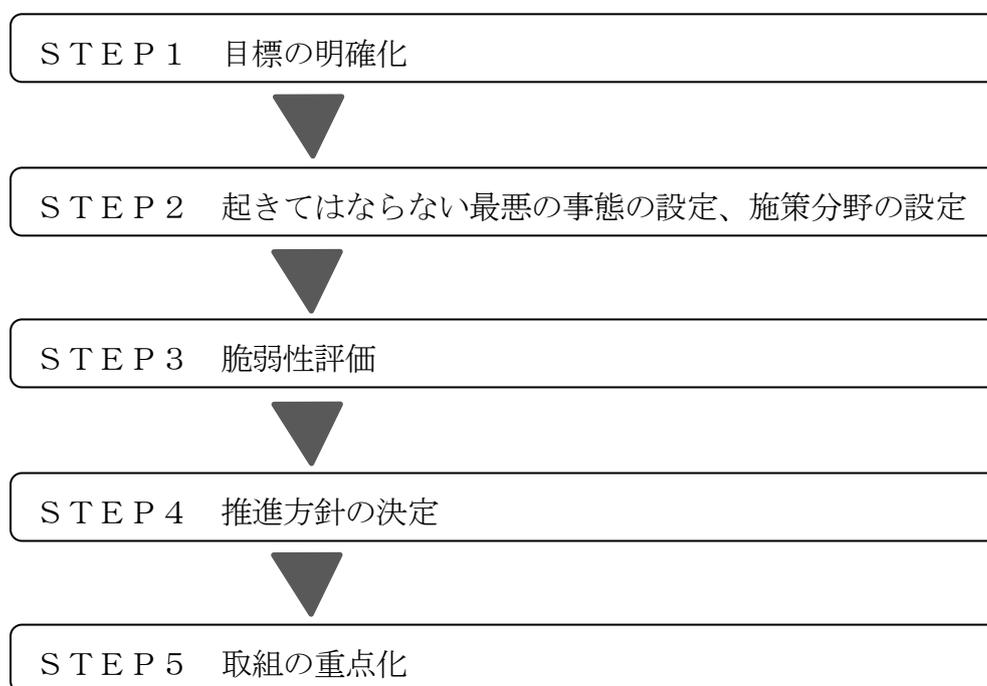
基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、強靱化に係る県の個別計画等の指針として定めるものである。

3 計画の推進期間

計画の推進期間は、「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）の計画期間に合わせ、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とする。

4 計画の見直し手順

国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、以下のSTEP1～5により見直しを行う。



第1章 基本的な考え方

1 目標設定

地域計画は、県が市町村、民間事業者等と連携し、国と一体となって国土強靱化を推進することにより、本県の安全で安心な地域社会づくりを進めるとともに、国全体の強靱化にも貢献するために策定するものであり、基本法において、国の基本計画との調和を保つことが定められていることから、基本目標や事前に備えるべき目標など、計画の基本となる部分は、基本計画に準ずるものとする。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の推進に当たっては、第3次プランの内容を踏まえるとともに、国に準じ、以下の基本的な方針に留意するものとする。

なお、県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震が近い将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水害、土砂災害が多発していること、一たび、大規模な自然災害が発生すれば、県土の広

範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、大規模自然災害を対象とする。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 本県の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とE B P M概念の双方を持ちつつ、長期的視野を持って計画的に取り組むこと。
- ③ 災害に強い県土づくりを進めることにより、本県の活力を高め、経済の持続的な成長につなげるとともに、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 本県の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑤ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、官と民が連携するとともに、役割分担して取り組むこと。
- ⑦ 防災・減災等の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用されるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑧ 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑨ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑩ 限られた資金を有効に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑪ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑫ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑬ 先端的技術を積極的に活用すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑭ 人のつながりやコミュニティ機能を強化するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑮ 女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑯ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること。

3 特に配慮すべき事項

(1) 総合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進にあたっては、防災・減災の視点に加え、地方創生の取組や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、総合的・長期的視点をもって取り組む。

(2) 市町村と連携した強靱化施策の推進

県全体の被害を最小限にとどめるためには、各地域の強靱化を担う市町村の取組が不可欠であることから、市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、市町村と連携して強靱化施策に取り組むことにより、災害に強い地域社会づくりを推進する。

(3) 防災人材の育成

地域防災力を強化するため、災害発生時に自らの判断で的確に行動できる能力を持った人材や、自主防災組織等の地域防災の担い手となる人材の育成を推進する。

(4) 民間における防災対策の促進

国土強靱化を実効あるものにするためには、県・市町村のみならず、民間事業者等の主体的な取組が極めて重要であることから、企業のBCP策定など、民間における防災対策の促進を図るとともに、官と民が適切に連携、役割分担して推進する。

(5) 平成30年7月豪雨災害等近年の災害からの教訓を踏まえた取組の推進

本県に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害をはじめ、近年に発生した災害からの教訓を踏まえた取組を推進する。

(6) 感染症対策を踏まえた取組の推進

新型コロナウイルス感染症等が流行している中で災害が発生することを想定し、感染症対策を踏まえた取組を推進する。

(7) 他県との相互応援体制の推進

大規模災害に備え、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定などによる相互応援体制を推進する。

第2章 想定される災害リスク

1 災害をもたらす自然的条件

(1) 風水害

ア 近年の風水害

本県は南に四国山地があり、湿った南風の流入を緩和しているため、比較的雨量が少なく恵まれた環境にあるが、紀伊水道から流入する南東の風による兵庫県西部から岡山県東部にかけての大雨、豊後水道から流入する風による広島県東部から岡山県西部にかけての大雨、寒冷前線が通過する場合や暖候期（主に6月～9月）において、上空に寒気が入り込んだ場合の雷を伴う短時間強雨などに警戒が必要である。また、中国地方には、花こう岩が風化してできたまさ土が広く分布しており、土砂災害のリスクもある。

近年では、昭和47（1972）年7月の県西部の大雨や平成2（1990）年9月の台風第19号による東備地方を中心とした大雨、平成16（2004）年の台風第23号による暴風、大雨、平成21（2009）年8月の台風第9号による美作市の大雨、平成30年7月豪雨、令和元（2019）年9月の新見市の集中豪雨などで大きな被害が発生している。過去に遡れば、明治26（1893）年10月の台風や昭和9（1934）年9月の室戸台風で県内全域が大水害に見舞われ、甚大な被害が発生している。

県南部に広がる瀬戸内海沿岸平野や大規模な干拓地等では、宅地化が進んでおり、集中豪雨による氾濫で大規模な浸水被害が発生するおそれがある。高潮については、特に台風が県内を通過する場合や県の西方を通る場合、東側でも近い距離を北東進するとき顕著に発生し、台風の接近と満潮時が重なる場合には、さらに被害が拡大するおそれがある。平成16（2004）年8月の台風第16号では、大潮期間の満潮と重なり、宇野港で観測開始以来最も高い潮位を観測、沿岸部で甚大な被害が発生した。

イ 平成30年7月豪雨

平成30年7月豪雨では、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けたため、前線の活動が非常に活発となり、県内では記録的な大雨となった。7月5日から7日までの3日間の降水量は、鏡野町富で453.0ミリ、同じく鏡野町恩原で443.5ミリを観測したほか、県内の多くのアメダス地点で300ミリを超えた。また、48時間降水量では統計期間が10年以上の県内アメダス24地点のうち、19地点で極値を観測した。気象庁は「今回の豪雨には、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあったと考えられる。」としている。この災害

では小田川の氾濫等により過去50年で最悪の死者数である死者61人（令和元年1月現在）を記録するなど甚大な被害が発生した。

[過去の主な風水害]

災害の原因	被害						
	人的被害			住家被害			
	死者 人	行方 不明者 人	負傷者 人	全壊 (流出) 戸	半壊 戸	床上 浸水 戸	床下 浸水 戸
明治26年10月 台風	423	不詳		12,920		50,209	
昭和9年9月 室戸台風	110	42	420	3,417		46,131	
昭和47年7月 梅雨	15		18	126	215	3,206	13,365
昭和51年9月 台風第17号	17	1	93	152	234	6,321	26,725
平成2年9月 台風第19号	10		10	10	36	1,615	6,352
平成10年10月 台風第10号	5	1	27	19	17	2,668	4,692
平成16年8月 台風第16号	1		16	17	48	5,729	5,153
平成16年10月 台風第23号	7		34	13	54	352	1,465
平成21年8月 台風第9号	1		4	14	114	204	311
平成23年9月 台風第12号			5	2	133	952	8,869
平成30年7月 梅雨前線	61	3	177	4,830	3,365	1,541	5,517
令和元年9月 大気不安定			1	3	12	55	201

※岡山県地域防災計画資料編から抜粋

(2) 地震・津波

本県の北部には中国山地がほぼ東西に伸び、その南側には地盤が安定している吉備高原が広がっているが、県北東部には山崎断層帯や那岐山断層帯があり、隣県には本県に影響を及ぼす活断層も存在している。南海トラフを震源とする海溝型地震は、約100～150年周期で繰り返し発生しており、地震発生時には県南部の岡山平野や河口部の軟弱地盤では強い揺れや液状化現象が発生する可能性が高く、瀬戸内海沿岸では紀伊水道や豊後水道から押し寄せてくる津波も想定される。

平成以降、本県で震度4以上の地震を観測しているのは11回であり、平成12年鳥取県西部地震では県内でも住家全壊7棟、半壊31棟、一部損壊943棟の災害が発生した。

過去に遡れば、昭和21年南海地震では死者52人、負傷者157人、建物全壊1,200戸の甚大な被害が発生している。

また、国の地震調査研究推進本部によると、マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震の発生確率は、今後30年以内に70～80%程度といわれている。南海トラフ地震の県の被害想定は、最大クラスの地震の場合、県内で最大震度6強、最大津波高3.4メートル、県南海岸付近を中心とする液状化等が発生し、最悪の場合、約31,000棟の建物被害や3,100人を超える死者、約12,000人の負傷者が発生する甚大な被害が想定されている。さらに、断層型地震についても、県の北部や南西部において、最大震度6強の揺れによる甚大な被害が想定されている。

[甚大な被害をもたらした過去の地震災害と津波の記録]

地震名	震央地名	規模	被害
昭和21年南海地震	和歌山県南方沖	M8.0	死者52人、負傷者157人、全壊1,200戸、半壊2,346戸、その他堤防・道路被害多数
平成12年鳥取県西部地震	鳥取県西部	M7.3	重傷5人、軽傷13人、全壊7棟、半壊31棟、一部損壊943棟、その他水道被害、道路被害多数
<p>1707年（宝永4年10月4日）宝永地震（M8.6） ○大地震、大風浪あり。（船穂町郷土史） ○大地震あり、民家潰れ、高潮起り、死人多し。（牛窓郷土史） ○大地震……略……また大風、潮水常より高さこと5尺と凶荒窮知すべきなり。（邑久郡史）</p> <p>1854年（嘉永7年11月5日）安政南海地震（M8.4） ○劇震の際海嘯の徴あり、一昼夜に潮水の進退およそ20～30回にして、満潮の時、一時平水より7尺余を増し、これがため本村南岸宇瀬溝海峡（虫明一長島）の如きは、およそ3尺余の土砂をもって填塞し、宇扇浦に泥土2尺余を埋塞せり。……略……300余石積み船舶を碇泊せしも今は漁船を入るのみ。（邑久郡史の裳掛村記事）</p> <p>1946年（昭和21年12月21日04時19分）昭和南海地震（M8.0） 県下の津波の余波は、最高潮が1メートル以下で被害はほとんどなかった。 ○岡山測候所の面する旭川では、06時から10時まで2回、津波により相当の急流となって逆流したため小舟の運行は中止された。10時10分には津波の高さ0.4メートルを観測した。 ○三幡港では、当時変潮で引き潮、満ち潮が交互に起り、青土が潮と共に吹き上がり土手が作られたという。 ○児島湾干拓地では、0.6メートルくらい増しやや経って引き、再び前より少ないが満ちてきた。</p>			

※岡山県地域防災計画資料編から抜粋

2 想定される災害リスク

本県に大きな被害をもたらす自然災害として、本県の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、次のとおり「想定される災害リスク」を設定する。

【想定される災害リスク】

自然災害の種類	想定される被害の様相等
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲にわたる長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。
高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の高潮などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大きな人身、建物被害等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、都市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及ぶ。
南海トラフ地震及びその発生に伴う津波災害	今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(平成25年7月被害想定公表)
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身、建物被害が生じる。(平成26年5月被害想定公表)
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での自然災害の発生や、相次ぐ大型台風の襲来により、被害がさらに拡大する。 新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生により、被害がさらに拡大する。

第3章 脆弱性評価等

1 「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価に当たっては、国の基本計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」に準じて、本県で想定される災害リスク等を踏まえ、42の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
	2-6 被災地における感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞
	5-5 基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-6 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
	5-7 食料等の安定供給の停滞
	5-8 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
	7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 風評被害等による県内経済への甚大な影響

2 施策分野の設定

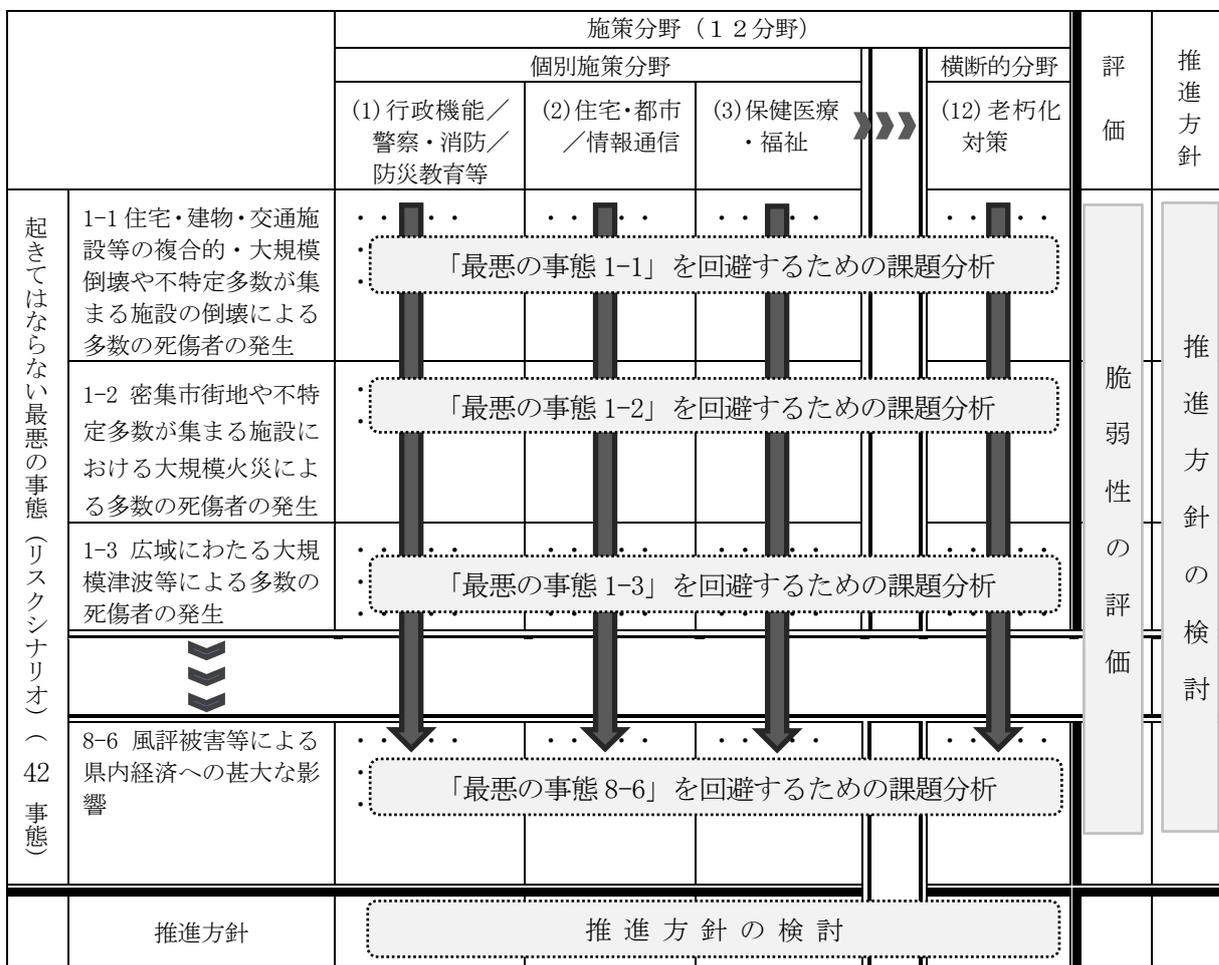
国の基本計画において設定された施策分野（12の個別施策分野と5の横断的分野）を基に、8の個別施策分野と4の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
(1) 行政機能／警察・消防／防災教育等	(9) リスクコミュニケーション
(2) 住宅・都市／情報通信	(10) 人材育成
(3) 保健医療・福祉	(11) 官民連携
(4) 産業	(12) 老朽化対策
(5) 交通・物流	
(6) 農林水産	
(7) 国土保全・土地利用	
(8) 環境	

3 脆弱性評価の手順等

- (1) 現計画の取組の進捗状況の評価を基に、国の基本計画の見直しや、地域計画策定以降に発生した平成30年7月豪雨災害など、近年の災害の教訓等も踏まえ、設定した42の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための課題分析等、本県の脆弱性について総合的に評価を行った。
- (2) 上記(1)の脆弱性評価結果や第3次プラン、国が示した国土強靱化予算の重点化等の方針などを踏まえ、強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）や、計画の進捗管理に活用する指標の検討を行った。推進方針は、まず、リスクシナリオごと、次に、施策分野ごとに検討を行った。

[脆弱性評価から推進方針の検討までのイメージ]



4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果については、別紙1のとおりである。

第4章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオごとの強靱化の推進方針

脆弱性評価結果等を踏まえ、基本目標の達成に向けたハード・ソフト両面から地域の強靱化を実現するために必要なリスクシナリオごとの推進方針は、次のとおりとする。

(1) 直接死を最大限防ぐ ※**重**は重点化した推進方針を示す。**新**は新規の推進方針を示す。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化促進等)

重 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化の目標達成に向け、普及啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化支援の充実を図る。また、不特定多数の者が集まる施設の倒壊や火災による被害を回避するため、耐震診断の義務付け対象建築物や防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。【1-1① 土木】

(県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進)

重 老朽化が進む県有施設について、岡山県公共施設マネジメント方針に基づき策定した個別施設計画に沿って、それぞれの公共施設の老朽化対策、耐震化を進める。
【1-1②, 3-2② 総務】

(吊り天井などの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化促進)

○ 屋内運動場等の吊り天井などの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、耐震対策を促進し早期完了を目指す。【1-1③ 教育】

(補助制度を活用した私立学校施設の耐震化促進)

○ 私立学校に対し、県及び国の補助制度を活用することにより耐震診断及び耐震工事を積極的に実施するよう促し、私立学校施設の耐震化の促進を図る。【1-1④ 総務】

(県営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策の推進)

○ 県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後、増加する老朽化した住棟に対して、戦略的な維持管理を行う。【1-1⑤ 土木】

(災害拠点病院等の耐震化促進)

重 医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることを防ぐよう、災害拠点病院や災害時に重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化を促進する。
【1-1⑥, 2-4① 保福】

(社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設置等の促進)

☑ 社会福祉施設や医療施設は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置のほか、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀の改修等を促進する。【1-1⑦ 保福】

(橋梁の耐震化推進)

☑ 災害時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1⑧, 5-5③, 6-4⑤ 土木】

(道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進)

☑ 災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。【1-1⑧, 2-1⑪, 5-5④, 6-4① 土木】

(不特定多数が集まる公園施設の防災・老朽化対策、維持管理)

○ 不特定多数が集まる県有公園施設について、災害発生時の避難場所や自衛隊等の災害活動拠点となる園内の施設、設備が有効に機能するよう、適切な防災・老朽化対策、維持管理を行うとともに、市町村管理の公園についても、災害発生時に有効となる機能の確保を促進する。【1-1⑨ 土木】

(消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等)

☑ 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑩, 1-2②, 1-3⑩, 1-5⑦, 2-3③, 7-1① 直轄】

(警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等)

☑ 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。【1-1⑪, 1-2③, 1-3⑪, 1-5⑧, 2-3⑤, 3-1① 警察】

(大規模盛土造成地の安全性調査実施の促進)

○ 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、県は一次調査でその位置や規模を抽出した。二次調査では市町が実施主体となり、安全性把握を実施する。県は大規模盛土造成地が存在する県内15市9町の二次調査計画の速やかな策定を促し、二次調査が計画的に実施されるよう支援する。【1-1⑫ 土木】

(不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理)

- 自然公園における植生保護による法面崩壊防止等の国土荒廃防止、登山道や避難小屋等の老朽化した自然公園施設等の再整備による事故の未然防止のほか、災害発生時の避難経路確保など利用者の安全を確保するとともに、これら施設の適切な維持管理を行う。

【1-1⑬, 1-5⑪ 環文】**新**

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(大規模商業施設等の防火対策の促進)

- 火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等の管理者に対し、市町村において、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促進する。また、県は市町村に対し、消火栓等の耐震性強化や防火水槽の増設等、消防水利状況の改善などを働きかける。【1-2①, 7-1③ 直轄】

(消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等)

- 重** 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑩, 1-2②, 1-3⑩, 1-5⑦, 2-3③, 7-1① 直轄】

(警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等)

- 重** 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。
【1-1⑪, 1-2③, 1-3⑪, 1-5⑧, 2-3⑤, 3-1① 警察】

(女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化)

- 重** 消防団員数が減少傾向にある中、将来の団員確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、市町村と連携して女性や若手に対し積極的な広報を行うなど、消防団の充実強化に取り組む。【1-2④, 2-3⑧, 7-1⑤ 直轄】

(初期消火体制の充実)

- 火災の初期消火体制を充実させるため、消防本部に体制整備を働きかけていくとともに、地域において速やかな対応ができるよう、消防本部と消防団、自主防災組織などとの連携を促進する。【1-2⑤, 7-1④ 直轄】

(防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進)

- 都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町村に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町

に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑥, 1-4⑦, 1-5⑨ 土木】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

〔重〕 南海トラフ地震による津波高等を踏まえ平成26年3月に改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。

【1-3①, 1-4②, 6-5②, 7-2③, 8-4① 農林・土木】

(南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備)

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、県、市町及び防災関係機関等が連携し、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備を図る。【1-3② 直轄】〔新〕

(南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施)

〔重〕 南海トラフ地震をはじめとした地震を想定し、関係市町村及び県、防災関係機関が緊密に連携して災害対応を行う実践的な防災訓練を実施するとともに、避難訓練や避難所開設訓練などへの住民参加を広く促し、関係機関の災害対応力の強化や、住民の安全な避難誘導體制の確保を図る。【1-3③ 直轄】

(津波による被害が想定される社会福祉施設等における避難誘導體制整備の促進)

- 津波による被害が想定される社会福祉施設や医療施設における具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル作成など、災害時の避難誘導體制整備を促進する。【1-3④ 保福】

(効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進)

- メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する。

【1-3⑤, 4-2③, 4-3② 直轄・総合】

(防災意識の普及啓発)

〔重〕 ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所・避難経路の確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に、安全が確保された在宅避難や親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発に

ついて、県、市町村が連携し、様々な機会を捉えて多様な手段により推進する。

【1-3⑥, 1-5④ 直轄】

(学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育の実施)

- 大規模災害時に児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、学校近隣の災害リスク等を考慮した学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育を継続的に実施する。

【1-3⑦ 教育】

(先進的・実践的な防災教育の普及)

- 指定モデル校園において実施している新たな防災教育の指導・教育手法の開発や、緊急地震速報等を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果の県内への普及を図る。

【1-3⑧ 教育】

(救援活動等、社会貢献できる人材の育成研修の実施)

- 災害時の救援活動等の実践力を身に付けるための研修を計画的に実施し、社会貢献できる人材の育成を推進する。【1-3⑨ 教育】

(消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等)

- 重 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑩, 1-2②, 1-3⑩, 1-5⑦, 2-3③, 7-1① 直轄】

(警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等)

- 重 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。

【1-1⑪, 1-2③, 1-3⑪, 1-5⑧, 2-3⑤, 3-1① 警察】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(計画的な河川改修等の推進)

- 重 洪水被害を未然に防ぐため、これまでに起きた最大規模の洪水や過去の水害発生状況を踏まえ、ハード対策として、計画的な河川改修や既存ダムの有効活用、河道掘削や樹木伐採といった河道内整備、危機管理型ハード対策（天端舗装等）等を進めるとともに、ソフト対策として、河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき、河川監視カメラの画像や雨量・水位・ダム情報等防災情報提供の充実及び、観測・防災施設の安定性の向上を図る。また、流域のあらゆる関係者が連携して水害に対して備える流域治水プロジェクトを推進する。

【1-4①, 6-5① 土木】

(平成 30 年 7 月豪雨災害による改良復旧事業の推進)

〔重〕 平成 30 年 7 月豪雨で堤防が決壊するなどして甚大な被害を受けた河川において、集中的な治水対策として改良復旧事業を推進する。倉敷市の真備緊急治水対策プロジェクトのハード対策（小田川合流点付替え等：国事業、小田川 3 支川（末政川、高馬川、真谷川）堤防整備等：県事業）や岡山市東区の砂川については、河川激甚災害対策特別緊急事業により令和 5 年度まで、総社市の高梁川については、河川災害復旧等関連緊急事業により令和 4 年度までの完成を目標として、集中的に堤防整備等を推進する。【1-4①, 6-5① 土木】〔新〕

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

〔重〕 南海トラフ地震による津波高等を踏まえ平成 26 年 3 月に改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。
【1-3①, 1-4②, 6-5②, 7-2③, 8-4① 農林・土木】

(農業水利施設の排水機能の確保)

○ 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、県や市町村が造成した排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止に向けた計画的な予防保全対策の実施、市町村が管理する排水路の適切な維持管理の促進により、農業水利施設の排水機能を確保する。【1-4③ 農林】

(下水道施設の計画的な整備、維持管理の促進)

○ 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するため、市町村における、過去の浸水実績等の把握による排水ポンプ場、雨水管渠(きょ)等の下水道施設の計画的な整備や維持管理を促進する。【1-4④ 土木】

(児島湖流域等県南の低平地での内水排除対策の実施)

〔重〕 児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地においては、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町村等が緊密に連携して計画的かつ効果的に内水排除対策を実施する必要があるため、関係行政機関及び関係団体等との連絡会議の開催を通じて、平時から必要な情報共有や対策の検討を行うとともに、大雨が予想される際の事前の児島湖の水位調整や連絡体制の強化、各機関が所管する排水機場等の計画的な整備を実施する。
【1-4⑤ 農林・土木】

(水防体制の充実強化)

○ 水防団と、水防本部、市町村等水防管理団体との重要水防箇所など水防に関する情報共有や連絡体制の強化を促進するとともに、水防活動を担う消防団員等を対象として、堤防等の

巡視のポイントや水防工法など水防技術向上に係る研修を実施するなど、水防体制の充実強化を図る。【1-4⑥ 土木】

(防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進)

- 都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑥, 1-4⑦, 1-5⑨ 土木】

(災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進)

- 安全なまちづくり推進の観点から、災害ハザードエリアを踏まえた土地利用が行えるよう、市町の策定する立地適正化計画等により都市、居住機能の誘導を促進する。
【1-4⑧, 1-5⑩ 土木】 **新**

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策の推進)

- 重** 近年、激甚化・頻発化する土砂災害から県民の生命・財産を守り、暮らしの安全を確保するため、土砂災害のおそれがある箇所のうち、緊急性の高い箇所から重点的、計画的に施設整備を行うとともに、土砂災害警戒区域の周知等、ソフト対策も積極的に進めるなど、ハード・ソフト両面から土砂災害防止対策を推進する。【1-5① 土木】

(砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進)

- 砂防関係施設について、長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【1-5②, 2-2③, 6-5③ 土木】

(要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進)

- 重** 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。
【1-5③ 直轄・総務・保福・土木・教育】 **新**

(防災意識の普及啓発)

- 重** ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所・避難経路の確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に、安全が確保された在宅避難や親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発について、県、市町村が連携し、様々な機会を捉えて多様な手段により推進する。
【1-3⑥, 1-5④ 直轄】

(自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進)

【重】 災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう、県及び市町村が連携し、女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくりや、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練、避難所運営計画の策定、危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。【1-5⑤, 2-3⑨ 直轄】

(タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進)

○ 県及び市町村、防災関係機関が連携し、迅速かつ確かな災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する。
【1-5⑥ 直轄】

(消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等)

【重】 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑩, 1-2②, 1-3⑩, 1-5⑦, 2-3③, 7-1① 直轄】

(警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等)

【重】 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。
【1-1⑪, 1-2③, 1-3⑪, 1-5⑧, 2-3⑤, 3-1① 警察】

(防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進)

○ 都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑥, 1-4⑦, 1-5⑨ 土木】

(災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進)

○ 安全なまちづくり推進の観点から、災害ハザードエリアを踏まえた土地利用が行えるよう、市町の策定する立地適正化計画等により都市、居住機能の誘導を促進する。
【1-4⑧, 1-5⑩ 土木】 ⑨

(不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理)

○ 自然公園における植生保護による法面崩壊防止等の国土荒廃防止、登山道や避難小屋等の老朽化した自然公園施設等の再整備による事故の未然防止のほか、災害発生時の避難経路確保など利用者の安全を確保するとともに、これら施設の適切な維持管理を行う。
【1-1⑬, 1-5⑪ 環文】 ⑩

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(避難所における感染症等の感染拡大防止に向けた公的備蓄計画の見直し)

- 避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、必要な物資を追加するなど、県・市町村の公的備蓄計画を見直す。【2-1① 直轄・保福】

(生活必需品の個人備蓄や自主防災組織等による備蓄の促進)

- 防災週間等あらゆる機会での取組や各種メディアを通じ、住民に対する「3日分以上、推奨1週間分」の食料・水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【2-1② 直轄】

(支援物資物流体制の整備)

- 重 県内流通業者、コンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等、協定締結先からの物資調達や、国、他県からの支援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、市町村、物流業者等と連携した訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアル見直しを行うなど、支援物資物流体制の整備を図る。

【2-1③, 5-7① 直轄・保福・産労・農林・教育】

(燃料供給体制の整備)

- 県石油商業組合と締結している燃料供給に関する協定やマニュアルに基づき、具体的な給油要請や配送など、円滑に燃料供給を行うための訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、燃料供給体制の整備を図る。【2-1④, 2-4⑫ 直轄】

(円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進)

- 広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療施設等への電源車派遣が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前協議など、電力供給事業者等関係機関との連携を推進する。【2-1⑤, 6-1② 直轄】 新

(緊急用LPガス調達に係る連携強化)

- 県LPガス協会との間で、災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、災害発生に備え、講習会や訓練等を通じて関係者の連携強化を図る。

【2-1⑥, 6-1③ 直轄】

(道の駅の防災機能や防災体制の強化)

- 地震等の災害時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、設置者である市町村と協議しながら、非常用電源の確保、道路規制情報・被災情報の

提供、救援物資の備蓄等が行えるよう、防災機能や防災体制の強化に取り組む。

【2-1⑦, 2-5② 土木】

(道路啓開体制の確保)

- 緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-1⑧, 2-2⑥, 2-4⑬, 5-2③, 6-4① 土木】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

重 災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-1⑨, 5-1④, 5-5②, 5-7② 土木】

(農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-1⑩, 2-2⑦, 5-7③, 6-4③ 農林】

(道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進)

重 災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。

【1-1⑧, 2-1⑪, 5-5④, 6-4① 土木】

(水道施設の計画的な耐震化の促進)

重 水道施設基幹管路耐震化率が 32.0% (H30) となっており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、水道事業者等に対し、耐震化の必要性や計画的整備について指導や助言を行い、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する。【2-1⑫, 6-2① 保福】

(エネルギー供給施設の計画的な耐災害性向上の促進)

- エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練を定期的実施し、コンビナート防災体制の強化を図る。また、電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者による関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、復旧用車両の通行ルート確保に係る道路管理者との連携等、計画的な耐災害性の向上を促進する。【2-1⑬, 2-4⑭, 5-2①, 6-1① 直轄・企業局】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(中山間地域の交通難所解消)

- 【重】 中山間地域の交通難所の解消に向け、効率的な道路整備に努めているが、災害時、集落へ接続する生活道路が通行不能となった場合、長期にわたる孤立集落の発生が懸念されるため、市町村道や農林道等の施設管理者と連携し、地域の実情を踏まえながら、緊急性の高い交通難所を優先して計画的な整備を進める。【2-2① 土木】

(地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網整備の推進)

- 災害時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。

【2-2②, 6-4② 土木】

(砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進)

- 砂防関係施設について、長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【1-5②, 2-2③, 6-5③ 土木】

(治山施設の調査・点検、老朽化した施設の計画的な対策の推進)

- 治山施設の老朽化により生じる被害を未然に防止するため、原則、設置後10年以上経過した施設の調査・点検を実施し、対策が必要な施設については、緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る。【2-2④, 6-5④, 7-4③ 農林】

(林道橋等の調査・点検、保全・整備の促進)

- 林道橋等の老朽化により生じる被害を未然に防止するため、市町村が実施するインフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を支援し、計画的な保全・整備を促進する。

【2-2⑤, 6-4④ 農林】

(道路啓開体制の確保)

- 緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-1⑧, 2-2⑥, 2-4⑬, 5-2③, 6-4① 土木】

(農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-1⑩, 2-2⑦, 5-7③, 6-4③ 農林】

(島しょ部の海上交通手段の確保及び係留施設等の適切な維持管理)

- 災害時に海上交通手段が寸断され、島しょ部の住民が孤立化することを防ぐため、島しょ部を有する市と連携し、海上交通手段の確保に努める。また、離島航路の発着となる県管理港湾・漁港の係留施設等の適切な維持管理を行うとともに、関係市と連携し、市管理港湾・漁港の適切な管理を促進する。【2-2⑧ 県民・農林・土木】

(県消防防災ヘリによる救助・物資輸送・救急搬送訓練の実施)

- 道路寸断等のため孤立地域が発生した場合を想定し、県消防防災ヘリコプターによる救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行い、災害対応力の向上を図る。【2-2⑨ 直轄】

(孤立可能性のある集落等での通信確保、備蓄の促進)

- 災害時に孤立する可能性のある集落等について、市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化、家庭、集落単位での備蓄を促進する。また、通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図る。【2-2⑩ 直轄】

(防災上重要な林道の整備)

- 災害時、公道の代替路として活用できる防災上重要な幹線林道の整備を推進する。
【2-2⑪、6-4⑬ 農林】 **新**

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(警察署の計画的な耐震化の推進)

- 耐震化が未実施の警察署は、老朽化・狭隘(きょうあい)化が著しいため、建替による耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び活動拠点としての保持を図る。【2-3①, 3-1② 警察】

(消防関係庁舎の耐震化促進)

- 災害時に救急、救助、消火等の活動に即応しなければならない県内の消防本部がその機能を十分に果たすため、消防署及び出張所等の耐震化未整備の消防関係庁舎の耐震化を促進する。また、水害対策や災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保対策を促進する。
【2-3② 直轄】

(消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等)

- 重** 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑩, 1-2②, 1-3⑩, 1-5⑦, 2-3③, 7-1① 直轄】

(県消防防災ヘリの2人操縦士体制の導入)

重 県消防防災ヘリコプターによる災害対応をより安全かつ円滑に実施するため、運航委託会社との調整を進め、2人操縦士体制を導入する。【2-3④ 直轄】新

(警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等)

重 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。

【1-1⑩, 1-2③, 1-3⑩, 1-5⑧, 2-3⑤, 3-1① 警察】

(自衛隊等の円滑な受援体制の構築)

○ 全国から派遣される自衛隊、消防等を受け入れるための手順等を定めた「岡山県災害時応援受援・市町村支援計画」に基づき、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制の構築を図る。【2-3⑥ 直轄】

(消防職員及び消防団員の災害対応力向上のための教育環境の整備)

○ 県消防学校において、消防職員及び消防団員の教育訓練を実施しているが、近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備に取り組む。また、救急救命士等の養成、確保に努める。【2-3⑦ 直轄】

(女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化)

重 消防団員数が減少傾向にある中、将来の団員確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、市町村と連携して女性や若手に対し積極的な広報を行うなど、消防団の充実強化に取り組む。【1-2④, 2-3⑧, 7-1⑤ 直轄】

(自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進)

重 災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な共助の取組が進むよう、県及び市町村が連携し、女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくりや、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練、避難所運営計画の策定、危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。【1-5⑤, 2-3⑨ 直轄】

(地区防災計画の作成促進)

重 県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に、作成に向けたモデル事業を推進する。また、モデル事業で培ったノウハウ等を市町村と共有することにより、計画作成の全県展開を図る。

【2-3⑩, 3-2⑩, 4-3⑫, 7-1⑥ 直轄】新

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害拠点病院等の耐震化促進)

【重】 医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることがないように、災害拠点病院や災害時に重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化を促進する。

【1-1⑥, 2-4① 保福】

(医療機関のBCP策定促進)

【重】 大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、感染症対策を行いながら、医療提供機能を維持し医療業務を継続できるよう、医療機関におけるBCPの策定を促進する。

【2-4② 保福】

(災害拠点病院等における水や燃料の備蓄、確保の促進)

○ 災害時に水や電力の供給が途絶した場合でも、災害拠点病院等が病院の基本的な機能を維持することができるよう、水や自家発電機用燃料の備蓄、確保を促進する。【2-4③ 保福】

(DMATの複数化、消防・感染症対策関係機関等との連携強化の促進)

【重】 被災者の救命率の向上を図るため、全ての災害拠点病院が保有するDMATについて、隊員の養成・確保や、各病院における複数チームの保有、隊員の技能維持・向上、消防・感染症対策関係機関等との連携強化を促進する。【2-4④ 保福】

(救急医療活動等に必要非常用電源確保の促進)

○ 災害時にエネルギー供給が長期にわたり途絶した場合でも、DMATが行う救急医療活動や広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないように、可搬式の発電機やバッテリーの整備、非常用電源の確保を促進する。【2-4⑤ 保福】

(広域医療搬送拠点の運営円滑化に向けた関係機関の連携強化)

○ 県内の医療機関で対応不可能な人数の傷病者が生じた場合に、他都道府県等に傷病者を搬送するために岡山桃太郎空港に設置する広域医療搬送拠点の運営を円滑に行えるよう、定期的に訓練等を実施し、DMAT・医療機関・消防・感染症対策関係機関等との連携強化を図る。【2-4⑥⑨ 保福】

(災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の隊員養成等による運用体制整備)

○ 「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員としての活動に必要な養成研修の受講を促進するなど、運用体制の整備を図る。【2-4⑦ 保福】**新**

(岡山桃太郎空港施設の計画的な老朽化対策の推進)

○ 岡山桃太郎空港維持管理・更新計画等に基づき、空港施設の老朽化対策を着実に実施し、機能確保を図る。【2-4⑧, 6-4⑨ 県民】

(災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化)

- 医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達できるよう、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-4⑩, 2-6③, 2-7⑥ 保福】

(陸路の閉塞時等におけるヘリによる迅速な救急搬送のための関係機関の連携強化)

- 陸路の閉塞時や島しょ部においては、ヘリコプターを活用することで救急搬送をより効果的に行うことができることから、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時から関係機関との連携の強化を図る。【2-4⑪ 直轄・保福】

(燃料供給体制の整備)

- 県石油商業組合と締結している燃料供給に関する協定やマニュアルに基づき、具体的な給油要請や配送など、円滑に燃料供給を行うための訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、燃料供給体制の整備を図る。【2-1④, 2-4⑫ 直轄】

(道路啓開体制の確保)

- 緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-1⑧, 2-2⑥, 2-4⑬, 5-2③, 6-4① 土木】

(エネルギー供給施設の計画的な耐災害性向上の促進)

- エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練を定期的実施し、コンビナート防災体制の強化を図る。また、電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者による関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、復旧用車両の通行ルート確保に係る道路管理者との連携等、計画的な耐災害性の向上を促進する。【2-1⑬, 2-4⑭, 5-2①, 6-1① 直轄・企業局】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

(民間事業者と連携した「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等の推進)

- コンビニエンスストア等、民間事業者との協定に基づき、徒歩帰宅者に水やトイレ、道路情報等、防災情報の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等を推進する。【2-5① 直轄】

(道の駅の防災機能や防災体制の強化)

- 地震等の災害時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、設置者である市町村と協議しながら、非常用電源の確保、道路規制情報・被災情報の提供、救援物資の備蓄等が行えるよう、防災機能や防災体制の強化に取り組む。

【2-1⑦, 2-5② 土木】

(事業所に対する従業員の一時帰宅抑制等の周知・協力要請)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑止し、交通機関の運航状況の確認や家族間での安否確認を優先するとともに、従業員等の一時滞在場所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県、市及び防災関係機関が連携して周知、協力要請を行う。【2-5③ 直轄】

(帰宅困難時の学校園での心のケア、食料確保、宿泊対応など、長期滞在対策の検討)

- 大規模災害時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の心のケア、食料の確保、宿泊の対応等、学校園に長期間滞在することを想定した対策について、関係者で協議・検討を進める。【2-5④ 教育】

(公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進)

- 公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5⑤, 5-5⑦, 6-4⑪ 直轄・県民】

2-6 被災地における感染症等の大規模発生

(予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進)

- 県内に1箇所設置している予防接種センターの運営や広報活動を通じて、予防接種を推進し、災害時の感染症のまん延防止を図る。【2-6①, 2-7④ 保福】

(避難所における感染症対策の促進)

- 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施するなど、感染症対策を促進する。

【2-6② 直轄】**新**

(災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化)

- 医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達できるよう、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-4⑩, 2-6③, 2-7⑥ 保福】

(下水道施設の耐震化の推進等)

- 流域下水道施設について、耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路、処理場等の耐震化や津波対策を実施する。また、市町村管理の下水道施設について、耐震化や津波対策を促進する。【2-6④, 6-3① 土木】

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」の作成促進)

重 災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、市町村において、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営し、衛生管理等に徹底して取り組むとともに、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整えることができるよう、必要事項を記載した「避難所運営マニュアル」の作成を促進する。

【2-7① 直轄】**新**

(指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進)

○ 想定される災害の種別及び新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた、市町村による適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や住民への周知を促進する。また、災害発生のおそれがある場合の県、国との情報共有、連携や、適時、適切な避難所等の開設を促進する。【2-7②, 4-3⑦ 直轄】

(感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進)

重 市町村が進めている「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の整備等について、災害時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者を受け入れることができるよう、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大するなど、市町村による受入体制整備を促進する。【2-7③, 4-3⑪ 保福】

(予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進)

○ 県内に1箇所設置している予防接種センターの運営や広報活動を通じて、予防接種を推進し、災害時の感染症のまん延防止を図る。【2-6①, 2-7④ 保福】

(避難所における感染症のまん延防止対策の推進)

○ 避難所における感染症のまん延を防止するため、市町村において、地域防災計画や避難所マニュアル等に基づく避難所の適切な消毒等、必要な措置が確実に実施されるよう、まん延防止に関する知識等の普及や適切な助言に努める。【2-7⑤ 保福】

(災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化)

○ 医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達できるように、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-4⑩, 2-6③, 2-7⑥ 保福】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等)

重 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。

【1-1⑩, 1-2③, 1-3⑩, 1-5⑧, 2-3⑤, 3-1① 警察】

(警察署の計画的な耐震化の推進)

○ 耐震化が未実施の警察署は、老朽化・狭隘(きょうあい)化が著しいため、建替による耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び活動拠点としての保持を図る。【2-3①, 3-1② 警察】

(信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備)

○ 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。

【3-1③, 5-2③, 5-5⑥, 6-4⑩ 警察】

3-2 県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(市町村の国土強靱化地域計画の策定促進)

重 県域の強靱化を効果的に推進するため、市町村の国土強靱化地域計画の策定を促進するとともに、市町村と連携して強靱化施策に取り組む。【3-2① 直轄】^新

(県・市町村庁舎の計画的な耐震化の推進)

重 岡山県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画で定める耐震改修等の目標を踏まえ、県庁舎、県民局及び市町村庁舎等、防災拠点となる公共施設の耐震改修を計画的に進める。【3-2② 総務・県民・土木】

(県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進)

重 老朽化が進む県有施設について、岡山県公共施設マネジメント方針に基づき策定した個別施設計画に沿って、それぞれの公共施設の老朽化対策、耐震化を進める。

【1-1②, 3-2② 総務】

(県立学校施設の安全確保や機能維持の推進)

重 県立学校施設の老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や機能・環境面

で不十分な施設が多く存在している。特に、外壁、窓枠等の落下防止、トイレ設備の更新（洋式化）、空調設備の設置・更新や、特別な支援が必要な児童生徒等への対応など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。その中で、個別施設計画に沿って長寿命化改修工事や設備等の定期更新、建替、廃止等の施設マネジメントを実施し、県立学校施設の安全確保や機能維持を図る。【3-2② 教育】**新**

（感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化）

- 新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。【3-2③ 直轄】**新**

（岡山県庁BCPの継続的な見直し）

- 岡山県庁BCPで定められた非常時優先業務や業務実施に必要な資源等について確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルによる計画見直しを継続的に行い、災害時の業務継続体制の確保を図る。【3-2④ 直轄】

（市町村BCPの継続的な見直しの促進）

- 各市町村BCPについて、計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえるよう、PDCAサイクルによる継続的な見直しを促進する。【3-2⑤ 直轄】

（県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化）

- 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題解決に向けた協議を重ねるなど連携を強化する。
【3-2⑥, 8-2⑧ 直轄】

（他県との相互応援体制の充実）

- 重** 大規模広域災害に備え、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定や、「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」、全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高める。
【3-2⑦, 8-2⑨ 直轄】

（市町村の受援計画の策定促進）

- 大規模災害時の被災による市町村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、市町村の受援計画策定を促進する。
【3-2⑧ 直轄】**新**

（避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成）

- 大規模災害時、多くの人員を要するとともに、早期の支援が期待される避難所運営、住家被

害認定調査等の災害対応業務について、研修などを通じ、県内外において、円滑に遂行できる職員を育成する。【3-2⑨ 直轄】**新**

(地区防災計画の作成促進)

重 県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に、作成に向けたモデル事業を推進する。また、モデル事業で培ったノウハウ等を市町村と共有することにより、計画作成の全県展開を図る。

【2-3⑩, 3-2⑩, 4-3⑫, 7-1⑥ 直轄】**新**

(自主防災活動リーダーの養成推進)

重 活動を始めたばかりの自主防災組織のリーダー、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進する。【3-2⑪ 直轄】**新**

(県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進)

重 老朽化が進んでいる県防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、地上系多重無線、光ファイバ、衛星通信等、複数の通信手段を効果的に組み合わせ、高い信頼性と高速大容量を有するネットワークとなるよう、計画的な再整備を推進する。【3-2⑫, 4-1②, 4-3⑮ 直轄】

(総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善)

重 新たに開発した総合防災情報システムについては、県民が適切に避難し、関係機関が的確に情報共有ができるよう、安定稼働の確保に努めるとともに、防災気象情報の変更や利用者ニーズへの対応など、継続的な改善を行う。【3-2⑬, 4-1③, 4-3⑯ 直轄】

(県の重要システムに関する ICT-BCP の定期的な運用訓練や内容の充実)

○ 県の重要な情報システムについて、災害時に ICT-BCP (ICT 部門の業務継続計画) が機能するよう、定期的に訓練を実施するとともに、訓練過程で把握した課題を ICT-BCP に反映させるなど、今後も円滑かつ優先順位を考慮したデータ復旧や長期電源途絶時の対策について検討を進める。【3-2⑭ 県民】

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用)

○ 大規模災害時における 1 週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の耐震対策や浸水対策など耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進めるとともに、燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検

等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【4-1① 直轄】

(県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進)

■ 老朽化が進んでいる県防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、地上系多重無線、光ファイバ、衛星通信等、複数の通信手段を効果的に組み合わせ、高い信頼性と高速大容量を有するネットワークとなるよう、計画的な再整備を推進する。【3-2⑫, 4-1②, 4-3⑮ 直轄】

(総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善)

■ 新たに開発した総合防災情報システムについては、県民が適切に避難し、関係機関が的確に情報共有ができるよう、安定稼働の確保に努めるとともに、防災気象情報の変更や利用者ニーズへの対応など、継続的な改善を行う。【3-2⑬, 4-1③, 4-3⑯ 直轄】

(通信事業者における災害時の通信確保の取組の促進)

- 通信事業者における計画的な関連施設の耐災害性の向上や、平時からの被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、電気事業者等との連携強化、非常用発電機の整備など、災害時の通信確保の取組を促進する。【4-1④ 直轄】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(岡山情報ハイウェイの機能維持のための計画的な機器更新)

- 岡山情報ハイウェイは、県・市町村の行政ネットワークだけでなく、インターネット接続業者や放送事業者などの通信経路としても利用されている重要なインフラであるため、回線切断に備えた経路の多重化、関連施設の浸水対策など、安全性強化策を実施済みであるが、今後も、業務継続や災害時の情報提供に支障を来すことのないよう、計画的な機器更新を実施する。【4-2① 県民】

(災害時における公衆無線LAN環境の確保)

- 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、市町村等の庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に、公衆無線LANサービスを継続する。
【4-2② 県民】

(効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進)

- メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する。
【1-3⑤, 4-2③, 4-3② 直轄・総合】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した住民への情報伝達手段の多重化の促進等)

- 全国瞬時警報システム(Jアラート)で配信される情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、市町村におけるJアラートにより自動起動する市町村防災行政無線(同報系)や音声告知端末、緊急速報メール等のプッシュ型情報伝達手段の多重化を促進する。また、県防災行政無線中継所施設の提供や技術的助言により、市町村防災行政無線(同報系)の整備を支援する。【4-3① 直轄】

(効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化・効率化の推進)

- メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線(同報系)、音声告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート(災害情報共有システム)等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化・効率化を推進する。

【1-3⑤, 4-2③, 4-3② 直轄・総合】

(ダム放流情報の提供)

- 県内主要ダムの放流情報について、おかもやま防災ポータル等を通じ、提供する。

【4-3③ 農林・土木】

(想定最大規模降雨の際の浸水想定区域の見直し等)

- 平成27年の水防法改正を契機に、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水による浸水想定区域の指定等を行うとともに、関係市町村へ情報提供を行い、避難体制の整備を促す。【4-3④ 土木】

(市町村のハザードマップ作成の促進及び、ハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発)

- 重** 市町村のハザードマップ作成を促進するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう、普及啓発を図る。【4-3⑤ 直轄】

(幼少期からの防災教育の推進)

- 重** 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や防災組織等を通じ、継続的に実施する。【4-3⑥ 直轄】 **新**

(指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進)

- 想定される災害の種別及び新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた、市町村による適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や住民への周知を促進する。また、災

害発生のおそれがある場合の県、国との情報共有、連携や、適時、適切な避難所等の開設を促進する。【2-7②, 4-3⑦ 直轄】

(高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、避難支援個別計画作成の促進)

Ⓔ 高齢者や障害のある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、県のモデル事業の実施等を通じて、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく避難支援個別計画作成を促進し、実効性のある支援体制の構築を図る。【4-3⑧ 直轄・保福】

(福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制充実強化の促進)

○ 大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、DWA T（災害派遣福祉チーム）を中心とした、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の充実強化を促進する。【4-3⑨ 保福】

(視聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の促進)

○ 視聴覚に障害のある人に対し、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるよう、情報伝達方法の多様化を促進する。【4-3⑩ 保福】

(感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進)

Ⓔ 市町村が進めている「福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）」の整備等について、災害時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者を受け入れることができるよう、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大するなど、市町村による受入体制整備を促進する。【2-7③, 4-3⑪ 保福】

(地区防災計画の作成促進)

Ⓔ 県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に、作成に向けたモデル事業を推進する。また、モデル事業で培ったノウハウ等を市町村と共有することにより、計画作成の全県展開を図る。

【2-3⑩, 3-2⑩, 4-3⑫, 7-1⑥ 直轄】 ㊦

(外国人被災者に対する支援活動体制づくり)

○ 県内の在住外国人の生活面の支援を行う「地域共生サポーター」や、通訳、翻訳により外国人を支援する災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）を養成するとともに、災害関連情報の多言語による提供等を行うための実践的な訓練を実施し、外国人被災者への迅速かつ円滑な支援活動を実施する体制づくりに取り組む。【4-3⑬ 県民】

(観光施設の災害対応力向上の促進)

○ 観光施設の災害対応力向上のため、特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に

対し、各施設管理者において、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等の整備を促進する。【4-3⑭ 産労】

(県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進)

Ⓔ 老朽化が進んでいる県防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、地上系多重無線、光ファイバ、衛星通信等、複数の通信手段を効果的に組み合わせ、高い信頼性と高速大容量を有するネットワークとなるよう、計画的な再整備を推進する。【3-2⑫, 4-1②, 4-3⑮ 直轄】

(総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善)

Ⓔ 新たに開発した総合防災情報システムについては、県民が適切に避難し、関係機関が的確に情報共有ができるよう、安定稼働の確保に努めるとともに、防災気象情報の変更や利用者ニーズへの対応など、継続的な改善を行う。【3-2⑬, 4-1③, 4-3⑯ 直轄】

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(中小企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上)

Ⓔ 平成30年7月豪雨、令和元年9月の大雨による災害及び、新型コロナウイルス感染症の教訓や南海トラフ地震の被害想定などを踏まえ、中小企業における災害発生後の早期復旧、事業継続に向けたBCP策定を促進しているが、さらなる普及に向けた事業継続力強化計画の策定や、個別企業のBCPの実効性の一層の向上、関係企業との連携などの促進により、災害時における事業継続能力の向上を図る。【5-1① 産労】

(被災企業等への県融資制度の周知)

- 県融資制度に、被災企業の運転資金・設備資金、BCPや事業継続力強化計画の策定、防災対策に必要な資金に対する「危機対策資金」を設けており、支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図る。【5-1② 産労】

(地域経済力の底上げを図るための企業誘致や投資の促進、県内企業の育成)

- 大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素から取り組む。【5-1③ 産労】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

Ⓔ 災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道

路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-1⑨, 5-1④, 5-5②, 5-7② 土木】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(エネルギー供給施設の計画的な耐災害性向上の促進)

- エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練を定期的実施し、コンビナート防災体制の強化を図る。また、電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者による関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、復旧用車両の通行ルート確保に係る道路管理者との連携等、計画的な耐災害性の向上を促進する。【2-1⑬, 2-4⑭, 5-2①, 6-1① 直轄・企業局】

(自立・分散型エネルギーの導入促進)

- 地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電など、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【5-2②, 6-1④ 環文・農林】

(信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備)

- 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。

【3-1③, 5-2③, 5-5⑥, 6-4⑩ 警察】

(道路啓開体制の確保)

- 緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要となる道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-1⑧, 2-2⑥, 2-4⑬, 5-2③, 6-4① 土木】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(県関係部局が連携した水島コンビナートの強靱化促進)

- 災害により水島コンビナートに立地する企業の操業に甚大な影響が及ぶことのないよう、消防保安・防災、土木、産業労働等の県関係部局が連携し、水島コンビナートの強靱化を促進する。【5-3① 直轄・産労・土木】

(水島コンビナートの防災体制の強化)

- ☑ 水島コンビナートの防災については、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や総合防災訓練の実施を通じて事故防止を図る。

ており、引き続き、計画的な防災資機材の整備や定期的な総合防災訓練を実施するとともに、防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップを行うなど、関係機関との緊密な連携による防災体制の強化を図る。【5-3②, 7-2①, 7-5③ 直轄】

(高圧ガス設備の耐震設計基準適合指導、保安検査体制の強化)

- 高圧ガス設備の管理について、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導の実施や、関係機関と連携した保安検査体制の強化などを通じ、コンビナート防災体制の充実を図る。

【5-3③, 7-2②, 7-5④ 直轄】

(コンビナート主要事業所のBCP策定促進)

- コンビナートを構成する主要事業所に対し、BCP策定を促し、被災時の被害拡大の防止、事業継続能力の一層の向上を図る。【5-3④ 直轄】

(コンビナート周辺の港湾施設の適切な維持管理)

- コンビナート周辺の港湾施設について、被災時に機能不全に陥らないよう、定期的な点検診断や老朽化対策の実施など、適切に維持管理するとともに、民有施設についても適切に管理されるよう指導を行う。【5-3⑤ 土木】

5-4 港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞

(計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進)

- 海上輸送機能の停止に陥らないよう、計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、海上輸送の拠点となる港湾施設の耐震化を推進する。【5-4①, 6-4⑥ 土木】

(港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施)

- 港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修や維持管理を着実に実施する。【5-4①, 6-4⑦ 土木】

(港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施)

- 港湾施設の被災による海上輸送機能の停止を防止するため、港湾BCPの実効性を高めるための訓練等を実施する。【5-4②, 6-4⑥ 土木】

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(広域道路ネットワーク整備の推進等)

- 重** 南海トラフ地震等の大規模災害等において、広域支援連携の交通基盤となる中国横断自動車道岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要であり、関係市町村や関係団

体との連携を強化し、国やNE X C O等に対して引き続き事業化を働きかける。また、高速道路を補完する地域高規格道路や国直轄の道路について、国や岡山市等と連携しながら、引き続き未供用区間の整備を進める。【5-5① 土木】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

■ 災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-1⑨, 5-1④, 5-5②, 5-7② 土木】

(橋梁の耐震化推進)

■ 災害時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1⑧, 5-5③, 6-4⑤ 土木】

(緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進)

○ 道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路や危険度の高い箇所に落石防護柵等を設置するなど、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。【5-5④, 6-4① 土木】

(道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進)

■ 災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。

【1-1⑧, 2-1⑩, 5-5④, 6-4① 土木】

(道路通行規制システムの障害発生防止策の検討・実施等)

○ 災害時においても、道路通行規制システムにより道路利用者へ道路規制情報を提供できるよう、災害によるシステム障害の防止策を検討し、対策を実施する。また、災害時に規制情報を迅速に発信するため、より効率的に業務が実施できるシステム改修を行うほか、システムの積極的な利用を促進する。【5-5⑤ 土木】

(信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備)

○ 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。

【3-1③, 5-2③, 5-5⑥, 6-4⑩ 警察】

(公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進)

○ 公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進

するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5⑤, 5-5⑦, 6-4⑩ 直轄・県民】

5-6 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

(災害救助法適用時の金融支援に向けた金融機関との連携)

- 災害救助法が適用された場合に、金融当局からの特別措置の要請に基づき、罹災した地域住民の生活資金の確保及び企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む。

【5-6① 産労】

(災害時における県債務の円滑な支払業務体制の確保)

- 障害発生時における電子的支払手段の機能について、指定金融機関・財務会計システム保守運用業者と連携しながら運用・監視業務を継続し、財務会計システムが停止した場合であっても円滑に電子的支払が行えるよう、非常用バックアップデータを利用した支払の仕組みや事務処理手順の周知・説明を行う。【5-6② 出納】

5-7 食料等の安定供給の停滞

(支援物資物流体制の整備)

- 重** 県内流通業者、コンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等、協定締結先からの物資調達や、国、他県からの支援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、市町村、物流業者等と連携した訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアル見直しを行うなど、支援物資物流体制の整備を図る。

【2-1③, 5-7① 直轄・保福・産労・農林・教育】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- 重** 災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-1⑨, 5-1④, 5-5②, 5-7② 土木】

(農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-1⑩, 2-2⑦, 5-7③, 6-4③ 農林】

(基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進)

- 重** 食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路など基幹農

業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に実施する。

【5-7④, 7-6② 農林】

5-8 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進)

- 県が造成した基幹農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しているため、機能診断とそれに基づく機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策により、機能を確保する。【5-8①, 7-4② 農林】

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- 重 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修や廃止を進めるとともに、ハザードマップの作成・公表などソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【5-8②, 6-5⑥, 7-4① 農林】 新

(工業用水道施設の耐震対策の計画的な実施)

- 工業用水は、産業活動にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしていることから、地震等の災害時においても企業へ工業用水を配水できるよう、送・配水管について計画的に耐震対策を実施する。【5-8③ 企業局】

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(エネルギー供給施設の計画的な耐災害性向上の促進)

- エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練を定期的実施し、コンビナート防災体制の強化を図る。また、電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者による関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、復旧用車両の通行ルート確保に係る道路管理者との連携等、計画的な耐災害性の向上を促進する。【2-1⑬, 2-4⑭, 5-2①, 6-1① 直轄・企業局】

(円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進)

- 広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療施設等への電源車派遣が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前協議など、電力供給事業者等関係機関との連携を推進する。【2-1⑤, 6-1② 直轄】 新

(緊急用LPガス調達に係る連携強化)

- 県LPガス協会との間で、災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、災害発生に備え、講習会や訓練等を通じて関係者の連携強化を図る。

【2-1⑥, 6-1③ 直轄】

(自立・分散型エネルギーの導入促進)

- 地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電など、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【5-2②, 6-1④ 環文・農林】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の計画的な耐震化の促進)

- 水道施設基幹管路耐震化率が32.0%(H30)となっており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、水道事業者等に対し、耐震化の必要性や計画的整備について指導や助言を行い、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する。【2-1⑫, 6-2① 保福】

(災害時の応急給水等、広域支援体制の確立促進)

- 日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水や応急復旧を目的とした防災訓練等を引き続き行い、緊急時の広域支援体制の確立を促進する。

【6-2② 保福】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化の推進等)

- 流域下水道施設について、耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路、処理場等の耐震化や津波対策を実施する。また、市町村管理の下水道施設について、耐震化や津波対策を促進する。【2-6④, 6-3① 土木】

(下水道施設の計画的な老朽化対策の推進)

- 今後増加する老朽化した下水道施設のライフサイクルコストの最小化及び予算の平準化を図るため、流域下水道施設及び市町村下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な老朽化対策を推進する。【6-3② 土木】

(下水道BCPの定期的な見直し、実効性の向上)

- 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市町村の下水道BCPの定期的な見直しを進める。また、下水道BCPに基づく訓練を行い、実効性の向上を図る。【6-3③ 土木】

(合併処理浄化槽の設置促進)

- 重 市町村と連携した補助事業の実施により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進する。【6-3④ 環文】

(農業集落排水施設の計画的な老朽化対策の促進)

- 市町村が管理する農業集落排水施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、市町村が策定した個別施設計画（最適整備構想）に基づき、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。【6-3⑤ 農林】

6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進)

- 道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路や危険度の高い箇所に落石防護柵等を設置するなど、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。【5-5④, 6-4① 土木】

(道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進)

- 重 災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。
【1-1⑧, 2-1⑪, 5-5④, 6-4① 土木】

(道路啓開体制の確保)

- 緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-1⑧, 2-2⑥, 2-4⑬, 5-2③, 6-4① 土木】

(地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網整備の推進)

- 災害時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。
【2-2②, 6-4② 土木】

(農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-1⑩, 2-2⑦, 5-7③, 6-4③ 農林】

(林道橋等の調査・点検、保全・整備の促進)

- 林道橋等の老朽化により生じる被害を未然に防止するため、市町村が実施するインフラ長

寿命化計画等に基づいた調査・点検を支援し、計画的な保全・整備を促進する。

【2-2⑤, 6-4④ 農林】

(橋梁の耐震化推進)

☐ 災害時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。【1-1⑧, 5-5③, 6-4⑤ 土木】

(道路橋梁維持管理計画に基づく橋梁の長寿命化対策の推進)

○ 橋梁の老朽化に伴い、道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、岡山県道路橋梁維持管理計画に基づく計画的な点検、補修により長寿命化対策を推進し、機能を維持する。

【6-4⑤ 土木】

(計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進)

○ 海上輸送機能の停止に陥らないよう、計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、海上輸送の拠点となる港湾施設の耐震化を推進する。【5-4①, 6-4⑥ 土木】

(港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施)

○ 港湾施設の被災による海上輸送機能の停止を防止するため、港湾BCPの実効性を高めるための訓練等を実施する。【5-4②, 6-4⑥ 土木】

(港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施)

○ 港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修や維持管理を着実に実施する。【5-4①, 6-4⑦ 土木】

(岡山桃太郎空港の機能維持・復旧のための体制確保)

○ 岡山桃太郎空港について、事業継続計画(A2-BCP)に基づき、空港関係者と連携し、災害時における空港の機能維持・復旧のための体制を確保する。【6-4⑧ 県民】^新

(岡山桃太郎空港施設の計画的な老朽化対策の推進)

○ 岡山桃太郎空港維持管理・更新計画等に基づき、空港施設の老朽化対策を着実に実施し、機能確保を図る。【2-4⑧, 6-4⑨ 県民】

(信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備)

○ 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。

【3-1③, 5-2③, 5-5⑥, 6-4⑩ 警察】

(公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進)

- 公共交通機関における施設、設備の対災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5⑤, 5-5⑦, 6-4⑩ 直轄・県民】

(漁港施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施)

- 漁港施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修等を着実に実施する。
【6-4⑫ 農林】

(防災上重要な林道の整備)

- 災害時、公道の代替路として活用できる防災上重要な幹線林道の整備を推進する。
【2-2⑪, 6-4⑬ 農林】**新**

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(計画的な河川改修等の推進)

- 重** 洪水被害を未然に防ぐため、これまでに起きた最大規模の洪水や過去の水害発生状況を踏まえ、ハード対策として、計画的な河川改修や既存ダムの有効活用、河道掘削や樹木伐採といった河道内整備、危機管理型ハード対策（天端舗装等）等を進めるとともに、ソフト対策として、河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき、河川監視カメラの画像や雨量・水位・ダム情報等防災情報提供の充実及び、観測・防災施設の安定性の向上を図る。また、流域のあらゆる関係者が連携して水害に対して備える流域治水プロジェクトを推進する。
【1-4①, 6-5① 土木】

(平成30年7月豪雨災害による改良復旧事業の推進)

- 重** 平成30年7月豪雨で堤防が決壊するなどして甚大な被害を受けた河川において、集中的な治水対策として改良復旧事業を推進する。倉敷市の真備緊急治水対策プロジェクトのハード対策（小田川合流点付替え等：国事業、小田川3支川（末政川、高馬川、真谷川）堤防整備等：県事業）や岡山市東区の砂川については、河川激甚災害対策特別緊急事業により令和5年度まで、総社市の高梁川については、河川災害復旧等関連緊急事業により令和4年度までの完成を目標として、集中的に堤防整備等を推進する。【1-4①, 6-5① 土木】**新**

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

- 重** 南海トラフ地震による津波高等を踏まえ平成26年3月に改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。

【1-3①, 1-4②, 6-5②, 7-2③, 8-4① 農林・土木】

(河川の防潮水門・排水機場等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進)

- 河川の防潮水門・排水機場等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。
【6-5②, 7-2③ 土木】

(砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進)

- 砂防関係施設について、長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【1-5②, 2-2③, 6-5③ 土木】

(治山施設の調査・点検、老朽化した施設の計画的な対策の推進)

- 治山施設の老朽化により生じる被害を未然に防止するため、原則、設置後 10 年以上経過した施設の調査・点検を実施し、対策が必要な施設については、緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る。【2-2④, 6-5④, 7-4③ 農林】

(ダム長寿命化計画に基づく対策の推進)

- ダム施設機能の信頼性の確保や、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき対策を実施する。【6-5⑤, 7-4⑤ 土木】

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- 重 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修や廃止を進めるとともに、ハザードマップの作成・公表などソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【5-8②, 6-5⑥, 7-4① 農林】 新

(7) 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等)

- 重 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年 1 回訓練を実施し、応急等実施計画の検証を行う。【1-1⑩, 1-2②, 1-3⑩, 1-5⑦, 2-3③, 7-1① 直轄】

(オフィス・商業ビル等の火災予防対策の促進等)

- 市町村は、オフィス・商業ビル等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけを行い、県は住宅用火災警報器の設置や感震ブレ

一カー、LP ガス放出防止装置の設置などに関する火災予防啓発活動について、市町村と連携して取り組む。【7-1② 直轄】

(大規模商業施設等の防火対策の促進)

- 火災が発生すると甚大な被害が発生する不特定多数が利用する大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等の管理者に対し、市町村において、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促進する。また、県は市町村に対し、消火栓等の耐震性強化や防火水槽の増設等、消防水利状況の改善などを働きかける。【1-2①, 7-1③ 直轄】

(初期消火体制の充実)

- 火災の初期消火体制を充実させるため、消防本部に体制整備を働きかけていくとともに、地域において速やかな対応ができるよう、消防本部と消防団、自主防災組織などとの連携を促進する。【1-2⑤, 7-1④ 直轄】

(女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化)

- 消防団員数が減少傾向にある中、将来の団員確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、市町村と連携して女性や若手に対し積極的な広報を行うなど、消防団の充実強化に取り組む。【1-2④, 2-3⑧, 7-1⑤ 直轄】

(地区防災計画の作成促進)

- 県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に、作成に向けたモデル事業を推進する。また、モデル事業で培ったノウハウ等を市町村と共有することにより、計画作成の全県展開を図る。

【2-3⑩, 3-2⑩, 4-3⑫, 7-1⑥ 直轄】 ⑨

7-2 臨海部の広域複合災害の発生

(水島コンビナートの防災体制の強化)

- 水島コンビナートの防災については、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や総合防災訓練の実施を通じて事故防止を図っており、引き続き、計画的な防災資機材の整備や定期的な総合防災訓練を実施するとともに、防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップを行うなど、関係機関との緊密な連携による防災体制の強化を図る。【5-3②, 7-2①, 7-5③ 直轄】

(高圧ガス設備の耐震設計基準適合指導、保安検査体制の強化)

- 高圧ガス設備の管理について、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導の実施や、関係機関と連携した保安検査体制の強化などを通じ、コンビナート防災体制の充実を図る。

【5-3③, 7-2②, 7-5④ 直轄】

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

重 南海トラフ地震による津波高等を踏まえ平成26年3月に改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。

【1-3①, 1-4②, 6-5②, 7-2③, 8-4① 農林・土木】

(河川の防潮水門・排水機場等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進)

○ 河川の防潮水門・排水機場等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。

【6-5②, 7-2③ 土木】

(放置艇対策の推進)

○ 港湾・漁港・河川それぞれの水域管理者と連携し、「放置等禁止区域」の段階的な指定や沈没船の撤去等を行うとともに、マリーナをはじめとする適正な場所にプレジャーボートを移動保管させるための誘導策を講じる。【7-2④ 土木】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進)

○ 沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避するため、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。【7-3① 土木】

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(防災重点ため池の安全対策の推進)

重 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修や廃止を進めるとともに、ハザードマップの作成・公表などソフト対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。【5-8②, 6-5⑥, 7-4① 農林】 **新**

(基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進)

○ 県が造成した基幹農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しているため、機能診断とそれに基づく機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策により、機能を確保する。【5-8①, 7-4② 農林】

(治山施設の調査・点検、老朽化した施設の計画的な対策の推進)

- 治山施設の老朽化により生じる被害を未然に防止するため、原則、設置後 10 年以上経過した施設の調査・点検を実施し、対策が必要な施設については、緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る。【2-2④, 6-5④, 7-4③ 農林】

(河川の水門等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進)

- 河川の水門等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。【7-4④ 土木】

(ダム長寿命化計画に基づく対策の推進)

- ダム施設機能の信頼性の確保や、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき対策を実施する。【6-5⑤, 7-4⑤ 土木】

(アダプト団体活動員の高齢化・人員確保対策の検討)

- 県管理河川の除草作業についてはアダプト団体が重要な役割を果たしており、高齢化・過疎化により活動員の確保が困難となることを見込まれるため、将来に向けた対策を検討する。【7-4⑥ 土木】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

(有害物質使用施設等への継続した指導、モニタリング体制の確保)

- 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の確保を図る。【7-5① 環文】

(有害物質の大規模拡散、流出防止のための資機材整備、訓練実施の促進等)

- 毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等の実施を促進する。また、水島コンビナートにおいては、計画的に応急対策用資機材の整備を行うとともに、事業者に対し、高圧ガス施設の耐震性の確保、南海トラフ地震を想定した訓練等の実施を促す。【7-5② 直轄・保福】

(水島コンビナートの防災体制の強化)

- 水島コンビナートの防災については、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や総合防災訓練の実施を通じて事故防止を図っており、引き続き、計画的な防災資機材の整備や定期的な総合防災訓練を実施するとともに、防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップを行うなど、関係機関との緊密な連携による防災体制の強化を図る。【5-3②, 7-2①, 7-5③ 直轄】

(高圧ガス設備の耐震設計基準適合指導、保安検査体制の強化)

- 高圧ガス設備の管理について、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導の実施や、関係機関と連携した保安検査体制の強化などを通じ、コンビナート防災体制の充実を図る。

【5-3③, 7-2②, 7-5④ 直轄】

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

(農地・農業用施設の機能維持を図るための地域での共同活動の促進)

- 農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池などの機能は、地域での共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る。

【7-6① 農林】

(基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進)

- 重 食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路など基幹農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に実施する。【5-7④, 7-6② 農林】

(「21 おかやま農林水産プラン」に基づく計画的な間伐の推進)

- 土砂災害を未然に防止するため、「21 おかやま農林水産プラン」に基づき、間伐の遅れたスギ・ヒノキ人工林の解消を図り、間伐を中心とした適切な森林整備を継続して実施する。また、森林整備の効率化を図るための林道等の基盤整備を行う。【7-6③ 農林】

(治山事業による山地災害対策等の推進)

- 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載された地区について、山地に起因する災害を未然に防止するとともに荒廃した森林の復旧を図るため、治山事業を積極的に推進する。【7-6④ 農林】 新

(鳥獣被害防止対策の推進)

- 野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、市町村や専門家等と連携し、防護対策や捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成など、鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。

【7-6⑤ 農林】 新

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しの促進)

- 重 平成30年7月豪雨における課題等を踏まえ、令和2年度に見直した県災害廃棄物処理対

策業務マニュアルを活用する。また、全市町村において災害廃棄物処理計画が策定されるよう、必要な情報提供や助言等を行うとともに、策定済市町村に対し、定期的な訓練や研修を通じて、実効性のある計画となるよう見直しを促す。【8-1① 環文】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態

（障害物の除去等についての支援協定を締結している団体との連携強化）

☑ 「大規模災害発生時における支援協定」を締結している建設業界団体との連携を強化し、障害物の除去や応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保を図る。【8-2① 土木】

（高校生の建設業でのインターンシップ等の充実）

○ 土木専門学科を有する高等学校生徒の建設業でのインターンシップ受入れ増加に向けた取組を推進する。【8-2② 教育】

（建設産業の人材確保支援）

☑ 建設産業が道路や河川など社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行う重要な産業であることを広く県民に周知するとともに、学校や関係団体等と連携し、土木・建築系学生等の建設産業への入職を促進する。【8-2③ 土木】

（県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」による技術的な支援活動の実施）

○ 大規模災害時には、市町村の技術職員が不足し、技術力の低下が懸念されることが想定されるため、市町村からの要請に基づき、県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を派遣し、公共土木施設の災害復旧事業に係る技術的な支援活動を実施する。
【8-2④ 土木】

（災害救援専門ボランティアの新規登録の推進、既登録者のスキルアップ）

○ 県が主体となり、災害救援専門ボランティアの種類ごとの新規登録を推進するとともに、既登録者のスキルアップを図るため、実践型訓練を行う。【8-2⑤ 県民】

（災害ボランティア関係機関との連携による災害ボランティア活動の支援）

☑ 社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア関係機関とネットワークを構築し、平常時から連携するとともに、災害時の役割分担や情報共有に係る研修等を通じて、災害ボランティア活動を支援する。【8-2⑥ 県民】

（大学生災害ボランティア活動の促進）

○ 「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」締結の大学と協力し、大学生のボランティア意識の向上と災害ボランティア活動の円滑化を図るための研修会を開催する。
【8-2⑦ 県民】

(県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化)

- 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題解決に向けた協議を重ねるなど連携を強化する。

【3-2⑥, 8-2⑧ 直轄】

(他県との相互応援体制の充実)

- 大規模広域災害に備え、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定や、「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」、全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高める。

【3-2⑦, 8-2⑨ 直轄】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(岡山県文化財等救済ネットワークの連携強化の推進)

- 市町村や民間団体(大学・県・建築士会)とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。【8-3① 教育】**新**

(文化財施設の適切な防災対策、老朽化対策等)

- 文化財施設について、災害時における利用者の安全性の確保及び文化財の保護のため、施設等の防災対策を実施するとともに、迅速に復興できるよう適切な老朽化対策、維持管理を実施する。【8-3② 土木】**新**

(文化財の適切な保存・活用の推進)

- 文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう。このことから、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に取扱いがなされるよう、文化財の適切な保存・活用を推進する。【8-3③ 教育】**新**

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

- 南海トラフ地震による津波高等を踏まえ平成26年3月に改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。

【1-3①, 1-4②, 6-5②, 7-2③, 8-4① 農林・土木】

(河川堤防の耐震点検の実施)

- 地震後の二次災害発生を防ぐため、河川堤防の耐震点検を進める。中でも南海トラフ地震により、液状化が起こるおそれが高い地盤上にある堤防の点検に最優先に取り組む。

【8-4② 土木】

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災者の住まいの確保に向けた体制整備)

- 災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定するよう市町村に働きかけるなどの事前準備を進める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持するなど体制の整備を図る。【8-5① 土木】**新**

(地籍調査実施の支援)

- 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を実施する市町を支援しながら、取組を着実に進める。【8-5② 県民】**新**

8-6 風評被害等による県内経済への甚大な影響

(風評被害の防止)

- 災害時における観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。【8-6① 産労・農林】**新**

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

12の施策分野（8の個別施策分野と4の横断的分野）ごとの推進方針及び計画の進捗管理に活用する指標とその目標は、次のとおりとする。

各分野の推進方針は、必要な対応を施策の分野ごとに分類して取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、関係する部局間で連携し、データや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう配慮する。

＜個別施策分野の推進方針＞※重は重点化した推進方針を示す。新は新規の推進方針を示す。

(1) 行政機能／警察・消防／防災教育等

1（消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等）

重 大規模災害時に備え、消防本部に対し車両や救助用資機材の整備を働きかけるとともに、県の訓練を通じて緊急消防援助隊の受援計画を充実させるための見直しを消防本部と協議する。また、中国・四国ブロック内の消防機関等と年1回訓練を実施し、受援計画等の検証を行う。【1-1⑩, 1-2②, 1-3⑩, 1-5⑦, 2-3③, 7-1① 直轄】

2（警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等）

重 様々な災害現場に対応するため、各種災害用装備資機材の整備充実を図るとともに、これらの資機材を活用した訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施し、警察災害派遣隊の体制強化等を図る。

【1-1⑪, 1-2③, 1-3⑪, 1-5⑧, 2-3⑤, 3-1① 警察】



(警察災害派遣隊の救助訓練)

3（女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化）

重 消防団員数が減少傾向にある中、将来の団員確保に向け、女性の視点を消防団活動に活用するとともに、市町村と連携して女性や若手に対し積極的な広報を行うなど、消防団の充実強化に取り組む。【1-2④, 2-3⑧, 7-1⑤ 直轄】



(岡山県消防操法大会)

4（初期消火体制の充実）

○ 火災の初期消火体制を充実させるため、消防本部に体制整備を働きかけていくとともに、地域において速やかな対応ができるよう、消防本部と消防団、自主防災組織などとの連携を促進する。【1-2⑤, 7-1④ 直轄】

5（南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の整備）

○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震発生の可能性が高まったと評価され

た場合に、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報に対応するため、県、市町及び防災関係機関等が連携した防災体制の整備を図る。

【1-3② 直轄】**新**



(総合防災訓練での救助訓練)

6 (南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施)

重 南海トラフ地震をはじめとした地震を想定し、県、関係市町村及び防災関係機関等が緊密に連携して災害対応を行う実践的な防災訓練を実施するとともに、避難訓練や避難所開設訓練などへの住民参加を広く促し、関係機関の災害対応力の強化や、住民の安全な避難誘導体制の整備を図る。【1-3③ 直轄】

7 (防災意識の普及啓発)

重 ハザードマップ等による身近な災害リスクや避難場所・避難経路の確認、気象警報等の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に、安全が確保された在宅避難や親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」防災意識の普及啓発について、県、市町村が連携し、様々な機会を捉えて多様な手段により推進する。

【1-3⑥, 1-5④ 直轄】

8 (学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育の実施)

○ 大規模災害時に児童生徒が適切な避難行動をとることができるよう、学校近隣の災害リスク等を考慮した学校防災マニュアルに基づく避難訓練、防災教育を継続的に実施する。

【1-3⑦ 教育】



(学校での防災授業)

9 (先進的・実践的な防災教育の普及)

○ 指定モデル校園において実施している新たな防災教育の指導・教育手法の開発や、緊急地震速報等を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果の県内への普及を図る。

【1-3⑧ 教育】



(学校での搬送訓練)

10 (救援活動等、社会貢献できる人材の育成研修の実施)

○ 災害時の救援活動等の実践力を身に付けるための研修を計画的に実施し、社会貢献できる人材の育成を推進する。【1-3⑨ 教育】

11 (水防体制の充実強化)

○ 水防団と、水防本部、市町村等水防管理団体との重要水防箇所など水防に関する情報共有

や連絡体制の強化を促進するとともに、水防活動を担う消防団員を対象として、堤防等の巡視のポイントや水防工法など水防技術向上に係る研修を実施するなど、水防体制の充実強化を図る。【1-4⑥ 土木】

12（タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務の推進）

- 県、市町村及び防災関係機関等が連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する。【1-5⑥ 直轄】



（図上防災訓練）

13（避難所における感染症等の感染拡大防止に向けた公的備蓄計画の見直し）

- 避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、必要な物資を追加するなど、県・市町村の公的備蓄計画を見直す。【2-1① 直轄・保福】



（非常用持ち出し品の例）

14（生活必需品の個人備蓄や自主防災組織等による備蓄の促進）

- 防災週間等あらゆる機会での取組や各種メディアを通じ、住民に対する「3日分以上、推奨1週間分」の食料・水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【2-1② 直轄】

15（警察署の計画的な耐震化の推進）

- 耐震化が未実施の警察署は、老朽化・狭隘(きょうあい)化が著しいため、建替による耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び活動拠点としての保持を図る。【2-3①, 3-1② 警察】

16（消防関係庁舎の耐震化促進）

- 災害時に救急、救助、消火等の活動に即応しなければならない県内の消防本部がその機能を十分に果たすため、消防署及び出張所等の耐震化未整備の消防関係庁舎の耐震化を促進する。また、水害対策や災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保対策を促進する。

【2-3② 直轄】

17（県消防防災ヘリの2人操縦士体制の導入）

- 重 県消防防災ヘリコプターによる災害対応をより安全かつ円滑に実施するため、運航委託会社との調整を進め、2人操縦士体制を導入する。【2-3④ 直轄】 新

18（自衛隊等の円滑な受援体制の構築）

- 全国から派遣される自衛隊、消防等を受け入れるための手順等を定めた「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」に基づき、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制の構築を図る。【2-3⑥ 直轄】

19（県消防防災ヘリによる救助・物資輸送・救急搬送訓練の実施）

- 道路寸断等のため孤立地域が発生した場合を想定し、県消防防災ヘリコプターによる救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行い、災害対応力の向上を図る。【2-2⑨ 直轄】



（県消防防災ヘリによる救助訓練）

20（指定緊急避難場所等の指定と住民への周知、適時、適切な避難所等開設の促進）

- 想定される災害の種別及び新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた、市町村による適切な規模、数の指定緊急避難場所、指定避難所の指定や住民への周知を促進する。また、災害発生のおそれがある場合の県、国との情報共有、連携や、適時、適切な避難所等の開設を促進する。【2-7②, 4-3⑦ 直轄】

21（市町村の国土強靱化地域計画の策定促進）

- 重** 県域の強靱化を効果的に推進するため、市町村の国土強靱化地域計画の策定を促進するとともに、市町村と連携して強靱化施策に取り組む。【3-2① 直轄】 **新**

22（県・市町村庁舎の計画的な耐震化の推進）

- 重** 岡山県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画で定める耐震改修等の目標を踏まえ、県庁舎、県民局及び市町村庁舎等、防災拠点となる公共施設の耐震改修を計画的に進める。【3-2② 総務・県民・土木】

23（感染症対策を踏まえた防災体制の整備）

- 新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた防災体制の整備を図る。【3-2③ 直轄】 **新**

24（岡山県庁BCPの継続的な見直し）

- 岡山県庁BCPで定められた非常時優先業務や業務実施に必要な資源等について確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルによる計画見直しを継続的に行い、災害時の業務継続体制の確保を図る。【3-2④ 直轄】

25（市町村BCPの継続的な見直しの促進）

- 各市町村BCPについて、災害時の業務継続体制が確保されるよう、計画の実効性を確認

しながら、感染症対策の観点も踏まえるなど、P D C Aサイクルによる継続的な見直しを促進する。【3-2⑤ 直轄】

26 (県・市町村相互応援体制の充実、市町村共通の課題解決に向けた連携強化)

- 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題解決に向けた協議を重ねるなど連携を強化する。

【3-2⑥, 8-2⑧ 直轄】

27 (他県との相互応援体制の充実)

- 重 大規模広域災害に備え、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定や、「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」、全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより実効性を高める。

【3-2⑦, 8-2⑨ 直轄】

28 (市町村の受援計画の策定促進)

- 大規模災害時の被災による市町村の行政機能の大幅な低下を防止し、他自治体からの応援を円滑に受け入れることができるよう、市町村の受援計画策定を促進する。

【3-2⑧ 直轄】 新

29 (県の重要システムに関する ICT-BCP の定期的な運用訓練や内容の充実)

- 県の重要な情報システムについて、災害時に ICT-BCP (ICT 部門の業務継続計画) が機能するよう、定期的に訓練を実施するとともに、訓練過程で把握した課題を ICT-BCP に反映させるなど、今後も円滑かつ優先順位を考慮したデータ復旧や長期電源途絶時の対策について検討を進める。【3-2⑭ 県民】

30 (幼少期からの防災教育の推進)

- 重 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や防災組織等を通じ、継続的に実施する。【4-3⑥ 直轄】 新



(防災ワークシートを活用した授業)

31 (災害時における県債務の円滑な支払業務体制の確保)

- 障害発生時における電子的支払手段の機能について、指定金融機関・財務会計システム保守運用業者と連携しながら運用・監視業務を継続し、財務会計システムが停止した場合であっても円滑に電子的支払が行えるよう、非常用バックアップデータを利用した支払の仕組みや事務処理手順の周知・説明を行う。【5-6② 出納】

(2) 住宅・都市／情報通信

1 (住宅・建築物の耐震化促進等)

重 住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化の目標達成に向け、普及啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化支援の充実を図る。また、不特定多数の者が集まる施設の倒壊や火災による被害を回避するため、耐震診断の義務付け対象建築物や防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進する。【1-1① 土木】



(鉄骨ブレースによる耐震補強)

2 (吊り天井などの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化促進)

○ 屋内運動場等の吊り天井などの非構造部材を含めた公立学校施設の耐震化の取組が遅れている市町村に対し、耐震対策を促進し早期完了を目指す。【1-1③ 教育】

3 (補助制度を活用した私立学校施設の耐震化促進)

○ 私立学校に対し、県及び国の補助制度を活用することにより耐震診断及び耐震工事を積極的に実施するよう促し、私立学校施設の耐震化の促進を図る。【1-1④ 総務】

4 (不特定多数が集まる公園施設の防災・老朽化対策、維持管理)

○ 不特定多数が集まる県有公園施設について、災害時の避難場所や自衛隊等の災害活動拠点となる園内の施設、設備が有効に機能するよう、適切な防災・老朽化対策、維持管理を行うとともに、市町村管理の公園についても、災害時に有効となる機能の確保を促進する。
【1-1⑨ 土木】

5 (大規模商業施設等の防火対策の促進)

○ 火災により甚大な被害が発生するおそれのある不特定多数が利用する大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等の管理者に対し、市町村において、消防用設備等の適正な設置、維持管理、防火管理体制の強化を促進する。また、県は市町村に対し、消火栓等の耐震性強化や防火水槽の増設等、消防水利状況の改善などを働きかける。【1-2①, 7-1③ 直轄】

6 (防災や減災の観点に留意した都市計画マスタープランの策定等の促進)

○ 都市計画マスタープランの策定、見直しを行う市町村に対し、防災や減災の観点を盛り込むことを促すとともに、市街地における防火地域等の指定や市街地再開発事業等を行う市町村に、一層の防災対策の推進について助言する。【1-2⑥, 1-4⑦, 1-5⑨ 土木】

7 (効果的な災害広報及び、情報伝達手段の多様化の推進)

○ メールやSNSを活用し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施する。また、気象警報や避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線（同報系）、音声

告知端末、防災アプリ、緊急速報メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等を地域の実情に応じ活用するなど、伝達手段の多様化を推進する。

【1-3⑤, 4-2③, 4-3② 直轄・総合】

8（下水道施設の計画的な整備、維持管理の促進）

- 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するため、市町村における、過去の浸水実績等の把握による排水ポンプ場、雨水管渠（きょ）等の下水道施設の計画的な整備や維持管理を促進する。【1-4④ 土木】

9（災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等による都市、居住機能の誘導促進）

- 安全なまちづくり推進の観点から、災害ハザードエリアを踏まえた土地利用が行えるよう、市町の策定する立地適正化計画等により都市、居住機能の誘導を促進する。

【1-4⑧, 1-5⑩ 土木】 **新**

10（円滑な電源車派遣に向けた関係機関との連携の推進）

- 広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療施設等への電源車派遣が円滑に行われるよう、派遣要請手順の事前協議など、電力供給事業者等関係機関との連携を推進する。【2-1⑤, 6-1② 直轄】 **新**



（避難所へ給電する電源車）

11（エネルギー供給施設の計画的な耐災害性向上の促進）

- エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練を定期的実施し、コンビナート防災体制の強化を図る。また、電気、ガス、石油等のエネルギー供給事業者による関連施設の耐震化や系統の多重化、被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、復旧用車両の通行ルート確保に係る道路管理者との連携等、計画的な耐災害性の向上を促進する。【2-1⑬, 2-4⑭, 5-2①, 6-1① 直轄・企業局】

12（水道施設の計画的な耐震化の促進）

- 重** 水道施設基幹管路耐震化率が 32.0%（H30）となっており、大規模地震発生時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、水道事業者等に対し、耐震化の必要性や計画的整備について指導や助言を行い、重要給水施設配水管を優先的に耐震化するなど、水道施設の計画的な耐震化を促進する。【2-1⑫, 6-2① 保福】

13（孤立可能性のある集落等での通信確保、備蓄の促進）

- 災害時に孤立する可能性のある集落等について、市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化、家庭、集落単位での備蓄を促進する。また、通信事業者と連携して避難所への特設公衆電話の設置を促進し、避難所の通信環境の整備を図る。【2-2⑩ 直轄】

14（下水道施設の耐震化の推進等）

- 流域下水道施設について、耐震診断を進め、耐震性能が不足する下水道管路、処理場等の耐震化や津波対策を実施する。また、市町村管理の下水道施設について、耐震化や津波対策を促進する。【2-6④, 6-3① 土木】

15（県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進）

- 老朽化が進んでいる県防災行政無線について、災害時においても正常な機能が確保できるよう、保守点検や老朽化対策を適切に実施するとともに、地上系多重無線、光ファイバ、衛星通信等、複数の通信手段を効果的に組み合わせ、高い信頼性と高速大容量を有するネットワークとなるよう、計画的な再整備を推進する。【3-2⑫, 4-1②, 4-3⑮ 直轄】

16（総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善）

- 新たに開発した総合防災情報システムについては、県民が適切に避難し、関係機関が的確に情報共有ができるよう、安定稼働の確保に努めるとともに、防災気象情報の変更や利用者ニーズへの対応など、継続的な改善を行う。【3-2⑬, 4-1③, 4-3⑯ 直轄】

17（防災関係システムの継続的な非常用電源の安定的な運用）

- 大規模災害時における1週間程度の停電においても、防災関係システムの機能が維持できるよう、非常用電源の耐震対策や浸水対策など耐災害性の向上、庁舎用発電機との連携による機能強化を進めるとともに、燃料供給体制の確保、燃料残量の遠隔監視や適切な保守点検等に取り組み、非常用電源の安定的な運用を図る。【4-1① 直轄】

18（通信事業者における災害時の通信確保の取組の促進）

- 通信事業者における計画的な関連施設の耐災害性の向上や、平時からの被災時の早期復旧に必要な資材、人員の確保、電気事業者等との連携強化、非常用発電機の整備など、災害時の通信確保の取組を促進する。【4-1④ 直轄】

19（岡山情報ハイウェイの機能維持のための計画的な機器更新）

- 岡山情報ハイウェイは、県・市町村の行政ネットワークだけでなく、インターネット接続業者や放送事業者などの通信経路としても利用されている重要なインフラであるため、回線切断に備えた経路の多重化、関連施設の浸水対策など、安全性強化策を実施済みであるが、今後も、業務継続や災害時の情報提供に支障を来すことのないよう、計画的な機器更新を実施する。【4-2① 県民】

20（災害時における公衆無線LAN環境の確保）

- 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、市町村等の庁舎や災害時に避難場所となる公共施設を中心に、公衆無線LANサービスを継続する。
【4-2② 県民】

21（Ｊアラート（全国瞬時警報システム）を活用した住民への情報伝達手段の多重化の促進等）

- Ｊアラート（全国瞬時警報システム）で配信される情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、市町村におけるＪアラートにより自動起動する市町村防災行政無線（同報系）や音声告知端末、緊急速報メール等のプッシュ型情報伝達手段の多重化を促進する。また、県防災行政無線中継所施設の提供や技術的助言により、市町村防災行政無線（同報系）の整備を支援する。【4-3① 直轄】

22（ダム放流情報の提供）

- 県内主要ダムの放流情報について、おかやま防災ポータル等を通じ、提供する。【4-3③ 農林・土木】

23（自立・分散型エネルギーの導入促進）

- 地域外からの電力の供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、太陽光発電やバイオマス発電など、自立・分散型エネルギーの導入を促進する。【5-2②, 6-1④ 環文・農林】

24（災害時の応急給水等、広域支援体制の確立促進）

- 日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく災害時の応急給水や応急復旧を目的とした防災訓練等を引き続き行い、緊急時の広域支援体制の確立を促進する。【6-2② 保福】

25（下水道ＢＣＰの定期的な見直し、実効性の向上）

- 大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市町村の下水道ＢＣＰの定期的な見直しを進める。また、下水道ＢＣＰに基づく訓練を行い、実効性の向上を図る。【6-3③ 土木】

26（緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進）

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避するため、耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。【7-3① 土木】

27（被災者の住まいの確保に向けた体制整備）

- 災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定するよう市町村に働きかけるなどの事前準備を進める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持するなど体制の整備を図る。【8-5① 土木】**新**



（建設型仮設住宅）

(3) 保健医療・福祉

1 (災害拠点病院等の耐震化促進)

重 医療施設の倒壊等により、被災者等への医療を提供できなくなることがないように、災害拠点病院や災害時に重要な役割を担う地域の中核病院等の耐震化を促進する。

【1-1⑥, 2-4① 保福】

2 (社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設置等の促進)

重 社会福祉施設や医療施設は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置のほか、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀の改修等を促進する。【1-1⑦ 保福】

3 (津波による被害が想定される社会福祉施設等における避難誘導體制整備の促進)

○ 津波による被害が想定される社会福祉施設や医療施設における具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル作成など、災害時の避難誘導體制整備を促進する。【1-3④ 保福】

4 (陸路の閉塞時等におけるヘリによる迅速な救急搬送のための関係機関の連携強化)

○ 陸路の閉塞時や島しょ部においては、ヘリコプターを活用することで救急搬送をより効果的に行うことができることから、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時から関係機関との連携強化を図る。【2-4⑩ 直轄・保福】

5 (避難所における感染症対策の促進)

○ 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た人のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所開設訓練を実施するなど、感染症対策を促進する。【2-6② 直轄】 **新**



(避難所開設訓練)

6 (感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」の作成促進)

重 災害時、避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、市町村において、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営し、衛生管理等に徹底して取り組むとともに、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整えることができるよう、必要事項を記載した「避難所運営マニュアル」の作成を促進する。

【2-7① 直轄】 **新**

7 (医療機関のBCP策定促進)

重 大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、感染症対策を行いながら、医療提供機能を維持し医療業務を継続できるよう、医療機関におけるBCPの策定を促進する。

【2-4② 保福】

8 (災害拠点病院等における水や燃料の備蓄、確保の促進)

- 災害時に水や電力の供給が途絶した場合でも、災害拠点病院等が病院の基本的な機能を維持することができるよう、水や自家発電機用燃料の備蓄、確保を促進する。【2-4③ 保福】

9 (DMATの複数化、消防・感染症対策関係機関等との連携強化の促進)

- 被災者の救命率の向上を図るため、全ての災害拠点病院が保有するDMATについて、隊員の養成・確保や、各病院における複数チームの保有、隊員の技能維持・向上、消防・感染症対策関係機関等との連携強化を促進する。



(県総合防災訓練におけるDMAT隊の活動)

【2-4④ 保福】

10 (救急医療活動等に必要な非常用電源確保の促進)

- 災害時にエネルギー供給が長期にわたり途絶した場合でも、DMATが行う救急医療活動や広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないよう、可搬式の発電機やバッテリーの整備、非常用電源の確保を促進する。【2-4⑤ 保福】

11 (広域医療搬送拠点の運営円滑化に向けた関係機関の連携強化)

- 県内の医療機関で対応不可能な人数の傷病者が生じた場合に、他都道府県等に傷病者を搬送するために岡山桃太郎空港に設置する広域医療搬送拠点の運営を円滑に行えるよう、定期的に訓練等を実施し、DMAT・医療機関・消防・感染症対策関係機関等との連携強化を図る。【2-4⑥⑨ 保福】

12 (災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の隊員養成等による運用体制整備)

- 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の隊員としての活動に必要な養成研修の受講を促進するなど、運用体制の整備を図る。【2-4⑦ 保福】(新)

13 (災害時の医薬品等の迅速かつ円滑な調達に向けた関係機関との訓練実施や連携強化)

- 医薬品等を被災地内の救護所等に供給する事態を想定し、医薬品等を迅速かつ円滑に調達できるよう、協定を締結している県医薬品卸業協会等との相互の緊急連絡や情報交換等に関する訓練を実施するとともに、連携強化を図る。【2-4⑩, 2-6③, 2-7⑥ 保福】

14 (予防接種センターの運営、広報活動を通じた予防接種の推進)

- 県内に1箇所設置している予防接種センターの運営や広報活動を通じて、予防接種を推進し、災害時の感染症のまん延防止を図る。【2-6①, 2-7④ 保福】

15（感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進）

重 市町村が進めている福祉避難所（避難行動要支援者向けの避難所）の整備等について、災害時に適切な福祉避難所の開設及び運営を行い、避難行動要支援者を受け入れることができるよう、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大するなど、市町村による受入体制整備を促進する。【2-7③, 4-3⑪ 保福】

16（避難所における感染症のまん延防止対策の推進）

- 避難所における感染症のまん延を防止するため、市町村において、地域防災計画や避難所マニュアル等に基づく避難所の適切な消毒等、必要な措置が確実に実施されるよう、まん延防止に関する知識等の普及や適切な助言に努める。

【2-7⑤ 保福】



(避難所開設訓練における受付での検温)

17（福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制充実強化の促進）

- 大規模災害時に、被災地における高齢者等の要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握及び迅速かつ円滑な支援活動を展開するため、DWA T（災害派遣福祉チーム）を中心とした、福祉関係団体等による広域的な福祉支援体制の充実強化を促進する。【4-3⑨ 保福】

18（視聴覚に障害のある人への円滑な情報伝達対策等の促進）

- 視聴覚に障害のある人に対し、避難所までの移動ルートや避難方法等が確実に伝達できるよう、情報伝達方法の多様化等を促進する。【4-3⑩ 保福】

(4) 産業

1 (中小企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上)

重 平成30年7月豪雨、令和元年9月の大雨による災害及び、新型コロナウイルス感染症の教訓や南海トラフ地震の被害想定などを踏まえ、中小企業における災害発生後の早期復旧、事業継続に向けたBCP策定を促進しているが、さらなる普及に向けた事業継続力強化計画の策定や、個別企業のBCPの実効性の一層の向上、関係企業との連携などの促進により、災害時における事業継続能力の向上を図る。【5-1① 産労】

2 (被災企業等への県融資制度の周知)

○ 県融資制度に、被災企業の運転資金・設備資金、BCPや事業継続力強化計画の策定、防災対策に必要な資金に対する「危機対策資金」を設けており、支援が円滑に行われるよう、制度の周知を図る。【5-1② 産労】

3 (地域経済力の底上げを図るための企業誘致や投資の促進、県内企業の育成)

○ 大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素から取り組む。【5-1③ 産労】

4 (県関係部局が連携した水島コンビナートの強靱化促進)

○ 災害により水島コンビナートに立地する企業の操業に甚大な影響が及ぶことのないよう、消防保安・防災、土木、産業労働等の県関係部局が連携し、水島コンビナートの強靱化を促進する。【5-3① 直轄・産労・土木】

5 (水島コンビナートの防災体制の強化)

重 水島コンビナートの防災については、関係機関との連携を図りながら、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や総合防災訓練の実施を通じて事故防止を図っており、引き続き、計画的な防災資機材の整備や定期的な総合防災訓練を実施するとともに、防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップを行うなど、関係機関との緊密な連携による防災体制の強化を図る。【5-3②, 7-2①, 7-5③ 直轄】



(水島コンビナート防災訓練)

6 (高圧ガス設備の耐震設計基準適合指導、保安検査体制の強化)

○ 高圧ガス設備の管理について、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導の実施や、関係機関と連携した保安検査体

制の強化などを通じ、コンビナート防災体制の充実を図る。

【5-3③, 7-2②, 7-5④ 直轄】

7 (コンビナート主要事業所のBCP策定促進)

- コンビナートを構成する主要事業所に対し、BCP策定を促し、被災時の被害拡大の防止、事業継続能力の一層の向上を図る。【5-3④ 直轄】

8 (災害救助法適用時の金融支援に向けた金融機関との連携)

- 災害救助法が適用された場合に、金融当局からの特別措置の要請に基づき、罹災した地域住民の生活資金の確保及び企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む。

【5-6① 産労】

9 (工業用水道施設の耐震対策の計画的な実施)

- 工業用水は、産業活動にとって欠かすことのできない重要な役割を果たしていることから、地震等の災害時においても企業へ工業用水を配水できるよう、送・配水管について計画的に耐震対策を実施する。【5-8③ 企業局】



(工業用水道管の耐震管への更新・鋼管の布設)

10 (風評被害の防止)

- 災害時における観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。【8-6① 産労・農林】**新**

(5) 交通・物流

1 (橋梁の耐震化推進)

重 災害時に、落橋による道路利用者等への被害を防ぐとともに、道路ネットワークの長期間にわたる機能停止及び、復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の耐震化を推進する。

【1-1⑧, 5-5③, 6-4⑤ 土木】



(橋梁の耐震化)

2 (道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進)

重 災害時の避難、緊急支援物資の輸送等の確保を念頭に置きながら、道路法面等の落石・崩土を防止する道路防災対策やトンネルの機能維持対策、路面下空洞調査、電柱倒壊を防止する電線共同溝整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を効率的・効果的に推進する。

【1-1⑧, 2-1⑪, 5-5④, 6-4① 土木】

3 (緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

重 災害時に、基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能を停止し、経済活動が停滞するのを防止するため、国県道及び市道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る。

【2-1⑨, 5-1④, 5-5②, 5-7② 土木】

4 (道路啓開体制の確保)

- 緊急輸送道路などの避難や救急活動、緊急支援物資の輸送、ライフラインの復旧等の確保に必要な道路について、災害時における道路啓開のための体制を関係者と連携しながら確保する。【2-1⑧, 2-2⑥, 2-4⑬, 5-2③, 6-4① 土木】

5 (道の駅の防災機能や防災体制の強化)

- 地震等の災害時に、道の駅を被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、設置者である市町村と協議しながら、非常用電源の確保、道路規制情報・被災情報の提供、救援物資の備蓄等が行えるよう、防災機能や防災体制の強化に取り組む。

【2-1⑦, 2-5② 土木】

6 (中山間地域の交通難所解消)

重 中山間地域の交通難所の解消に向け、効率的な道路整備に努めているが、災害時、集落へ接続する生活道路が通行不能となった場合、長期にわたる孤立集落の発生が懸念されるため、市町村道や農林道等の施設管理者と連携し、地域の実情を踏まえながら、緊急性の高い交通難所を優先して計画的な整備を進める。【2-2① 土木】



(交通難所の解消)

7（島しょ部の海上交通手段の確保及び係留施設等の適切な維持管理）

- 災害時に海上交通手段が寸断され、島しょ部の住民が孤立化することを防ぐため、島しょ部を有する市と連携し、海上交通手段の確保に努める。また、離島航路の発着となる県管理港湾・漁港の係留施設等の適切な維持管理を行うとともに、関係市と連携し、市管理港湾・漁港の適切な管理を促進する。【2-2⑧ 県民・農林・土木】

8（公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上等の促進）

- 公共交通機関における施設、設備の耐災害性を向上させるための交通事業者の取組を促進するとともに、被災時における公共交通機関の早期復旧、代替輸送が効率的に行われるよう、関係事業者間の連携を促進する。【2-5⑤, 5-5⑦, 6-4⑪ 直轄・県民】

9（地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網整備の推進）

- 災害時に地域交通ネットワークが分断され、防災拠点や物流拠点へのアクセスに支障が生じる事態を回避するため、地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める。
【2-2②, 6-4② 土木】

10（岡山桃太郎空港の機能維持・復旧のための体制確保）

- 岡山桃太郎空港について、事業継続計画（A2-BCP）に基づき、空港関係者と連携し、災害時における空港の機能維持・復旧のための体制を確保する。【6-4⑧ 県民】**新**



（空港内発電機の点検）

11（信号機電源付加装置、交通情報板及び交通監視カメラの計画的な整備）

- 停電時に信号機の機能を維持する電源付加装置の整備箇所を拡大していくとともに、交通情報板や交通監視カメラの計画的な更新を進め、老朽化による機能喪失を防止し、災害時の信号機の機能維持、交通情報収集・提供体制の確保を図る。
【3-1③, 5-2③, 5-5⑥, 6-4⑩ 警察】

12（コンビナート周辺の港湾施設の適切な維持管理）

- コンビナート周辺の港湾施設について、被災時に機能不全に陥らないよう、定期的な点検診断や老朽化対策の実施など、適切に維持管理するとともに、民有施設についても適切に管理されるよう指導を行う。【5-3⑤ 土木】

13（計画的な航路・泊地の浚渫等の実施、港湾施設の耐震化の推進）

- 海上輸送機能の停止に陥らないよう、計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、海上輸送の拠点となる港湾施設の耐震化を推進する。【5-4①, 6-4⑥ 土木】

14（港湾BCPの実効性を高めるための訓練等の実施）

- 港湾施設の被災による海上輸送機能の停止を防止するため、港湾BCPの実効性を高めるための訓練等を実施する。【5-4②, 6-4⑥ 土木】

15（緊急輸送道路等の落石・崩土危険箇所解消対策の推進）

- 道路の防災・減災機能を高めるため、緊急輸送道路や危険度の高い箇所に落石防護柵等を設置するなど、落石・崩土危険箇所の解消に取り組む。【5-5④, 6-4① 土木】



(落石対策の実施)

16（広域道路ネットワーク整備の推進等）

- 重** 南海トラフ地震等の大規模災害等において、広域支援連携の交通基盤となる中国横断自動車道岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要であり、関係市町村や関係団体との連携を強化し、国やNEXCO等に対して引き続き事業化を働きかける。また、高速道路を補完する地域高規格道路や国直轄の道路について、国や岡山市等と連携しながら、引き続き未供用区間の整備を進める。



(美作岡山道路)

【5-5① 土木】

17（道路通行規制システムの障害発生防止策の検討・実施等）

- 災害時においても、道路通行規制システムにより道路利用者へ道路規制情報を提供できるよう、災害によるシステム障害の防止策を検討し、対策を実施する。また、災害時に規制情報を迅速に発信するため、より効率的に業務が実施できるシステム改修を行うほか、システムの積極的な利用を促進する。【5-5⑤ 土木】

18（放置艇対策の推進）

- 港湾・漁港・河川それぞれの水域管理者と連携し、「放置等禁止区域」の段階的な指定や沈没船の撤去等を行うとともに、マリーナをはじめとする適正な場所にプレジャーボートを移動保管させるための誘導策を講じる。【7-2④ 土木】

(6) 農林水産

1 (農地・農業用施設の機能維持を図るための地域での共同活動の促進)

- 農業生産に不可欠な農業用水の安定供給に必要な水路やため池などの機能は、地域での共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、共同活動支援制度を広く啓発し、取組の維持・促進を図る。【7-6① 農林】



(地域での共同活動の促進)

2 (農業水利施設の排水機能の確保)

- 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、県や市町村が造成した排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生防止に向けた計画的な予防保全対策の実施、市町村が管理する排水路の適切な維持管理の促進により、農業水利施設の排水機能を確保する。



(排水機場の整備・補修)

【1-4③ 農林】

3 (農道の整備、農道橋・農道トンネル等の保全対策工事の実施)

- 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるとともに、孤立集落の発生や交通インフラの機能停止を防止するため、農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の保全対策工事を計画的に実施する。【2-1⑩, 2-2⑦, 5-7③, 6-4③ 農林】

4 (林道橋等の調査・点検、保全・整備の促進)

- 林道橋等の老朽化により生じる被害を未然に防止するため、市町村が実施するインフラ長寿命化計画等に基づいた調査・点検を支援し、計画的な保全・整備を促進する。

【2-2⑤, 6-4④ 農林】



(林道橋の調査・点検)

5 (基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進)

- 重** 食料の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐため、ほ場や用排水路など基幹農業水利施設等の農業生産基盤の整備を計画的に実施する。

【5-7④, 7-6② 農林】

6 (防災重点ため池の安全対策の推進)

- 重** 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、老朽度や下流への影響度に加え、豪雨対策の視点を考慮した優先順位を基に、改修や廃止を進めるとともに、ハザードマップの作成・公表などソフト



(防災重点ため池の安全対策の実施)

対策を組み合わせた対策を効果的・効率的に進め、安全性の確保を図る。

【5-8②, 6-5⑥, 7-4① 農林】**新**

7（「21 おかやま農林水産プラン」に基づく計画的な間伐の推進）

- 土砂災害を未然に防止するため、「21 おかやま農林水産プラン」に基づき、間伐の遅れたスギ・ヒノキ人工林の解消を図り、間伐を中心とした適切な森林整備を継続して実施する。また、森林整備の効率化を図るための林道等の基盤整備を行う。【7-6③ 農林】



(間伐の実施)

8（治山事業による山地災害対策等の推進）

- 地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載された地区について、山地に起因する災害を未然に防止するとともに荒廃した森林の復旧を図るため、治山事業を積極的に推進する。【7-6④ 農林】**新**

9（鳥獣被害防止対策の推進）

- 野生鳥獣被害による農地や森林の荒廃を防ぐため、市町村や専門家等と連携し、防護対策や捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成など、鳥獣被害防止対策を総合的に推進する。

【7-6⑤ 農林】**新**

10（防災上重要な林道の整備）

- 災害時、公道の代替路として活用できる防災上重要な幹線林道の整備を推進する。

【2-2①、6-4⑬ 農林】**新**

(7) 国土保全・土地利用

1 (大規模盛土造成地の安全性調査実施の促進)

- 大規模地震時等に地滑りや崩壊により大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、県は一次調査でその位置や規模を抽出した。二次調査では市町が実施主体となり、安全性把握を実施する。県は大規模盛土造成地が存在する県内 15 市 9 町の二次調査計画の速やかな策定を促し、二次調査が計画的に実施されるよう支援する。【1-1⑫ 土木】

2 (海岸保全施設の計画的整備の推進)

- 南海トラフ地震による津波高等を踏まえ平成 26 年 3 月に改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先するとともに、高潮対策に加え地震・液状化対策を考慮した海岸保全施設の整備を計画的に推進する。また、児島湾締切堤防の耐震化工事は、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれており、関係市等との連携を強化し、国に対して事業進度の加速化を働きかける。

【1-3①, 1-4②, 6-5②, 7-2③, 8-4① 農林・土木】



(海岸保全施設の整備)

3 (計画的な河川改修等の推進)

- 洪水被害を未然に防ぐため、これまでに起きた最大規模の洪水や過去の水害発生状況を踏まえ、ハード対策として、計画的な河川改修や既存ダムの有効活用、河道掘削や樹木伐採といった河道内整備、危機管理型ハード対策（天端舗装等）等を進めるとともに、ソフト対策として、河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき、河川監視カメラの画像や雨量・水位・ダム情報等防災情報提供の充実及び、観測・防災施設の安定性の向上を図る。また、流域のあらゆる関係者が連携して水害に対して備える流域治水プロジェクトを推進する。【1-4①, 6-5① 土木】



対策前



対策後

(河川改修による河道拡幅)

4 (平成 30 年 7 月豪雨災害による改良復旧事業の推進)

- 平成 30 年 7 月豪雨で堤防が決壊するなどして甚大な被害を受けた河川において、集中的な治水対策として改良復旧事業を推進する。倉敷市の真備緊急治水対策プロジェクトのハード対策（小田川合流点付替え等：国事業、小田川 3 支川（末政川、高馬川、真谷川）堤防整備等：県事業）や岡山市東区の砂川については、河川激甚災害対策特別緊急事業により令和 5 年度まで、総社市の高梁川については、河川災害復旧等関連緊急事業により令和 4 年度までの完成を目標として、集中的に堤防整備等を推進する。【1-4①, 6-5① 土木】 ㊦

5（児島湖流域等県南の低平地での内水排除対策の実施）

☑ 児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地においては、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町村等が緊密に連携して計画的かつ効果的に内水排除対策を実施する必要があるため、関係行政機関及び関係団体等との連絡会議の開催を通じて、平時から必要な情報共有や対策の検討を行うとともに、大雨が予想される際の事前の児島湖の水位調整や連絡体制の強化、各機関が所管する排水機場等の計画的な整備を実施する。

【1-4⑤ 農林・土木】

6（ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策の推進）

☑ 近年、激甚化・頻発化する土砂災害から県民の生命・財産を守り、暮らしの安全を確保するため、土砂災害のおそれがある箇所のうち、緊急性の高い箇所から重点的、計画的に施設整備を行うとともに、土砂災害警戒区域の周知等、ソフト対策も積極的に進めるなど、ハード・ソフト両面から土砂災害防止対策を推進する。



（砂防施設の整備）

【1-5① 土木】

7（県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」による技術的な支援活動の実施）

○ 大規模災害時には、市町村の技術職員が不足し、技術力の低下が懸念されることが想定されるため、市町村からの要請に基づき、県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を派遣し、公共土木施設の災害復旧事業に係る技術的な支援活動を実施する。

【8-2④ 土木】

8（河川堤防の耐震点検の実施）

○ 地震後の二次災害発生を防ぐため、河川堤防の耐震点検を進める。中でも南海トラフ地震により、液状化が起こるおそれが高い地盤上にある堤防の点検に最優先に取り組む。

【8-4② 土木】

9（地籍調査実施の支援）

○ 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を実施する市町を支援しながら、取組を着実に進める。【8-5② 県民】**新**

10（不特定多数が集まる自然公園施設等の適切な防災・老朽化対策、維持管理）

○ 自然公園における植生保護による法面崩壊防止等の国土荒廃防止、登山道や避難小屋等の老朽化した自然公園施設等の再整備による事故の未然防止のほか、災害発生時の避難経路確保など利用者の安全を確保するとともに、これら施設の適切な維持管理を行う。

【1-1⑬, 1-5⑪ 環文】**新**

(8) 環境

1 (合併処理浄化槽の設置促進)

重 市町村と連携した補助事業の実施により、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進する。【6-3④ 環文】

2 (有害物質使用施設等への継続した指導、モニタリング体制の確保)

○ 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き構造基準等の遵守を指導する。また、有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング(大気・水質)体制の確保を図る。【7-5① 環文】

3 (有害物質の大規模拡散、流出防止のための資機材整備、訓練実施の促進等)

○ 毒物・劇物保有事業者に対し、災害による大規模拡散や流出防止に必要な資機材の整備や訓練等の実施を促進する。また、水島コンビナートにおいては、計画的に応急対策用資機材の整備を行うとともに、事業者に対し、高圧ガス施設の耐震性の確保、南海トラフ地震を想定した訓練等の実施を促す。【7-5② 直轄・保福】

4 (県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しの促進)

重 平成30年7月豪雨における課題等を踏まえ、令和2年度に見直した県災害廃棄物処理対策業務マニュアルを活用する。また、全市町村において災害廃棄物処理計画が策定されるよう、必要な情報提供や助言等を行うとともに、策定済市町村に対し、定期的な訓練や研修を通じて、実効性のある計画となるよう見直しを促す。【8-1① 環文】



(災害廃棄物対策図上訓練)

<横断的分野の推進方針> ※**重**は重点化した推進方針を示す。**新**は新規の推進方針を示す。

(9) リスクコミュニケーション

1 (要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進)

重 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。

【1-5③ 直轄・総務・保福・土木・教育】**新**



(要配慮者利用施設での避難訓練)

2 (自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進)

重 災害時、自主防災組織を核とする地域での自発的な互助の取組が進むよう、県及び市町村が連携し、女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮を含めた住民同士の顔の見える関係づくりや、自主防災組織の組織化、住民主体の避難訓練、避難所運営計画の策定、危険箇所の点検など、平時の活動の活性化を促進する。

【1-5⑤, 2-3⑨ 直轄】



(地域の課題を洗い出すワークショップ)

3 (地区防災計画の作成促進)

重 県市町村会議などを通じ、地区防災計画について周知を図るとともに、計画作成に意欲を持つ地区を対象に、作成に向けたモデル事業を推進する。また、モデル事業で培ったノウハウ等を市町村と共有することにより、計画作成の全県展開を図る。

【2-3⑩, 3-2⑩, 4-3⑫, 7-1⑥ 直轄】**新**

4 (事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請)

- 帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑制し、交通機関の運航状況の確認や家族間での安否確認を優先するとともに、従業員等の一時滞在場所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県、市及び防災関係機関が連携して周知、協力要請を行う。【2-5③ 直轄】

5 (帰宅困難時の学校園での心のケア、食料確保、宿泊対応など、長期滞在対策の検討)

- 大規模災害時に、児童生徒等が帰宅困難となった場合の心のケア、食料の確保、宿泊の対応等、学校園に長期間滞在することを想定した対策について、関係者で協議・検討を進める。【2-5④ 教育】

6（想定最大規模降雨の際の浸水想定区域の見直し等）

- 平成 27 年の水防法改正を契機に、想定し得る最大規模の降雨を前提とした洪水による浸水想定区域の指定等を行うとともに、関係市町村へ情報提供を行い、避難体制の整備を促す。【4-3④ 土木】

7（高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、避難支援個別計画作成の促進）

- 重** 高齢者や障害のある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、県のモデル事業の実施等を通じて、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく避難支援個別計画作成を促進し、実効性のある支援体制の構築を図る。【4-3⑧ 直轄・保福】

8（観光施設の災害対応力向上の促進）

- 観光施設の災害対応力向上のため、特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し、各施設管理者において、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等の整備を促進する。【4-3⑭ 産労】

9（市町村のハザードマップ作成の促進及び、ハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発）

- 重** 市町村のハザードマップ作成を促進するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとることができるよう、普及啓発を図る。【4-3⑤ 直轄】



（外国人旅行者向け災害時情報収集先掲載カード）

10（オフィス・商業ビル等の火災予防対策の促進等）

- 市町村は、オフィス・商業ビル等の管理者に、消防用設備等の適正な設置・維持管理と併せ、防火管理体制の充実について働きかけを行い、県は住宅用火災警報器の設置や感震ブレーカー、LP ガス放出防止装置の設置などに関する火災予防啓発活動について、市町村と連携して取り組む。【7-1② 直轄】

11（岡山県文化財等救済ネットワークの連携強化の推進）

- 市町村や民間団体（大学・県・建築士会）とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携強化を推進する。【8-3① 教育】**新**

(10) 人材育成

1 (自主防災活動リーダーの養成推進)

重 活動を始めたばかりの自主防災組織のリーダー、今後、自主防災組織の結成を目指す地域の代表者等を対象とした研修会や、より高度な知識や技能を習得するための実践的な研修会を開催し、自主防災活動リーダーの養成を推進する。【3-2⑪ 直轄】**新**



(自主防災活動リーダー養成研修会)

2 (避難所運営等の災害対応業務を遂行できる職員の育成)

○ 大規模災害時、多くの人員を要するとともに、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、研修などを通じ、県内外において、円滑に遂行できる職員を育成する。【3-2⑨ 直轄】**新**



(住家被害認定調査研修)

3 (消防職員及び消防団員の災害対応力向上のための教育環境の整備)

○ 県消防学校において、消防職員及び消防団員の教育訓練を実施しているが、近年、短期的・局地的豪雨等による自然災害が頻発し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備に取り組む。また、救急救命士等の養成、確保に努める。【2-3⑦ 直轄】

4 (外国人被災者に対する支援活動体制づくり)

○ 県内の在住外国人の生活面の支援を行う「地域共生サポーター」や、通訳、翻訳により外国人を支援する災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）を養成するとともに、災害関連情報の多言語による提供等を行うための実践的な訓練を実施し、外国人被災者への迅速かつ円滑な支援活動を実施する体制づくりに取り組む。【4-3⑬ 県民】

5 (高校生の建設業でのインターンシップ等の充実)

○ 土木専門学科を有する高等学校生徒の建設業でのインターンシップ受入れ増加に向けた取組を推進する。【8-2② 教育】

6 (建設産業の人材確保支援)

重 建設産業が道路や河川など社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行う重要な産業であることを広く県民に周知するとともに、学校や関係団体等と連携し、土木・建築系学生等の建設産業への入職を促進する。【8-2③ 土木】

7 (災害救援専門ボランティアの新規登録の推進、既登録者のスキルアップ)

- 県が主体となり、災害救援専門ボランティアの種類ごとの新規登録を推進するとともに、既登録者のスキルアップを図るため、実践型訓練を行う。【8-2⑤ 県民】



(災害ボランティア・コーディネーター研修会)

8 (大学生災害ボランティア活動の促進)

- 「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」締結の大学と協力し、大学生のボランティア意識の向上と災害ボランティア活動の円滑化を図るための研修会を開催する。【8-2⑦ 県民】



(大学生災害ボランティア研修会)

(11) 官民連携

1 (支援物資物流体制の整備)

重 県内流通業者、コンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等、協定締結先からの物資調達や、国、他県からの支援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、市町村、物流業者等と連携した訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアル見直しを行うなど、支援物資物流体制の整備を図る。

【2-1③, 5-7① 直轄・保福・産労・農林・教育】



(物資オペレーション訓練)

2 (燃料供給体制の整備)

○ 県石油商業組合と締結している燃料供給に関する協定やマニュアルに基づき、具体的な給油要請や配送など、円滑に燃料供給を行うための訓練を実施するとともに、訓練を踏まえたマニュアルの見直しを行うなど、燃料供給体制の整備を図る。

【2-1④, 2-4⑫ 直轄】

3 (緊急用LPガス調達に係る連携強化)

○ 県LPガス協会との間で、災害時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、災害発生に備え、講習会や訓練等を通じて関係者の連携強化を図る。

【2-1⑥, 6-1③ 直轄】

4 (民間事業者と連携した「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等の推進)

○ コンビニエンスストア等、民間事業者との協定に基づき、徒歩帰宅者に水やトイレ、道路情報等、防災情報の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備等を推進する。

【2-5① 直轄】

5 (アダプト団体活動員の高齢化・人員確保対策の検討)

○ 県管理河川の除草作業についてはアダプト団体が重要な役割を果たしており、高齢化・過疎化により活動人員の確保が困難となることを見込まれるため、将来に向けた対策を検討する。【7-4⑥ 土木】



(アダプト団体の活動)

6 (障害物の除去等についての支援協定を締結している団体との連携強化)

重 「大規模災害発生時における支援協定」を締結している建設業界団体との連携を強化し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図る。【8-2① 土木】

7（災害ボランティア関係機関との連携による災害ボランティア活動の支援）

☐ 社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア関係機関とネットワークを構築し、平常時から連携するとともに、災害時の役割分担や情報共有に係る研修等を通じて、災害ボランティア活動を支援する。【8-2⑥ 県民】

(12) 老朽化対策

1 (県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進)

重 老朽化が進む県有施設について、岡山県公共施設マネジメント方針に基づき策定した個別施設計画に沿って、それぞれの公共施設の老朽化対策、耐震化を進める。

【1-1②, 3-2② 総務】

2 (県営住宅の長寿命化計画に基づく計画的な老朽化対策の推進)

○ 県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後、増加する老朽化した住棟に対して、戦略的な維持管理を行う。【1-1⑤ 土木】

3 (砂防関係施設の長寿命化計画に基づく点検・診断、老朽化対策の推進)

○ 砂防関係施設について、長寿命化計画に基づく計画的かつ効率的な点検を実施し、機能及び性能の劣化状況を的確に把握した上で、維持、修繕、改築、更新などの対策を着実に実施する。【1-5②, 2-2③, 6-5③ 土木】

4 (治山施設の調査・点検、老朽化した施設の計画的な対策の推進)

○ 治山施設の老朽化により生じる被害を未然に防止するため、原則、設置後10年以上経過した施設の調査・点検を実施し、対策が必要な施設については、緊急度等を考慮した上で計画的な整備を図る。【2-2④, 6-5④, 7-4③ 農林】



(治山施設の補修・機能強化)

5 (岡山桃太郎空港施設の計画的な老朽化対策の推進)

○ 岡山桃太郎空港維持管理・更新計画等に基づき、空港施設の老朽化対策を着実に実施し、機能確保を図る。【2-4⑧, 6-4⑨ 県民】

6 (県立学校施設の安全確保や機能維持の推進)

重 県立学校施設の老朽化が急速に進んでおり、安全面での不安を抱えた施設や機能・環境面で不十分な施設が多く存在している。特に、外壁、窓枠等の落下防止、トイレ設備の更新(洋式化)、空調設備の設置・更新や、特別な支援が必要な児童生徒等への対応など、多様なニーズに応じた施設整備が求められている。その中で、個別施設計画に沿って長寿命化[※]改修工事や設備等の定期更新、建替、廃止等の施設マネジメントを実施し、県立学校施設の安全確保や機能維持を図る。

【3-2② 教育】 **新**



(県立学校耐震補強工事)

[※] 老朽化した施設を将来にわたり長く使い続けるため、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加え、施設の機能や性能を現在求められている水準まで引き上げる改修を行うこと。

7（港湾施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施）

- 港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修や維持管理を着実に実施する。【5-4①, 6-4⑦ 土木】

8（漁港施設・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく着実な点検・補修等の実施）

- 漁港施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき点検・補修等を着実に実施する。【6-4⑫ 農林】

9（基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進）

- 県が造成した基幹農業水利施設について、造成から長年が経過して老朽化しているため、機能診断とそれに基づく機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策により、機能を確保する。【5-8①, 7-4② 農林】



（樋門の整備）

10（下水道施設の計画的な老朽化対策の推進）

- 今後増加する老朽化した下水道施設のライフサイクルコストの最小化及び経費の平準化を図るため、流域下水道施設及び市町村下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な老朽化対策を推進する。【6-3② 土木】

11（農業集落排水施設の計画的な老朽化対策の促進）

- 市町村が管理する農業集落排水施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、市町村が策定した個別施設計画（最適整備構想）に基づき、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。【6-3⑤ 農林】



（農業集落排水施設の点検）

12（道路橋梁維持管理計画に基づく橋梁の長寿命化対策の推進）

- 橋梁の老朽化に伴い、道路ネットワークが機能不全に陥らないよう、岡山県道路橋梁維持管理計画に基づく計画的な点検、補修により長寿命化対策を推進し、機能を維持する。【6-4⑤ 土木】

13（河川の防潮水門・排水機場等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進）

- 河川の防潮水門・排水機場等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。【6-5②, 7-2③ 土木】

14（ダム長寿命化計画に基づく対策の推進）

- ダム施設機能の信頼性の確保や、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づき対策を実施する。【6-5⑤, 7-4⑤ 土木】

15（河川の水門等の長寿命化計画に基づく計画的な対策の推進）

- 河川の水門等の老朽化対策を、長寿命化計画に基づき順次進める。【7-4④ 土木】

16（文化財施設の適切な防災対策、老朽化対策等）

- 文化財施設について、災害時における利用者の安全性の確保及び文化財の保護のため、施設等の防災対策を実施するとともに、迅速に復興できるよう適切な老朽化対策、維持管理を実施する。【8-3② 土木】**新**

17（文化財の適切な保存・活用の推進）

- 文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう。このことから、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に取扱いがなされるよう、文化財の適切な保存・活用を推進する。【8-3③ 教育】**新**

指標及び目標

(全 98 指標)

☐は重点化した推進方針に係る指標を示す。

Ⓝは新規の推進方針に係る指標を示す。

(1) 行政機能／警察・消防／防災教育等 20 指標

指標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
☐ 緊急消防援助隊の中国・四国ブロック訓練の実施回数	1 回 (R1)	1 回 (毎年)	1
☐ 警察災害派遣隊の中国・四国ブロック訓練の実施回数	1 回 (R1)	1 回 (毎年)	2
☐ 人口 10 万人当たり消防団員数	1,446 人 (R1)	1,446 人 (R6)	3
☐ 女性消防団員数	659 人 (R1)	659 人 (R6)	3
南海トラフ地震防災対策推進計画を策定した市町村数 Ⓝ	4 市町村 (R1)	14 市町 (R3) (対象：14 市町)	5
☐ 南海トラフ地震等を想定した防災訓練実施、参加市町村数	13 市町 (R1)	27 市町村 (R6)	6
☐ 県民満足度調査での「避難場所・避難経路の確認」を行っている県民の割合	35% (R2)	40% (R6)	7
☐ 県民満足度調査での「ハザードマップの確認」を行っている県民の割合 Ⓝ	29.2% (R2)	40% (R6)	7
緊急地震速報音を活用した避難訓練を行っている学校の割合	小学校 97.4% 中学校 95.5% 高等学校 100% (R1)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (R6)	8
県民満足度調査での「非常食や水の備蓄」を行っている県民の割合	33.2% (R2)	40% (R6)	1 4
警察署の耐震化率	91% (R2)	95% (R7)	1 5
消防署及び出張所の耐震化率	94.6% (H30)	98% (R6)	1 6
☐ 県消防防災ヘリへの 2 人操縦士体制の導入 Ⓝ	未導入 (R1)	導入 (R4)	1 7
☐ 国土強靱化地域計画を策定した市町村数 Ⓝ	4 市町村 (R1)	27 市町村 (R3)	2 1
☐ 県庁舎、県民局及び地域事務所の耐震化率	68.4% (R1)	100% (R5)	2 2
☐ 災害時応急活動や復旧活動の拠点となる市町村庁舎の耐震化率	71% (R1)	95% (R7)	2 2

重 中国 5 県共同防災訓練の実施回数 (新)	1 回 (R1)	1 回 (毎年)	2 7
受援計画を策定した市町村数 (新)	1 市 (R1)	27 市町村 (R6)	2 8
県 ICT-BCP 策定システム件数	54 件 (R1)	100 件 (R6)	2 9
重 防災ワークシートを活用した小学校の割合 (新)	92% (R2)	95% (R6)	3 0

(2) 住宅・都市／情報通信 15 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 住宅耐震化率	82% (R1)	95% (R7)	1
重 多数の者が利用する建築物の耐震化率	89% (R1)	95% (R7)	1
市町村立学校耐震化率	99.2% (R1)	100% (R6)	2
市町村立学校の屋内運動場等にある吊り天井などの非構造部材耐震対策実施率	99.8% (R1)	100% (R6)	2
スプリンクラー設備の設置状況 (違反率)	0.06% (R1)	0% (R6)	5
都市計画マスタープランにおいて、平成 30 年 7 月豪雨等、近年の頻発、激甚化する自然災害を踏まえた防災・減災の内容を記載もしくは追記した市町村数	3 市町 (R1)	10 市町 (R6) (対象：21 市町)	6
災害ハザードエリアを踏まえた立地適正化計画等を策定している市町村数 (新)	0 市町 (R1)	11 市町 (R6) (対象：21 市町)	9
重 水道事業者等における水道施設耐震化計画の策定率	74.2% (R2)	100% (R6)	1 2
下水道管路 (重要な幹線等) 耐震化率	64% (R1)	69% (R6)	1 4
下水道処理場の耐震化率	55% (R1)	60% (R6)	1 4
重 県民満足度調査での「スマホアプリ等を通じて防災情報を入手する」県民の割合 (新)	24.6% (R2)	33.4% (R6)	1 6
岡山情報ハイウェイの光ファイバーケーブルの備蓄量	5,000 メートル (R1)	5,000 メートル (R6)	1 9
Jアラートにより自動起動する防災行政無線等、プッシュ型の情報伝達手段を多重化している市町村の割合	88.9% (R2)	100% (R6)	2 1

下水道BCP（流域）の訓練実施率	0% (R1)	100% (R6)	25
下水道BCP（市町村）の訓練実施率	0% (R1)	100% (R6) (対象：26市町村)	25

(3) 保健医療・福祉 6指標

指標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 災害拠点病院耐震化率	81.8% (R1)	90.0% (R6)	1
重 社会福祉施設の耐震化率	86.6% (H29)	90.3% (R3) (H29 全国平均耐 震化率)	2
重 「避難所運営マニュアル」作成市町村数	22市町村 (R2)	27市町村 (R6)	6
重 災害拠点病院におけるDMATの複数チ ーム保有率	100% (R1)	100% (毎年)	9
DMAT・医療機関・消防等が参加する訓練 等の実施回数	1回 (R1)	1回 (毎年)	11
重 福祉避難所の防災訓練等実施市町村数	7市町 (R1)	14市町 (R6) (対象：南海トラフ 地震対策の推進地 域 14市町)	15

(4) 産業 5指標

指標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 県内中小企業のBCP策定率	製造業 16.4%、 小売・卸売業 7.8% (R2)	製造業 20%、 小売・卸売業 12% (R6)	1
重 コンビナート防災訓練実施回数	1回 (R2)	1回 (毎年)	5
高圧ガス設備の通達基準適合率	100% (R2)	100% (毎年)	6
BCPを策定した特定事業所の割合	85% (R2)	100% (R6)	7
水島工業用水道事業施設（送・配水管）の 耐震化率	78.2% (R1)	83% (R6)	9

(5) 交通・物流 10 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 特に重要な緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	76.6% (R1)	93.0% (R6)	1
重 トンネル定期点検実施本数 (2 巡目)	23 本 (R1)	86 本 (R6) (対象: 86 本)	2
重 岡山県無電柱化推進計画着手延長	0.8km (R1)	3.5km (R6)	2
重 緊急輸送道路とその代替路、物流拠点へのアクセス道路の追加供用延長	25.0km (R2)	41.2km (R6)	3
重 中山間地域の交通難所解消箇所数	285 箇所 (R2)	485 箇所 (R6)	6
信号機電源付加装置新設・更新数	23 箇所 (H28~R1)	5 箇所 (R3~R6)	1 1
交通情報板新設・更新数	8 箇所 (H28~R1)	8 箇所 (R3~R6)	1 1
交通監視カメラ新設・更新数	10 基 (H28~R1)	11 基 (R3~R6)	1 1
緊急輸送道路の防災対策済箇所数	212 箇所 (R1)	283 箇所 (R6)	1 5
重 地域高規格道路・国直轄道路の追加供用延長	15.5km (R1)	28.8km (R6)	1 6

(6) 農林水産 6 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
県が造成した排水機場の機能保全計画策定率、保全対策実施率	53%、 39% (R1)	61%、 60% (R6)	2
農道橋 (延長 15m 以上) ・農道トンネルの保全対策工事実施数	14 施設 (R1)	29 施設 (R6)	3
林道橋再点検実施率	0% (R1)	100% (R6)	4
重 新たに安全対策を講じたため池数 (新)	0 箇所 (R1)	700 箇所 (R6)	6
間伐の実施面積	3,595ha (R1)	23,800ha (R1~R5)	7
シカ・イノシシの捕獲数 (新)	(シカ) 1.2 万頭/年 (イノシシ) 2.6 万頭/年 (H28~R1 年平均)	(シカ) 5.8 万頭 (イノシシ) 10.4 万頭 (R3~R6 累計)	9

(7) 国土保全・土地利用 6 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
大規模盛土造成地二次調査完了箇所数	0 箇所 (R2)	872 箇所 (R6)	1
重 護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数	1,829ha、 19,776 戸 (R1)	2,250ha、 22,000 戸 (R6)	2
重 流下阻害横断構造物や河道拡幅の改修箇所数	9 箇所 (R1)	24 箇所 (R6)	3
重 河道内整備の実施延長(新)	0 km (R1)	100 km (R6)	3
重 砂防関係施設の整備により、新たに土砂災害のおそれから保全される戸数	0 戸 (R2)	400 戸 (R6)	6
堤防耐震点検区間数	3 区間 (R1)	26 区間 (R6) (対象：最優先点 検区間 26 区間)	8

(8) 環境 2 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 合併処理浄化槽への転換等による単独処理浄化槽の廃止基数	5,035 基 (H28～R1)	6,000 基 (R3～R6)	1
重 災害廃棄物処理計画の策定市町村数	14 市町村 (R1)	27 市町村 (R6)	4

(9) リスクコミュニケーション 8 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 自主防災組織率	87.2% (R2)	93.0% (R6)	2
重 地区防災計画作成に向けて取り組み始めた地区のある市町村数(新)	6 市町村 (R2)	27 市町村 (R6)	3
想定最大規模の降雨による浸水想定区域を見直した河川の数(新)	13 河川 (R1)	25 河川 (R6)	6
重 避難支援個別計画作成に向けて取り組み始めた地区のある市町村数(新)	9 市町村 (R1)	27 市町村 (R6)	7
重 想定最大規模の降雨に基づく洪水ハザードマップ作成市町村数	4 市町 (R1)	24 市町 (R6) (対象：24 市町)	9

重 想定最大規模の降雨等に基づく内水ハザードマップ作成市町数	7 市町 (R1)	13 市町 (R6) (対象：20 市町)	9
重 想定最大規模の高潮に基づく高潮ハザードマップ作成市町数	0 市町 (R1)	8 市町 (R6) (対象：8 市町)	9
住宅用火災警報器設置率	78.0% (R1)	82.3% (R6)	10

(10) 人材育成 8 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 自主防災活動リーダー養成研修会参加者数 (累計) (新)	281 人 (R1)	1,031 人 (R6)	1
県内外の被災地に派遣できる「チームおかやま」の数 (新)	8 チーム (R2)	16 チーム (R6)	2
消防学校で教育訓練を実施した消防団員等の人数	消防職員 438 人 消防団員 106 人 (R1)	消防職員 500 人 消防団員 130 人 (R6)	3
地域共生サポーター研修修了者数 (累計)	619 人 (R1)	850 人 (R6)	4
災害救援専門ボランティア (外国語通訳・翻訳ボランティア) 研修修了者数 (累計)	697 人 (R1)	1,020 人 (R6)	4
重 土木・建築系高校からの就職者のうち建設産業への入職率	58% (R1)	60% (R6)	6
災害救援専門ボランティア新規登録者数	95 名 (R1)	400 人 (R3~R6 累計)	7
大学生災害ボランティア研修会参加大学数	10 大学 (R1)	10 大学 (毎年)	8

(11) 官民連携 3 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
液化石油ガス販売事業者に対する保安講習会の実施回数	3 回 (R1)	3 回 (毎年)	3
徒歩帰宅者支援に関する災害時協力協定締結事業者数	12 (R2)	16 (R6)	4
おかやまアダプト推進事業への参加人数	約 49,000 人 (R1)	50,000 人 (R6) (河川関係以外の道路関係等の団体を含む)	5

(12) 老朽化対策 9 指標

指 標	現状 (基準年度)	目標 (達成年度)	施策分野別 推進方針番号
重 未耐震の県有特定建築物※の耐震化率 ※耐震改修促進法第 14 条に定める特定既存耐震 不適格建築物と用途・規模要件が同じ建物をい う。(インフラ施設を除く)	44% (R2)	81% (R6)	1
治山施設の調査・点検箇所数	3,331 箇所 (R1)	3,831 箇所 (R6)	4
重 県立学校施設の個別施設計画に沿った長 寿命化改修実施棟数 新	10 棟 (R1)	80 棟 (R6)	6
基幹農業水利施設の機能保全計画策定率、長 寿命化対策実施率	22%、 13% (R1)	25%、 21% (R6)	9
ストックマネジメント計画策定自治体数	16 自治体 (R1)	27 自治体 (R6) (対象：27 自治体)	1 0
農業集落排水施設の修繕・更新整備実施処理 区数	12 処理区 (R1)	18 処理区 (R6)	1 1
長寿命化対策を実施した橋梁数	325 橋 (R1)	425 橋 (R6) (対象：517 橋)	1 2
防潮水門・排水機場の長寿命化対策の実施施 設数	8 施設 (R1)	10 施設 (R6) (対象：13 施設)	1 3
水門等の長寿命化対策実施施設数	62 施設 (R1)	292 施設 (R6) (対象：297 施設)	1 5

第5章 計画の推進

1 取組の重点化

限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に県域の強靱化を推進するため、第3次プランの内容を踏まえるとともに、国の基本計画との調和を保ちながら、本県が直面する大規模自然災害のリスクを回避する上での影響の大きさや緊急度など、以下の重点化の視点を総合的に勘案し、各施策分野の重点化事項を定める。

(重点化の視点)

効果の大きさ	災害リスクを回避する上での影響・効果の大きさ 〔 対策を講じない場合に、想定される自然災害の発生時において、人命の保護や社会の重要機能の維持等にどの程度重大な影響を及ぼすか、など 〕
緊急性・切迫性	災害リスクに対する緊急性・切迫性の度合い 〔 想定される自然災害から人命の保護や社会の重要機能の維持等を図る上で、どの程度、差し迫った災害リスクや対策実施に緊急性があるか、など 〕
施策の進捗状況	全国的な水準や目標等に対する進捗の状況 〔 対策に係る指標（全国的な水準や目標値）等に照らし、どの程度、対策の進捗を図る必要があるか、など 〕
平時の活用	災害時のみならず、平時における活用の有効性 〔 想定される自然災害の発生時のみならず、社会インフラの老朽化対策や地域活性化など、平時の課題解決にも有効に機能するものか、など 〕
国全体の強靱化への貢献	国全体の強靱化に対する貢献の度合い 〔 国の基本計画との関係等、対策が国全体の強靱化にどの程度貢献するか、など 〕

【各施策分野における重点化事項】

施策分野	重点化事項（※冒頭の数字は、各施策分野における番号）
(1)行政機能／警察・消防／防災教育等	1 消防本部の車両等の整備促進、緊急消防援助隊の受援計画の充実等【直轄】 2 警察災害派遣隊の災害用装備資機材の整備、体制強化等【警察】 3 女性・若手消防団員の確保等、消防団の充実強化【直轄】 6 南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施【直轄】 7 防災意識の普及啓発【直轄】 17 県消防防災ヘリの2人操縦士体制の導入【直轄】 21 市町村の国土強靱化地域計画の策定促進【直轄】 22 県・市町村庁舎の計画的な耐震化の推進【総務・県民・土木】 27 他県との相互応援体制の充実【直轄】 30 幼少期からの防災教育の推進【直轄】
(2)住宅・都市／情報通信	1 住宅・建築物の耐震化促進等【土木】 12 水道施設の計画的な耐震化の促進【保福】

	<p>15 県防災行政無線の老朽化対策、計画的な再整備の推進【直轄】</p> <p>16 総合防災情報システムの安定稼働の確保、継続的な改善【直轄】</p>
(3)保健医療・福祉	<p>1 災害拠点病院等の耐震化【保福】</p> <p>2 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー設置等の促進【保福】</p> <p>6 感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」の作成促進【直轄】</p> <p>7 医療機関のBCP策定促進【保福】</p> <p>9 DMATの複数化、消防・感染症対策関係機関等との連携強化の促進【保福】</p> <p>15 感染症対策等を踏まえた福祉避難所の指定拡大による受入体制整備の促進【保福】</p>
(4)産 業	<p>1 中小企業におけるBCPや事業継続力強化計画の策定等の促進による事業継続能力の向上【産労】</p> <p>5 水島コンビナートの防災体制の強化【直轄】</p>
(5)交通・物流	<p>1 橋梁の耐震化推進【土木】</p> <p>2 道路、トンネルの防災対策、無電柱化等の推進【土木】</p> <p>3 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化【土木】</p> <p>6 中山間地域の交通難所解消【土木】</p> <p>16 広域道路ネットワーク整備の推進等【土木】</p>
(6)農 林 水 産	<p>5 基幹農業水利施設等の農業生産基盤の計画的整備の推進【農林】</p> <p>6 防災重点ため池の安全対策の推進【農林】</p>
(7)国土保全・土地利用	<p>2 海岸保全施設の計画的整備の推進【農林・土木】</p> <p>3 計画的な河川改修等の推進【土木】</p> <p>4 平成30年7月豪雨災害による改良復旧事業の推進【土木】</p> <p>5 児島湖流域等県南の低平地での内水排除対策の実施【農林・土木】</p> <p>6 ハード・ソフト両面からの土砂災害防止対策の推進【土木】</p>
(8)環 境	<p>1 合併処理浄化槽の設置促進【環文】</p> <p>4 県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しの促進【環文】</p>
(9)リスクコミュニケーション	<p>1 要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進【直轄・総務・保福・土木・教育】</p> <p>2 自主防災組織の組織化や避難訓練の実施等、平時の活動活性化の促進【直轄】</p> <p>3 地区防災計画の作成促進【直轄】</p> <p>7 高齢者等の支援に向けた防災部門と福祉部門の相互理解、避難支援個別計画作成の促進【直轄・保福】</p> <p>9 市町村のハザードマップ作成の促進及び、ハザードマップを活用した適切な避難行動についての普及啓発【直轄】</p>
(10)人材育成	<p>1 自主防災活動リーダーの養成推進【直轄】</p>

	6 建設産業の人材確保支援【土木】
(11)官民連携	1 支援物資物流体制の整備【直轄・保福・産労・農林・教育】 6 障害物の除去等についての支援協定を締結している団体との連携強化【土木】 7 災害ボランティア関係機関との連携による災害ボランティア活動の支援【県民】
(12)老朽化 対 策	1 県有施設の個別施設計画に沿った老朽化対策、耐震化の推進【総務】 6 県立学校施設の安全確保や機能維持の推進【教育】

2 強靱化の推進方針に基づく主な個別事業

強靱化を進めるため、推進方針に基づく主な個別事業を別冊に記載する。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、必要に応じ、事業の見直し、追加等を行う。

3 計画の見直し（PDCA）

地域計画策定後は、施策ごとの進捗状況を可能な限り定量的に把握し、全庁的に共有するとともに、設定した目標の達成状況や社会状況の変化等を踏まえ、PDCAサイクルで計画の見直しを行い、県域の強靱化を着実に推進する。

岡山県国土強靱化地域計画策定に係る脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物の耐震化促進)

- ① 岡山県耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進しており、支援制度の拡充を図ること等により一定の進捗がみられるが、引き続き、補助制度の拡充など耐震化促進策を検討する必要がある。【土木】

(県管理施設の計画的な耐震対策の推進)

- ② 耐震性が確保されていない不特定多数の者が利用する県有特定建築物については、最大震度6強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。【総務】

(市町村立学校施設の耐震化促進)

- ③ 市町村立学校施設の耐震化については、多くの建物で対策が進んできたものの、ほとんどの学校施設が指定避難所に指定されていることを踏まえ、引き続き、吊り天井などの非構造部材を含めた耐震対策を進める必要がある。【教育】

(私立学校施設の耐震化促進)

- ④ 私立学校施設耐震化率が全国最下位と低迷しているため、設置者である学校法人の理解を得ながら、私立学校耐震化促進事業補助金等を積極的に活用した耐震化を進める必要がある。【総務】

(県営住宅の計画的な老朽化対策の推進)

- ⑤ 県営住宅については、長寿命化計画に基づき、アセットマネジメント手法を活用した維持管理を行っており、耐震診断基準のあるものについては耐震診断、耐震補強を実施済みであるが、今後老朽化した住棟が増加してくることから、戦略的な維持管理が必要である。【土木】

(不特定多数が集まる施設の耐震化促進)

- ⑥ 不特定多数が集まる施設の耐震化については、民間建築物に対する耐震診断・耐震改修の支援制度の活用等により一定の進捗が見られるが、防災拠点となる公共施設や医療施設等の耐震化をさらに進める必要がある。【保福】

(社会福祉施設等の耐震化促進)

- ⑦ 医療機関や社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多く利用することから、利用者の安全確保のため、耐震化やスプリンクラーの設置のほか、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀の改修等を進める必要がある。【保福】

(橋梁の耐震化や無電柱化の推進)

- ⑧ 地震による落橋や電柱倒壊を防止するため、橋梁の耐震化や電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を進める必要がある。【土木】

(不特定多数が集まる公園施設の耐震化、老朽化対策の推進)

- ⑨ 不特定多数が集まる施設であり、災害発生時には避難所、災害復旧の拠点となる県有公園施設の耐震化及び機能の強化を進めるとともに、今後老朽化する施設が急増するため、災害発生時に安全な使用に支障が生じ、必要な施設の機能を発揮できないおそれがあることから、計画的な老朽化対策を適切に実施する必要がある。【土木】

(消防本部の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実)

- ⑩ 大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

(警察災害派遣隊の体制強化等)

- ⑪ 警察災害派遣隊等の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより、災害対応能力を向上させる必要がある。【警察】

(大規模盛土造成地の計画的な調査実施)

- ⑫ 大規模地震時等の地滑りや崩壊により、大きな被害を受けやすい大規模盛土造成地について、県の一次調査でその位置や規模を抽出した大規模盛土造成地の安全性を、計画的に調査する必要がある。【土木】

(不特定多数が集まる自然公園施設等の防災・老朽化対策の推進)

- ⑬ 自然公園における荒廃を未然に防止するため、自然生態系の有する防災・減災機能を維持するとともに、災害時の利用者の安全を確保するため、老朽化した自然公園施設等の再整備を実施するなど、防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【環文】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(大規模商業施設等の防火対策の促進)

- ① 火災による甚大な被害のおそれがある大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利を確保する必要がある。【直轄】

(消防本部の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実)

- ② 大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

(警察災害派遣隊の体制強化等)

- ③ 警察災害派遣隊等の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより、災害対応能力を向上させる必要がある。【警察】

(消防団の充実強化)

- ④ 県民への普及啓発や県消防協会と連携した取組により、女性消防団員数は一定の増加が見られるが、全体の団員数が減少していることから、引き続き女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。【直轄】

(初期消火体制の充実)

- ⑤ 消防本部の充実強化を図るとともに、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。【直轄】

(防災や減災に留意した都市づくりの促進)

- ⑥ 防火地域等の指定、市街地再開発事業の推進などにより、都市の防災対策を引き続き進める必要がある。【土木】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

- ① 平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえて「岡山沿岸海岸保全基本計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震・液状化対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める必要がある。【農林・土木】

(南海トラフ地震臨時情報に対応した防災体制の確立)

- ② 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、県、市町及び防災関係機関等が連携し、気象庁から発表される臨時情報に対応した防災体制を確立する必要がある。【直轄】

(南海トラフ地震等を想定した防災訓練の実施)

- ③ 南海トラフ地震による津波浸水など、大規模な地震による被害が想定される市町村や、県、防災関係機関の緊密な連携の下、多くの住民が参加した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の応急対応能力の向上や住民の安全な避難誘導體制の確立を図る必要がある。【直轄】

(災害時の避難誘導體制の確保)

- ④ 津波による浸水が想定される医療機関、福祉施設での具体的な避難・受入方法等の手順を示すマニュアル整備の促進等により、災害時の避難誘導體制を確保する必要がある。【保福】

(住民への円滑な情報伝達)

- ⑤ 津波ハザードマップにより浸水が想定される地域の住民、事業所等に浸水区域に関する情報や指定緊急避難場所の周知を図るとともに、津波発生時の情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や総合防災情報システムの機能強化、システム操作の習熟、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【直轄・総合】

(住民の安全な避難の確保)

- ⑥ 気象警報、避難情報の意味や、ハザードマップの見方など、命を守るために重要な防災知識の普及を図るとともに、津波浸水区域での自主防災活動を活性化し、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。【直轄】

(学校での災害リスクを考慮した避難訓練の実施)

- ⑦ 学校近隣の災害リスクを考慮した「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練の実施を推進する必要がある。【教育】

(実践的な防災教育の普及)

- ⑧ 指定モデル校園において実施している、新たな防災教育の指導・教育手法の開発や緊急地震速報等を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育の成果を、県内に広く普及する必要がある。【教育】

(救援活動等に係る人材育成研修の実施)

- ⑨ 災害時に救援活動等ができる実践力を身に付け、社会貢献できる人材を育成することを目的とした研修を行う必要がある。【教育】

(消防本部の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実)

- ⑩ 大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

(警察災害派遣隊の体制強化等)

- ⑪ 広域にわたる大規模津波等に係る人命救助、捜索活動に従事するため、警察災害派遣隊等の体制強化や災害用装備資機材の整備・拡充を図る必要がある。【警察】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(計画的な河川改修等及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進)

- ① 既往最大降雨の洪水想定や過去の被害発生状況を踏まえた河川改修、台風等出水時の地元水防管理団体による水防活動を実施している。洪水被害を未然に防ぐためにも、今後も計画的な河川改修等を進める必要がある。特に、平成30年7月豪雨で堤防決壊等甚大な被害を受けた河川については、治水対策を集中的に進める必要がある。【土木】

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

- ② 平成16年台風第16号の被害状況や南海トラフ地震の被害想定を踏まえて「岡山沿岸海岸保全基本計画」に計画代表堤防高を定めているところであり、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、高潮対策に地震・液状化対策を合わせ、海岸保全施設の整備を計画的に進める必要がある。【農林・土木】

(農業水利施設の排水機能の確保)

- ③ 雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等を計画的に実施するとともに、市町村が管理する水路の適切な維持管理を促進する必要がある。【農林】

(下水道による内水排除の促進)

- ④ 雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するための下水道施設の計画的な整備、維持管理を促進する必要がある。【土木】

(県南の低平地での内水排除対策の推進)

- ⑤ 児島湖流域等、地勢面で脆弱性を抱える県南の低平地では、過去の災害教訓を踏まえ、県、国、市町村等が緊密に連携して、計画的かつ効果的に内水排除を実施する必要がある。【農林・土木】

(水防体制の充実・強化)

- ⑥ 豪雨災害が多発する中、地域において水防活動を担う水防団員(消防団員)の役割は重要性を増していることから、水防本部や水防管理団体との情報共有を図り、連絡体制を強化するとともに、水防活動を担う消防団員を対象として、水防技術の向上を図る研修を実施することなどにより、水防体制の充実・強化を図る必要がある。【土木】

(防災や減災に留意した都市づくりの促進)

- ⑦ 県では、防災や減災の観点に留意した都市計画区域マスタープランを策定しており、これまで市町が策定する都市計画マスタープランにおいても、防災や減災の観点を盛り込んできた。近年の頻発、激甚化する自然災害に対し一層の防災、減災が図られるよう、市町の都市計画マスタープランの策定、見直しを促進する必要がある。【土木】

(災害に配慮した適切な土地利用の促進)

- ⑧ これまでも災害に配慮した土地利用が行われてきたが、平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえ、一層の適切な土地利用の誘導を図る必要がある。【土木】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(総合的な土砂災害防止対策の推進)

- ① 土砂災害の危険性がある箇所全ての整備には多大な経費と時間を要することから、近年、土砂災害が発生した箇所や保全人家が多い箇所、公共施設等の重要な施設を保全する箇所など、緊急性の高い箇所から重点的、計画的に整備を行う必要がある。また、土砂災害警戒区域等の周知等により、警戒避難体制整備の支援を図るなど、ソフト対策についてもハード対策と合わせて進め、総合的な土砂災害防止対策を推進する必要がある。【土木】

(砂防関係施設の長寿命化の推進)

- ② 砂防関係施設について、施設機能の信頼性確保や、長期的な管理経費の縮減・平準化のため、長寿命化計画に基づく施設の点検・補修や維持管理を行う必要がある。【土木】

(要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進)

- ③ 平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。【直轄・総務・保福・土木・教育】

(防災意識の普及啓発)

- ④ ハザードマップの確認等による身近な災害リスクの把握や避難場所、避難経路の確認、気象警報、避難情報の意味の理解、防災アプリや各種メディアからの積極的な防災情報の入手、避難情報発令時に安全が確保された在宅避難や安全な親戚・知人宅等、避難所以外への避難を含む適切な避難行動をとることなど、県、市町村が連携し、住民一人ひとりの「自らの命は自らが守る」という自助の心構えにつながる防災意識の普及啓発を、引き続き行う必要がある。【直轄】

(自主防災組織の組織化と活動活性化の促進)

- ⑤ 県、市町村が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化に取り組んでおり、組織化については一定の改善が見られるものの、引き続き取組を進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、女性や高齢者等にも配慮した避難訓練の実施等、平時からの活動活性化を図る必要がある。【直轄】

(タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進)

- ⑥ 災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくタイムライン(防災行動計画)の考え方を取り入れた防災業務を推進する必要がある。【直轄】

(消防本部の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実)

- ⑦ 大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

(警察災害派遣隊の体制強化等)

- ⑧ 多数の死者を発生させないため、被災者救助など実践的な訓練の実施による対処能力の向上や警察災害派遣隊等の体制・機能の強化、災害用装備資機材の整備・拡充を図る必要がある。【警察】

(防災や減災に留意した都市づくりの促進)

- ⑨ 県では、防災や減災の観点に留意した都市計画区域マスタープランを策定しており、これまで市町が策定する都市計画マスタープランにおいても、防災や減災の観点を盛り込んできた。近年の頻発、激甚化する自然災害に対し一層の防災、減災が図られるよう、市町の都市計画マスタープランの策定、見直しを促進する必要がある。【土木】

(災害に配慮した適切な土地利用の促進)

- ⑩ これまでも災害に配慮した土地利用が行われてきたが、平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえ、一層の適切な土地利用の誘導を図る必要がある。【土木】

(不特定多数が集まる自然公園施設等の防災・老朽化対策の推進)

- ⑪ 自然公園における荒廃を未然に防止するため、自然生態系の有する防災・減災機能を維持するとともに、災害時の利用者の安全を確保するため、老朽化した自然公園施設等の再整備を実施するなど、防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【環文】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資備蓄の推進)

- ① 公的備蓄については、平成28年3月に、県及び市町村で構成する岡山県災害時相互応援連絡協議会で取りまとめた備蓄計画である「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保しているが、避難所における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図るため、今後、備蓄物資の追加等、計画の見直しを行う必要がある。【直轄・保福】

(生活必需品の個人備蓄等の促進)

- ② 「3日以上、推奨1週間分」の食料、水、その他生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落での自主防災組織等による備蓄が進むよう、県、市町村が連携し、様々な機会を通じて、さらに普及啓発に取り組む必要がある。【直轄】

(支援物資物流体制の推進)

- ③ 県内流通業者やコンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を締結するとともに、大規模災害発生時に、協定締結先からの物資調達や国、他県からの救援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、マニュアルを整備しているが、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄・保福・産労・農林・教育】

(燃料供給体制の推進)

- ④ 国と連携し、救急車等緊急通行車両への優先給油を行う中核サービスステーション、病院等の重要施設への燃料配送を行う小口燃料配送拠点、災害時における地域住民の燃料供給拠点となる住民拠点サービスステーションを整備するとともに、岡山県石油商業組合との間で、災害時の優先給油に関する協定を締結しているほか、円滑に燃料供給を行うため、令和元年度に燃料調達マニュアルを整備したところであり、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

(電源車派遣に関する事前協議)

- ⑤ 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、市町村や電力会社と事前に要請方法等を協議しておく必要がある。【直轄】

(緊急用LPガス調達に係る連携強化)

- ⑥ 県LPガス協会との間で、災害発生時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、講習会や訓練等を通じて関係者の適切な対応や連携を図る必要がある。【直轄】

(道の駅の防災機能、防災体制の強化)

- ⑦ 道の駅においては、これを一時避難所、救援物資・水等の配給施設等として活用するため、防災機能付加を進めており、これまでに県管理道路関係の全ての駅で公衆無線LANの整備が完了した。今後も、各道の駅の施設規模や立地条件等の特性、防災道の駅の認定要件等を踏まえ、設置者である市町村と協議しながら整備を進める必要がある。【土木】

(道路啓開体制の確保)

- ⑧ 電力供給施設が被災した場合における復旧作業車両の通行ルート確保など、早期復旧のための電力事業者と道路管理者との連絡体制や情報共有等について、検討する必要がある。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、令和元年度に中国地方道路啓開計画岡山県計画を策定しているが、今後は訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- ⑨ 被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ⑩ 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

(無電柱化の推進)

- ⑪ 地震発生時の揺れや液状化による電柱倒壊に起因する停電を防止するため、電線類の地中化策として電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組を進める必要がある。【土木】

(水道施設の計画的な耐震化の促進)

- ⑫ 水道施設の耐震化率は、全国平均を下回っており、大規模地震時の被害拡大、復旧期間の長期化が懸念されるため、計画的に耐震化を促進する必要がある。【保福】

(エネルギー供給施設の耐災害性向上)

- ⑬ エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練の実施等を通じてコンビナート防災体制の強化に取り組むとともに、各エネルギー供給事業者において、エネルギー供給施設の耐震性確保や系統多重化、被災時の早期復旧に必要な資材整備等を計画的に進めるなど、耐災害性の向上を図る必要がある。【直轄・企業局】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(市町村道や農林道等の管理者と連携した交通難所の解消)

- ① 中山間地域の交通難所については、市町村等と協議の上で解消箇所を選定し、効率的な整備に努めているが、未だ多くの交通難所があり、全ての解消には多大な費用と時間を要するため、市町村道や農道等の管理者と連携しながら、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所から計画的に整備を進める必要がある。【土木】

(地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備)

- ② 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める必要がある。【土木】

(砂防関係施設の長寿命化の推進)

- ③ 砂防関係施設の点検・診断、老朽化対策を行う必要がある。【土木】

(治山施設の調査・点検、老朽化対策の推進)

- ④ 孤立集落発生防止の観点から、山地に起因する災害の未然防止を図るため、治山関係施設の点検・診断、老朽化対策を計画的に行う必要がある。【農林】

(林道橋等の点検整備)

- ⑤ 林道橋等の再点検が未実施の市町村については、国庫補助事業を活用して積極的に実施する必要がある。【農林】

(道路啓開体制の確保)

- ⑥ 岡山県建設業協会や西日本高速道路(株)等をはじめとする関係機関との災害時協力協定に基づき、災害発生後の迅速な道路啓開のための人員や資機材等の確保に努めているが、さらに、災害発生時において集落への連絡道路が途絶しないよう、市町村道の道路管理者との連携確保が必要である。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、令和元年度に中国地方道路啓開計画岡山県計画を策定しているが、今後は訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木】

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ⑦ 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

(海上交通の確保及び係留施設等の適切な維持管理)

- ⑧ 島しょ部の孤立化を防ぐため、海上交通手段の確保や、既存の係留施設等の適正な維持管理が必要である。【県民・農林・土木】

(県防災ヘリ訓練の実施)

- ⑨ 市町村からの要請に基づき、空からの救助や物資の輸送を行う県消防防災ヘリコプターについて、孤立化を想定した救助・物資輸送・救急搬送の訓練を行う必要がある。

【直轄】

(孤立可能性のある集落等での通信確保)

- ⑩ 災害時に孤立する可能性のある集落等については、あらかじめ市町村との連絡窓口の明確化や通信手段の多重化により非常時の連絡体制を確保するとともに、家庭や集落単位での備蓄の促進、避難所における通信機能の確保を図る必要がある。【直轄】

(防災上重要な林道の整備)

- ⑪ 災害による孤立地域発生等のおそれがあることから、代替路として活用できる林道の整備を推進する必要がある。【農林】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(耐震化による警察機能等の確保)

- ① 耐震化が未実施の水島警察署は、令和2年度から建替整備事業に伴う基本計画の策定に着手しており、今後、玉野警察署についても、計画的な建替により耐震化を行う必要がある。【警察】

(消防関係庁舎の耐震化促進)

- ② 県内の消防関係庁舎の耐震化率は全国平均を上回っているが、災害時の応急対応拠点機能確保のため、耐震化を促進する必要がある。【直轄】

(消防本部の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実)

- ③ 大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

(県消防防災ヘリの操縦士2人体制の導入)

- ④ 県消防防災ヘリコプターによる災害対応をより安全かつ円滑に実施するため、2人操縦士体制を導入する必要がある。【直轄】

(救助機関との連携強化)

- ⑤ 災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、警察、消防、自衛隊、海保等が平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、各種訓練の実施等により、災害対応能力の向上を図る必要がある。また、警察災害派遣隊等について、災害対応力強化のための体制整備、夜間対応も含めた資機材の充実強化を図る必要がある。【警察】

(円滑な受援体制の構築)

- ⑥ 全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等を受け入れるための手順等を定めた「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」に基づき、要請手順等について関係機関と連携した訓練等を実施し、円滑な受援体制を構築する必要がある。【直轄】

(消防職員等に対する教育環境の整備)

- ⑦ 県消防学校等において、消防職員及び消防団員の教育訓練を行っているが、近年の風水害の激甚化や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、消防職員及び消防団員の対応能力をさらに高めるための教育環境を整備する必要がある。また、救急救命士等の養成確保に努める必要がある。【直轄】

(消防団の充実強化)

- ⑧ 県民への普及啓発や県消防協会と連携した取組により、女性消防団員数は一定の増加が見られるが、全体の団員数が減少していることから、引き続き女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。【直轄】

(自主防災組織の組織化と活動活性化の促進)

- ⑨ 県、市町村が連携して地域の防災力強化を図るため、自主防災組織の組織化や活動活性化に取り組んでおり、組織化については一定の改善が見られるものの、引き続き取組を進めるとともに、災害時に期待される機能が発揮できるよう、女性や高齢者等にも配慮した避難訓練の実施等、平時からの活動活性化を図る必要がある。【直轄】

(地区防災計画の作成促進)

- ⑩ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害拠点病院や地域の中核病院等の耐震化促進)

- ① 国の交付金を活用して災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化を進め、耐震化率は向上しているが、残る2病院の耐震化をさらに進める必要がある。【保福】

(医療機関のBCP策定促進)

- ② 大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続するため、BCP策定を促進する必要がある。【保福】

(災害拠点病院等における水及び燃料の備蓄・確保の促進)

- ③ 災害拠点病院は自家発電機を整備しており、また、災害拠点病院を含む22(R元年度時点)の医療機関が石油連盟等に施設設備情報を事前提供し、災害時の円滑な燃料供給体制の確保を図っているが、引き続き、医療機関において燃料の備蓄等を進める必要がある。また、災害時において、医療機関の機能を維持するための水を確保する必要がある。【保福】

(DMATの充実、消防等との連携強化)

- ④ 全ての災害拠点病院にDMATが配置され、災害発生直後から病院支援、傷病者搬送等を行う体制が整備されているが、さらに各災害拠点病院に配置するDMATの複数化やDMAT隊員の技能維持・向上、消防等との連携強化を図る必要がある。【保福】

(救急医療活動に必要な非常用電源の確保の促進)

- ⑤ DMATの救急医療活動や広域医療搬送拠点の運営等に支障が生じないように、持ち運びが可能な発電機やバッテリーを必要に応じて整備するなど、非常用電源の確保を図る必要がある。【保福】

(DMAT指定機関等との連携強化)

- ⑥ 県はDMAT指定機関等と災害派遣医療チーム等の出動に関する協定を締結しているが、災害派遣医療チーム等の派遣要請等を迅速に行うことができるよう、訓練の実施等を通じ、連携強化を図る必要がある。【保福】

(DHEAT養成研修受講の促進)

- ⑦ 大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員養成に向けた研修会の開催等により運用体制を強化する必要がある。【保福】

(岡山桃太郎空港の計画的な老朽化対策の推進)

- ⑧ 広域医療搬送拠点となる岡山桃太郎空港の機能確保のため、施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。【県民】

(円滑な広域搬送を行うための関係機関の連携強化)

- ⑨ 県内の医療機関で対応不可能な傷病者を他都道府県に搬送する必要が生じた場合に、岡山桃太郎空港に設置する広域医療搬送拠点の運営が円滑に行えるよう、定期的な訓練実施等を通じて、DMAT・医療機関・消防等との連携強化を図る必要がある。【保福】

(医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等)

- ⑩ 県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うための訓練実施や、関係機関との連携強化が必要である。【保福】

(陸路の閉塞時等におけるヘリによる救急搬送体制の確保)

- ⑪ 陸路の閉塞や島しょ部の被災時においては、ヘリコプターを活用することにより、救急搬送をより効果的に行うことができるが、災害時に迅速・適切な傷病者搬送等を行うため、平時からの取組により関係機関との連携を強化する必要がある。【直轄・保福】

(燃料供給体制の推進)

- ⑫ 国と連携し、救急車等緊急通行車両への優先給油を行う中核サービスステーション、病院等の重要施設への燃料配送を行う小口燃料配送拠点、災害時における地域住民の燃料供給拠点となる住民拠点サービスステーションを整備するとともに、岡山県石油商業組合との間で、災害時の優先給油に関する協定を締結しているほか、円滑に燃料供給を行うため、令和元年度に燃料調達マニュアルを整備したところであり、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

(道路啓開体制の確保)

- ⑬ 広範囲、多数の道路被害発生時の道路啓開には、各箇所の被災状況や、緊急輸送道路などルート的重要性を勘案の上、関係機関と調整して優先順位を決定することとしているが、災害時における救助・救急、医療活動と連携した啓開ルートの設定についても検討する必要がある。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、令和元年度に中国地方道路啓開計画岡山県計画を策定しているが、今後は訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木】

(エネルギー供給施設の耐災害性向上)

- ⑭ エネルギー事業者が集積する水島コンビナートの防災体制強化を図るとともに、各エネルギー供給事業者において、計画的に関連施設の耐災害性の向上を図り、災害時には、特に災害拠点病院等、人命に関わる重要施設へのエネルギー供給体制の確保に努める必要がある。【直轄・企業局】

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難対策の推進)

- ① コンビニエンスストア等民間事業者との協定により、徒歩帰宅者に水、トイレ、道路情報等の提供を行う「徒歩帰宅支援ステーション」の整備を行っているが、引き続き、関係市と連携し、支援拠点の拡大を図る必要がある。【直轄】

(道の駅の防災機能、防災体制の強化)

- ② 県及び市町村が連携し、道の駅の防災機能や防災体制を強化する必要がある。【土木】

(事業所に対する従業員の一斉帰宅抑制等の周知・協力要請)

- ③ 帰宅困難者の大量発生による混乱を避けるため、駅周辺の事業所に対し、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑止し、交通機関の運航状況の確認や家族間での安否確認を優先するとともに、従業員等の一時滞在場所や食料・水の提供等について平時から備えるよう、県、市及び防災関係機関が連携して周知、協力要請を行う必要がある。
【直轄】

(学校園での長期滞在対策の検討)

- ④ 各公立学校園の「学校防災マニュアル」に大規模災害時の児童生徒等の引き渡し基準を定めて保護者に周知しているが、長期間の待機が必要になった場合の、心のケア、食料の確保、宿泊等の対応について、関係者で協議・検討を進める必要がある。【教育】

(公共交通機関の対災害性向上)

- ⑤ 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材、関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。【直轄・県民】

2-6 被災地における感染症等の大規模発生

(予防接種の推進)

- ① 小児科診療の専門家等が勤務する県内医療機関 1 箇所を予防接種センターとして指定し、予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により予防接種率の向上を図っているが、今後さらに効果的な広報活動の実施による予防接種センターの周知を図り、予防接種への理解、認識を高める必要がある。【保福】

(避難所における感染症対策の推進)

- ② 避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。【直轄】

(医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等)

- ③ 県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うための訓練実施や、関係機関との連携強化が必要である。【保福】

(下水道施設の耐震化の推進等)

- ④ 下水道施設の被災による衛生環境の悪化を防止するため、耐震化を進めるとともに、老朽化対策を適切に実施する必要がある。【土木】

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの作成促進)

- ① 避難所には、高齢者・傷病者・妊婦・子ども等の配慮を要する人も避難してくるため、市町村において、感染症対策を踏まえながら、早期に避難所を開設・運営できるよう「避難所運営マニュアル」を作成して、発災直後から衛生管理等に徹底して取り組み、避難者の健康状態維持に向けた良好な生活環境を整える必要がある。【直轄】

(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- ② 市町村において、想定される災害の種別や、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた、適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【直轄】

(福祉避難所の指定拡大の促進)

- ③ 県内全市町村において福祉避難所の指定を行っているが、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。【保福】

(予防接種の推進)

- ④ 小児科診療の専門家等が勤務する県内医療機関1箇所を予防接種センターとして指定し、予防接種に関する情報提供や研修会の実施、予防接種の事前・事後の医療相談対応により予防接種率の向上を図っているが、今後さらに効果的な広報活動の実施による予防接種センターの周知を図り、予防接種への理解、認識を高める必要がある。【保福】

(避難所施設における感染症のまん延防止対策の促進)

- ⑤ 避難所開設時の感染症予防のため、施設の消毒等、蔓延防止措置を適切に実施する必要がある。【保福】

(医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等)

- ⑥ 県医薬品卸業協会等との協定に基づき、災害時救急医薬品等の迅速な確保・供給を行うための訓練実施や、関係機関との連携強化が必要である。【保福】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(警察災害派遣隊の体制強化等)

- ① 大規模災害時においても公共の安全と治安の維持を図るため、警察災害派遣隊等について、必要な体制、装備資機材を整備するとともに、関係機関等と連携して実践的な訓練を実施することにより、災害対応能力の向上を図る必要がある。【警察】

(耐震化による警察機能の確保)

- ② 被災による警察機能の低下を防止するため、警察関係庁舎の耐震化を計画的に実施する必要がある。【警察】

(信号機等の管制機能維持)

- ③ 信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備を計画的に実施し、円滑な交通を確保する必要がある。【警察】

3-2 県及び市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(市町村の国土強靱化地域計画の策定促進)

- ① 地域の強靱化を効果的に推進するため、県内市町村が国土強靱化地域計画を策定するとともに、計画に基づき、県と一体となって強靱化施策に取り組む必要がある。【直轄】

(県・市町村庁舎の計画的な耐震対策の推進等)

- ② 耐震性が確保されていない県・市町村の庁舎については、最大震度6強の揺れが想定されている南海トラフ地震や断層型地震等により、甚大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、計画的に耐震対策を実施する必要がある。大規模災害時においても、防災拠点施設として機能を発揮できるよう、個別施設計画に沿った長寿命化対策の実施や、浸水対策、停電対策など、県有施設の機能強化を図る必要がある。

【総務・県民・土木・教育】

(感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化)

- ③ 新型コロナウイルスをはじめとした感染症流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う必要がある。

【直轄】

(岡山県庁BCPの継続的な見直し)

- ④ 岡山県庁BCPで定められた非常時優先業務や業務実施に必要な資源等について確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルにより計画見直しを継続的に行っていく必要がある。【直轄】

(市町村BCPの継続的な見直し)

- ⑤ 各市町村BCPについて、計画の実効性を確認しながら、感染症対策の観点も踏まえ、PDCAサイクルにより、計画見直しを継続的に行っていく必要がある。【直轄】

(県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化)

- ⑥ 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題について、解決に向け、連携を強化する必要がある。【直轄】

(他県との相互応援体制の推進)

- ⑦ 大規模広域災害に備え、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定や、全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」、「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

(市町村の受援計画の策定促進)

- ⑧ 大規模災害時には、被災による行政機能の大幅な低下を来さないよう、他自治体から応援を受け入れる必要があるため、市町村の受援計画策定を促進する必要がある。

【直轄】

(災害対応業務を遂行できる職員の育成)

- ⑨ 被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。【直轄】

(地区防災計画の作成促進)

- ⑩ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するように、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

(自主防災活動リーダーの養成)

- ⑪ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、平時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む「共助」が重要となることから、地域における共助の中核をなす自主防災組織等のリーダーとなる人材を育成する必要がある。【直轄】

(防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進)

- ⑫ 県防災行政無線については、構成機器の耐用年数やサポート期限が経過しているものもあり、老朽化が進んでいることから、適切な保守点検や機能維持を行うとともに、再整備を計画的に進める必要がある。【直轄】

(総合防災情報システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ⑬ 新たに開発した総合防災情報システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、常に安定して稼働するとともに、SNSや防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。

【直轄】

(県の重要システムの業務継続体制の推進)

- ⑭ 全庁共通システムや税務システムなど、県の重要システムについては、ICT-BCPを策定し、計画の定着や対応能力の向上を目的とする訓練を実施しているが、さらに策定を進め、災害時の対応能力向上のため、今後も定期的に訓練するとともに、円滑なデータ復旧や長期電源途絶時の対策について、検討する必要がある。【県民】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(防災用電源の安定的確保)

- ① 長期間の停電による防災関係システムの機能喪失を防ぐため、非常用電源設備の継続的な機能強化や燃料確保の取組を計画的に実施し、防災用電源の安定的な確保を図る必要がある。【直轄】

(防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進)

- ② 県防災行政無線については、構成機器の耐用年数やサポート期限が経過しているものもあり、老朽化が進んでいることから、適切な保守点検や機能維持を行うとともに、再整備を計画的に進める必要がある。【直轄】

(総合防災情報システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ③ 新たに開発した総合防災情報システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、常に安定して稼働するとともに、SNSや防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【直轄】

(通信関連施設の耐災害性向上)

- ④ 通信事業者は、災害に備えて計画的に関連施設の耐災害性向上を図るとともに、被災時の早期復旧に必要な人員、資材、電気事業者等との連携体制の確保に努める必要がある。【直轄】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(岡山情報ハイウェイの機能維持)

- ① 岡山情報ハイウェイは、回線切断に備えた経路の多重化、関連施設の浸水対策など、安全性強化策を実施済みであるが、今後も、業務継続や災害時の情報提供に支障を来すことのないよう、計画的な機器更新が必要である。【県民】

(災害時における公衆無線LAN環境の確保)

- ② 災害時に住民がスマートフォン等からの情報収集を円滑に行えるよう、公衆無線LANサービスを継続する必要がある。【県民】

(住民への情報伝達手段の多様化)

- ③ テレビ、ラジオ放送が中断した場合においても、気象警報や避難情報を住民に伝達できるよう、県、市町村が連携し、防災アプリや緊急速報メール、SNSなど、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【直轄・総合】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した住民への迅速な情報伝達環境の整備)

- ① 緊急地震速報や津波警報等の重要情報を国から市町村が直接受信する全国瞬時警報システム（Jアラート）について、市町村防災行政無線（同報系）や音声告知端末等を自動的に連動させ、迅速かつ確実に住民に情報伝達するため、運用訓練を定期的を実施するとともに、情報伝達手段を多重化する必要がある。【直轄】

(住民への情報伝達手段の多様化)

- ② 県、市町村が連携し、住民の安全を確保するための効果的な災害広報を実施するとともに、市町村防災行政無線（同報系）や音声告知放送、防災アプリ、緊急速報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ放送、Lアラート（災害情報共有システム）など、地域の実情に応じた情報伝達手段の多様化を図る必要がある。【直轄・総合】

(県内主要ダムの放流情報の提供)

- ③ 県内主要ダムの放流情報を提供する必要がある。【農林・土木】

(想定最大規模の降雨に対応した浸水想定区域の指定)

- ④ 河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成支援を進める必要がある。【土木】

(市町村のハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進)

- ⑤ 市町村のハザードマップ作成を促進するとともに、住民がハザードマップ等を活用し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す必要がある。【直轄】

(幼少期からの防災教育の推進)

- ⑥ 日頃の災害への備えや身を守る行動等を学ぶ防災教育について、幼少期から、学校や自主防災組織等を通じ、継続的に実施していく必要がある。【直轄】

(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、周知等)

- ⑦ 市町村において、想定される災害の種別や、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた、適切な規模や数の指定緊急避難場所や指定避難所を指定し、住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合には、県や国と情報共有や連携を図りながら、適時、的確な開設を行い、住民の安全を確保する必要がある。【直轄】

(避難支援個別計画の作成促進)

- ⑧ 高齢者や障害のある人などに対し、平時から災害時への一貫した支援が行えるよう、防災部門と福祉部門の相互理解を進めるとともに、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者一人ひとりの実情に応じ、具体的な支援方法などをあらかじめ定めておく避難支援個別計画の作成を促進し、実効性のある支援体制を構築する必要がある。

【直轄・保福】

(県、市町村、福祉関係団体等が連携した福祉支援体制構築の促進)

- ⑨ 平成30年7月豪雨における「福祉避難所が十分に機能しなかった」などの課題を踏まえ、平時から県・市町村と福祉関係団体等が連携し、災害時に福祉支援を機能させるための体制構築を図る必要がある。【保福】

(障害者への円滑な情報伝達対策等の促進)

- ⑩ 視覚障害者に対しては、情報伝達に加え、避難所までの移動ルートを確認する必要がある。聴覚障害者に対しては、複数の情報伝達ルートを確認するとともに、避難周知のメール文を簡潔に行うなど、工夫する必要がある。【保福】

(福祉避難所の指定拡大の促進)

- ⑪ 県内全市町村において福祉避難所の指定を行っているが、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、さらに指定施設を拡大し、避難行動要支援者の受入体制の充実を図る必要がある。【保福】

(地区防災計画の作成促進)

- ⑫ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

(外国人被災者への支援)

- ⑬ 外国人被災者に対して効果的な支援活動が行えるよう、地域共生サポーター、災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の登録者数等の拡大やスキルアップ、災害関連情報の多言語による提供等を行うための実践的な訓練に取り組む必要がある。【県民】

(観光施設の災害対応力の向上)

- ⑭ 観光施設の災害対応力向上のため、特に災害時の避難に配慮が必要な外国人旅行者に対し、各施設管理者において、適切に災害情報を届け、避難行動につなげる体制等を整備する必要がある。【産労】

(防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進)

- ⑮ 県防災行政無線については、構成機器の耐用年数やサポート期限が経過しているものもあり、老朽化が進んでいることから、適切な保守点検や機能維持を行うとともに、再整備を計画的に進める必要がある。【直轄】

(総合防災情報システムの安定稼働の確保と継続的な改善)

- ⑯ 新たに開発した総合防災情報システムについては、近年災害が頻発化・激甚化する中、常に安定して稼働するとともに、SNSや防災アプリの普及など、情報通信環境の変化や利用者のニーズに的確に応えることができるよう、継続的な改善を行う必要がある。【直轄】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(中小企業におけるBCP策定の促進)

- ① 平成30年7月豪雨、令和元年9月の大雨による災害及び新型コロナウイルス感染症の教訓や南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、災害後の早期復旧、事業継続に向けた中小企業へのBCP普及促進を図っているが、さらに個別企業のBCPの実効性向上や関係企業との連携など、事業継続能力向上を促進する必要がある。【産労】

(災害対策等に係る県制度融資の周知)

- ② 県融資制度に、被災企業の運転資金・設備資金、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定、防災対策に必要な資金に対する「危機対策資金」を設けており、支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。【産労】

(地域経済力の強化)

- ③ 大規模災害後であっても、経済活動が機能不全に陥らないようにするためには、地域の経済力の底上げが重要であり、企業誘致や投資の促進を図るとともに、新製品・新技術開発の促進や販路拡大支援等による力強い県内企業の育成に平素から取り組む必要がある。【産労】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- ④ 被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(エネルギー供給施設の耐災害性向上)

- ① エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練の実施等を通じてコンビナート防災体制の強化に取り組むとともに、各エネルギー供給事業者において、エネルギー供給施設の耐震性確保や系統多重化、被災時の早期復旧に必要な資材整備等を計画的に進めるなど、耐災害性の向上を図る必要がある。【直轄・企業局】

(自立・分散型エネルギーの導入促進)

- ② エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。【環文・農林】

(交通機能及び道路啓開体制の確保)

- ③ 緊急輸送道路等、エネルギー供給ルートとなる道路の機能維持、被災時の早期復旧に努めるとともに、信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備、道路通行規制システムの円滑な運用により、交通機能を確保する必要がある。なお、南海トラフ地震に伴う津波被害については、令和元年度に中国地方道路啓開計画岡山県計画を策定しているが、今後は訓練の実施等により計画の実効性を向上させる必要がある。【土木・警察】

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(県関係部局が連携した水島コンビナートの強靱化促進)

- ① 水島コンビナートに立地する企業の操業が長期にわたり停止するリスクを低減し、エネルギーや素材・製品等の安定供給を図るためには、県石油コンビナート等防災計画等に基づき、保安・防災担当部局、土木部局、産業労働部局などの関係部局が連携しながら、水島コンビナートの強靱化を進める必要がある。【直轄・産労・土木】

(水島コンビナート防災体制の強化)

- ② 水島コンビナートについて、関係機関と連携して保安検査体制を強化するとともに、法令遵守の徹底や適正な自主保安検査の実施指導、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や防災訓練の実施を通じて事故防止に取り組んでおり、今後も防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップなど、関係機関と緊密に連携して防災体制の強化を図る必要がある。【直轄】

(高圧ガス設備保全対策の推進)

- ③ 高圧ガス設備の管理について、引き続き、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び、重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導を実施するとともに、関係機関と連携し、保安検査体制の強化や各事業所での取組のフォローアップなどを通じて、コンビナート防災体制の強化を図る必要がある。【直轄】

(コンビナート主要事業所におけるBCP策定の促進)

- ④ コンビナートを構成する主要事業所に対し、BCP策定を促し、災害時の被害拡大を防止する必要がある。【直轄】

(港湾施設の適正な維持管理)

- ⑤ コンビナート周辺の港湾施設について、定期的な点検診断や老朽化対策の実施など、適正に維持管理するとともに、民有施設についても適正に管理されるよう、指導する必要がある。【土木】

5-4 港湾施設の被災による海上輸送の長期停滞

(航路・泊地の浚渫、長寿命化の推進)

- ① 大規模地震対策の拠点港湾である宇野港、その補完港としての水島港、岡山港、東備港、笠岡港の機能確保のため、耐震強化岸壁を3港(4箇所)で整備しているが、今後も計画的な航路・泊地の浚渫を実施するとともに、老朽化が進む施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく点検・補修や維持管理を行う必要がある。【土木】

(国際拠点港湾、重要港湾のBCP改善)

- ② 大規模地震等の危機的事象の発生時における最低限の港湾物流機能の維持、早期復旧を目的とした港湾BCP(事業継続計画)の実効性を高めるため、関係機関と連携した訓練等を行い、BCPの改善を図る必要がある。【土木】

5-5 基幹的陸上交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(広域道路ネットワーク整備の推進等)

- ① 南海トラフ地震等の大規模災害時において、広域支援連携の交通基盤となる岡山米子線を含む高速道路の4車線化ネットワークが必要である。また、地域高規格道路の整備率が4割程度にとどまっており、緊急輸送道路としての道路ネットワーク構築のため、引き続き、未供用区間の道路整備を進める必要がある。【土木】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- ② 被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

(橋梁の耐震化推進)

- ③ 南海トラフ地震等の大規模地震時に、救急活動や緊急輸送を迅速かつ円滑に実施できるよう、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化を進める必要がある。【土木】

(道路法面等の落石・崩土防止等)

- ④ 道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策、電柱倒壊防止策としての電線共同溝の整備をはじめとする無電柱化に向けた取組等を効率的・効果的に行う必要がある。【土木】

(道路規制情報の提供確保)

- ⑤ 道路災害等に伴う道路規制情報を県ホームページで利用者に提供する道路通行規制システムについて、災害時のシステム障害の防止策を検討しつつ、規制情報の精度を高めるために、システムの普及を行う必要がある。【土木】

(信号機等の管制機能維持)

- ⑥ 信号機電源付加装置や交通情報板、交通監視カメラの整備を計画的に実施し、円滑な交通を確保する必要がある。【警察】

(公共交通機関の対災害性向上)

- ⑦ 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材、関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。【直轄・県民】

5-6 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

(災害救助法適用時の金融機関との連携)

- ① 災害救助法が適用された場合の金融当局からの特別要請に基づく、地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援が円滑に行われるよう、「災害発生時における協力に関する協定」締結金融機関と連携して取り組む必要がある。【産労】

(災害時の県債務支払業務体制の確保)

- ② 災害により県統合財務会計システムが停止した場合の県債務の支払業務については、非常用のバックアップデータを利用した電子的支払を行う仕組みを構築したところであるが、今後、万が一の災害発生に備え、指定金融機関・財務会計システム保守運用業者と連携して、支払業務継続の実効性確保を図る必要がある。【出納】

5-7 食料等の安定供給の停滞

(支援物資物流体制の推進)

- ① 県内流通業者やコンビニエンスストア、県学校給食会、県医薬品卸業協会等との間で食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を締結するとともに、大規模災害発生時に、協定締結先からの物資調達や国、他県からの救援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、マニュアルを整備しているが、引き続き、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。

【直轄・保福・産労・農林・教育】

(緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化)

- ② 被災による経済活動の停滞を防止するため、国県道における緊急輸送道路やその代替路、主要な幹線道路から輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備を進め、道路交通機能の強化を図る必要がある。【土木】

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ③ 災害時において、食料等を迅速かつ安全に流通させるため、迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

(農業生産基盤の計画的整備の推進)

- ④ 基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。【農林】

5-8 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進)

- ① 県が造成した農業用ダム等の基幹農業水利施設(409施設)については、造成から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。【農林】

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ② 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、これまでの老朽化と耐震化の観点に、新たに豪雨対策の視点を加え、市町村と連携しながら、ハザードマップの作成やため池の改修、廃止など、ソフト・ハードの両面から対策を講じる必要がある。【農林】

(工業用水道施設の老朽化対策及び耐震化の推進)

- ③ 工業用水道では、老朽化対策及び耐震化を進めており、引き続き計画的に実施する必要がある。【企業局】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止

（エネルギー供給施設の耐災害性向上）

- ① エネルギー事業者が集積する水島コンビナートにおいて、関係機関が連携した総合的な防災訓練の実施等を通じてコンビナート防災体制の強化に取り組むとともに、各エネルギー供給事業者において、エネルギー供給施設の耐震性確保や系統多重化、被災時の早期復旧に必要な資材整備等を計画的に進めるなど、耐災害性の向上を図る必要がある。【直轄・企業局】

（電源車派遣に関する事前協議）

- ② 大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、市町村や電力会社と事前に要請方法等を協議しておく必要がある。【直轄】

（緊急用LPガス調達に係る連携強化）

- ③ 県LPガス協会との間で、災害発生時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、講習会や訓練等を通じて関係者の適切な対応や連携を図る必要がある。【直轄】

（自立・分散型エネルギーの導入促進）

- ④ エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。【環文・農林】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の計画的な耐震化の促進)

- ① 水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、耐震化計画の策定や施設の耐震化を促す必要がある。【保福】

(水道施設被災時の広域支援体制整備等)

- ② 日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づく、災害時の応急給水・応急復旧体制の周知徹底や防災訓練の実施等により、緊急時の広域支援体制の確立に努める必要がある。【保福】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化の推進)

- ① 下水道施設は、処理場や管路等施設の定期点検、補修で機能を維持しているが、耐震化が進んでおらず、地震による被災のおそれがあるため、計画的に耐震化を進める必要がある。【土木】

(下水道施設の老朽化対策の推進)

- ② 下水道施設については、これまで長寿命化対策により、改築事業を行ってきたが、今後想定される耐用年数を経過した管渠等のストックの急激な老朽化の進行に対応するため、新たにストックマネジメント計画を策定し、計画的に対策を実施する必要がある。【土木】

(下水道BCPの定期的な見直し)

- ③ 下水道BCPについては、県管理の流域下水道及び、市町村管理の公共下水道全てで策定済みであり、引き続き、災害発生時の迅速な復旧、事業継続に向け、下水道BCPの定期的な見直しを促進する必要がある。【土木】

(合併処理浄化槽の設置促進)

- ④ 市町村と連携した補助事業の実施により、合併処理浄化槽の設置促進を図っており、設置基数は増加傾向にあるが、老朽化した単独処理浄化槽が多数残存しており、災害に強い合併処理浄化槽への転換等をさらに促進する必要がある。【環文】

(農業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の促進)

- ⑤ 農業集落排水施設については、供用開始後、相当年数を経過した施設が増加していることから、老朽化による突発的な故障を未然に防止し、将来にわたり適切に機能が保持されるよう、計画的に長寿命化対策を進める必要がある。【農林】

6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

(落石等危険箇所対策及び道路啓開体制の確保)

- ① 道路の防災・減災機能を高めるため、落石・崩土危険箇所の解消を進めているが、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には、必要に応じて災害時協力協定締結機関にも協力を求め、迅速な道路啓開に努める必要がある。【土木】

(地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備)

- ② 地域交通ネットワークを構成する国道、県道、市町村道や農林道等の管理者が連携して、緊急輸送道路や代替路による道路網の整備を進める必要がある。【土木】

(農道整備及び農道橋等の保全対策の推進)

- ③ 災害時の避難路や迂回路としての機能を持つ農道の整備を引き続き推進するとともに、農道橋や農道トンネル等の点検・診断の結果、長寿命化等の対策が必要となった施設について、市町村と連携し、保全対策工事を実施する必要がある。【農林】

(林道橋等の点検整備)

- ④ 林道橋等の再点検が未実施の市町村については、国庫補助事業を活用して積極的に実施する必要がある。【農林】

(橋梁の長寿命化の推進)

- ⑤ 橋梁については、道路橋梁維持管理計画に基づき、計画的に点検・補修を実施し、長寿命化を図っており、引き続き、予防保全型の維持管理を推進し、維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【土木】

(航路・泊地の浚渫、港湾BCPの実効性確保)

- ⑥ 大規模地震対策の拠点港湾である宇野港、その補完港としての水島港、岡山港、東備港、笠岡港における耐震強化岸壁の整備、計画的な航路・泊地の浚渫を進めるとともに、国際拠点港湾・重要港湾における港湾BCPの実効性を高め、海上交通の途絶を防止する必要がある。【土木】

(港湾施設・海岸保全施設の長寿命化の推進)

- ⑦ 港湾施設・海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく点検・補修や維持管理を行う必要がある。【土木】

(岡山桃太郎空港の事業継続体制の確保)

- ⑧ 岡山桃太郎空港が、災害時においてもその機能を発揮できるよう、事業継続計画に基づき、国土交通省大阪航空局岡山空港出張所、岡山空港ターミナル株式会社など空港関係者と連携し、機能維持や復旧のための体制確保を図る必要がある。【県民】

(岡山桃太郎空港の計画的な老朽化対策の推進)

- ⑨ 広域医療搬送拠点となる岡山桃太郎空港の機能確保のため、施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。【県民】

(信号機の管制機能維持等)

- ⑩ 信号機電源付加装置の整備を推進しているが、整備箇所が主要交差点の一部に限られているため、今後も計画的に整備箇所を拡大する必要がある。また、交通情報板や交通監視カメラの老朽化による機能喪失を防止するため、計画的な更新を行い、交通情報提供・収集体制を確保する必要がある。公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧体制を確保し、地域交通の維持に努める必要がある。【警察】

(公共交通機関の対災害性向上)

- ⑪ 公共交通機関は、計画的に関係施設、設備の耐災害性向上を図るとともに、被災した場合の早期復旧に必要な人員、資材、関係事業者間の連携体制等の確保に努める必要がある。【直轄・県民】

(漁港施設・海岸保全施設の長寿命化の推進)

- ⑫ 離島交通の手段にも利用される漁港施設や海岸保全施設の老朽化が進んでおり、施設の信頼性確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく点検・補修等を行う必要がある。【農林】

(防災上重要な林道の整備)

- ⑬ 災害による孤立地域発生等のおそれがあることから、代替路として活用できる林道の整備を推進する必要がある。【農林】

6-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

(計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進)

- ① 既往最大降雨の洪水想定や過去の水害発生状況を踏まえた河川改修、台風等出水時の地元水防管理団体による水防活動を実施している。洪水被害を未然に防ぐためにも、今後も計画的な河川改修を進める必要がある。特に、平成30年7月豪雨で堤防決壊等甚大な被害を受けた河川については、治水対策を集中的に進める必要がある。【土木】

(防潮水門の長寿命化の推進等)

- ② 防潮水門・排水機場については、長寿命化計画に基づく対策工事を順次実施しており、今後も着実な対策を実施する必要がある。また、堤防や護岸等の整備を地震・液状化対策と合わせて計画的に進めるとともに、長寿命化計画に基づき、施設の信頼性確保、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【農林・土木】

(砂防関係施設の長寿命化の推進)

- ③ 砂防関係施設について、施設機能の信頼性確保や、長期的な管理経費の縮減・平準化のため、長寿命化計画に基づく施設の点検・補修や維持管理を行う必要がある。【土木】

(治山施設の計画的な老朽化対策の推進)

- ④ 治山施設の老朽化による被害を未然に防止するため、設置後10年以上経過した治山施設3,331箇所の調査・点検を令和元年度までに実施した。引き続き、新たに対象となった施設や初回の点検結果により再点検が必要となった箇所を順次調査し、対策が必要なものについては、緊急度等を勘案して計画的に実施する必要がある。【農林】

(ダム施設の長寿命化の推進)

- ⑤ ダムについては、施設機能の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく着実な対策を実施する必要がある。【土木】

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ⑥ 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、これまでの老朽化と耐震化の観点に、新たに豪雨対策の視点を加え、市町村と連携しながら、ハザードマップの作成やため池の改修、廃止など、ソフト・ハードの両面から対策を講じる必要がある。【農林】

7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防本部の救助用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実)

- ① 大規模災害時等に備え、消防本部の車両や救護用資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実を図る必要がある。【直轄】

(オフィスや住宅等における火災予防対策の促進)

- ② オフィス・商業ビル等の消防用設備等の適正な設置・維持管理や防火管理体制の充実を図るとともに、住宅用火災警報器、家庭用消火器、感震ブレーカー、LPガス放出防止装置など火災予防設備の設置を促進する必要がある。【直轄】

(大規模商業施設等の防火対策の促進)

- ③ 火災による甚大な被害のおそれがある大規模商業施設、旅館、病院、遊技場等への消防用設備等の適正な設置・維持管理の徹底を図るとともに、消火栓等の耐震性の確認や防火水槽の増設等、消防水利を確保する必要がある。【直轄】

(初期消火体制の充実)

- ④ 消防本部の充実強化を図るとともに、消防団や自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。【直轄】

(消防団の充実強化)

- ⑤ 県民への普及啓発や県消防協会と連携した取組により、女性消防団員数は一定の増加が見られるが、全体の団員数が減少していることから、引き続き女性・若手消防団員の確保に努める必要がある。【直轄】

(地区防災計画の作成促進)

- ⑥ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。【直轄】

7-2 臨海部の広域複合災害の発生

(水島コンビナート防災体制の強化)

- ① 水島コンビナートについて、関係機関と連携して保安検査体制を強化するとともに、法令遵守の徹底や適正な自主保安検査の実施指導、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や防災訓練の実施を通じて事故防止に取り組んでおり、今後も防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップなど、関係機関と緊密に連携して防災体制の強化を図る必要がある。【直轄】

(高圧ガス設備保全対策の促進)

- ② 高圧ガス設備の管理について、引き続き、既設耐震設計構造物の通達基準への適合指導及び、重要度の高い既設耐震設計構造物の現行基準への適合指導を実施するとともに、関係機関と連携し、保安検査体制の強化や各事業所での取組のフォローアップなどを通じて、コンビナート防災体制の強化を図る必要がある。【直轄】

(防潮水門の長寿命化の推進等)

- ③ 防潮水門・排水機場については、長寿命化計画に基づく対策工事を順次実施しており、今後も着実な対策を実施する必要がある。また、堤防や護岸等の整備を地震・液状化対策と合わせて計画的に進めるとともに、長寿命化計画に基づき、施設の信頼性確保、長期的な維持管理費の縮減・平準化を図る必要がある。【農林・土木】

(放置艇対策の推進)

- ④ プレジャーボートの適正な保管と秩序ある水域利用の確保を図るため、「プレジャーボート対策要綱」を定めて放置艇対策を実施しており、引き続き、「放置等禁止区域」の段階的な指定、沈廃船の撤去等を行いながら放置艇解消に取り組むとともに、プレジャーボートの適正保管について普及啓発する必要がある。【土木】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥落による交通麻痺

(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進)

- ① 耐震改修促進法に基づき、緊急輸送道路沿道の耐震診断が義務付けられた建築物の所有者へ耐震診断結果の報告を求め、耐震化を促進する必要がある。【土木】

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

(防災重点ため池の安全対策の推進)

- ① 決壊した場合、下流に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、これまでの老朽化と耐震化の観点に、新たに豪雨対策の視点を加え、市町村と連携しながら、ハザードマップの作成やため池の改修、廃止など、ソフト・ハードの両面から対策を講じる必要がある。【農林】

(基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進)

- ② 県が造成した農業用ダム等の基幹農業水利施設(409施設)については、造成から長年が経過して老朽化しており、耐震性のない施設も多く存在するため、機能保全計画を策定し、計画的に長寿命化対策を実施する必要がある。【農林】

(治山施設の計画的な老朽化対策の推進)

- ③ 治山施設の老朽化による被害を未然に防止するため、設置後10年以上経過した治山施設3,331箇所の調査・点検を令和元年度までに実施した。引き続き、新たに対象となった施設や初回の点検結果により再点検が必要となった箇所を順次調査し、対策が必要なものについては、緊急度等を勘案して計画的に実施する必要がある。【農林】

(水門等の長寿命化の推進)

- ④ 水門等については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を順次実施しており、今後も着実な対策が必要である。【土木】

(ダム施設の長寿命化の推進)

- ⑤ ダムについては、施設機能の信頼性の確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく着実な対策を実施する必要がある。【土木】

(おかやまアダプトの推進)

- ⑥ 県管理河川の堤防等については、認定団体による除草作業の実施により、堤防等の河川管理施設の点検の効率化が図られているが、河川の除草については、アダプト団体の活動に依存しており、今後、高齢化・過疎化によって活動人員の確保が困難となることが見込まれるため、対策を検討する必要がある。【土木】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

(有害物質・環境モニタリング体制の確保)

- ① 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設・貯蔵指定施設に適用される構造基準等については、地震への対応等を特別に考慮したものではないが、法の基準を遵守することで有害物質の地下水、公共用水域等への流出を相当程度抑制できることから、引き続き、構造基準等の遵守について指導する必要がある。また、有害物質の拡散・流出時に、汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の確保を図る必要がある。【環文】

(有害物質の大規模拡散等防止対策の促進)

- ② 毒物・劇物を保有する事業者は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する必要がある。【直轄・保福】

(水島コンビナート防災体制の強化)

- ③ 水島コンビナートについて、関係機関と連携して保安検査体制を強化するとともに、法令遵守の徹底や適正な自主保安検査の実施指導、事故発生時に迅速、的確に対応するための防災資機材の整備や防災訓練の実施を通じて事故防止に取り組んでおり、今後も防災アセスメント結果を踏まえた各事業所での取組のフォローアップなど、関係機関と緊密に連携して防災体制の強化を図る必要がある。【直轄】

(水島コンビナートにおける有害物資の拡散等防止対策の促進)

- ④ 水島コンビナートについて、関係機関との連携を図りながら、計画的な防災資機材の整備、南海トラフ地震を想定した総合的な防災訓練を定期的実施するとともに、事業者にはBCP策定を促し、有害物質の拡散・流出を防止する必要がある。高圧ガス設備については、耐震性能未確認設備の耐震性能確認及び改修の進捗管理を行い、全ての設備で一定程度の耐震性能を有するよう指導を行っていく必要がある。【直轄】

7-6 農地・森林等の被害による県土の荒廃

(農地・農業用施設を維持する共同活動の促進)

- ① 用排水路やため池などの機能は、地域の共同活動により維持されていることから、今後も農地・農業用施設の保全が地域住民等により継続的に行われるよう、支援制度の周知も含め、広く啓発する必要がある。【農林】

(農業生産基盤の計画的整備の推進)

- ② 基幹農業水利施設等の農業生産基盤を計画的に整備し、食料等の安定供給を確保するとともに、農地の荒廃を防ぐ必要がある。【農林】

(計画的な間伐の推進)

- ③ 「21 おかやま農林水産プラン」において、年間4,800haの間伐を計画的に実施することとしており、森林の持つ土砂災害防止等の機能が持続的に発揮されるよう、引き続き、市町村等と連携しながら、各種補助事業を有効に活用し、効果的な間伐を推進する必要がある。【農林】

(治山事業による山地災害対策等の推進)

- ④ 集中豪雨等による森林の荒廃や崩壊によって災害が発生し、人家等への被害が及ぶおそれがあることから、治山事業による山地災害対策等を推進する必要がある。【農林】

(鳥獣被害防止対策の推進)

- ⑤ 野生鳥獣による農林産物被害は荒廃農地の発生や森林の荒廃を招くおそれがあるため、鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。【農林】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(県業務マニュアルの活用及び市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しの促進)

- ① 平成 30 年 7 月豪雨における災害廃棄物処理対応で得られた経験や課題、令和元年度に改訂した県災害廃棄物処理計画を踏まえて見直しを行った県災害廃棄物処理対策業務マニュアルを図上訓練等で活用し、処理の実効性をより高める必要がある。また、市町村においても、市町村災害廃棄物処理計画の策定、見直しを行う必要がある。【環文】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態

（支援協定締結団体との連携強化）

- ① 岡山県建設業協会、岡山県測量設計業協会、中国地質調査業協会岡山県支部の3者と協定を締結して、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めており、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き、関係者との連携を強化する必要がある。【土木】

（高校生のインターンシップ等の充実）

- ② 土木専門学科を有する高等学校において、基礎的実習や高度熟練技能を持つ社会人講師を招へいた講義の実施など、必要な知識・技術の習得に取り組んでいるところであるが、さらにインターンシップ等の体験的学習の機会を充実させる必要がある。【教育】

（建設産業の人材確保支援）

- ③ 建設産業が、社会インフラを支え、災害時の初動対応から応急復旧活動を行うなど重要な産業であることを周知するとともに、土木・建築系の学生と企業とのマッチングを進め、県内建設産業を人材確保の面から支援する必要がある。【土木】

（市町村への技術的支援）

- ④ 県内の市町村では、技術職員の不足やそれに伴う技術力不足が深刻な課題となっており、大規模災害時に、市町村からの要請により、高度な技術や豊富な経験を有する県土木職OBで構成する「岡山県災害エキスパート隊」を派遣し、技術的な支援活動を実施する必要がある。【土木】

（災害救援専門ボランティアの登録推進、スキルアップ）

- ⑤ 災害救援専門ボランティアの種類ごとに、新規ボランティアの養成や既登録者の研修を行っているが、今後も、新規登録ボランティアの更なる掘り起こしや、実践型の訓練等を通じた登録者のスキルアップを図る必要がある。【県民】

（災害ボランティア関係機関の連携強化）

- ⑥ 県、県社会福祉協議会、日本赤十字社岡山県支部及び岡山NPOセンター等が参加する「災害支援ネットワークおかやま」の定期的な会議等により情報共有・連携を図っているが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対策も踏まえ、災害ボランティア関係機関の更なる連携強化や役割分担の明確化を図る必要がある。【県民】

（大学生災害ボランティア活動の促進）

- ⑦ 大学生のボランティア意識の向上と災害時のボランティア活動の円滑化等を図るため、「大学生災害ボランティア研修会」の開催を広く県内大学に呼びかけており、今後とも多くの大学での開催が必要である。【県民】

(県・市町村相互応援体制の充実及び市町村共通の課題解決に向けた連携強化)

- ⑧ 県・市町村で締結している災害時の相互応援協定に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めるとともに、広域避難など市町村共通の課題について、解決に向け、連携を強化する必要がある。【直轄】

(他県との相互応援体制の推進)

- ⑨ 大規模広域災害に備え、中国地方5県、中国四国地方9県で締結している災害時の相互応援協定や、全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」、「岡山県災害時広域受援・市町村支援計画」に基づく応援・受援の内容や実施手順、役割分担等について、訓練の実施やマニュアルの見直しなどにより、実効性を高めていく必要がある。【直轄】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(岡山県文化財等救済ネットワークの強化)

- ① 市町村や民間団体(大学・県・建築士会)とともに形成している岡山県文化財等救済ネットワークについて、災害時の連携を一層強化する必要がある。【教育】

(文化財施設の適切な維持管理)

- ② 文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。【土木】

(文化財の適切な保存・活用の推進)

- ③ 文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう。このことから、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に取扱いがなされるよう、文化財の適切な保存・活用を推進する必要がある。【教育】

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(海岸保全施設の計画的整備の推進)

- ① 海岸保全施設について、人命保護の観点から緊急性の高い箇所を優先し、老朽化対策と合わせて計画的に整備を進める必要がある。【農林・土木】

(河川管理施設の耐震点検実施)

- ② 県では、洪水対策のための河川改修を優先して実施しているが、地震発生後の二次災害の発生を防止するため、順次、河川管理施設の耐震点検を実施する必要がある。
【土木】

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災者の住まいの確保に向けた体制整備)

- ① 災害により住宅を無くした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに関する協定を維持するなど体制の整備を図るとともに、あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定するよう市町村に働きかけるなど、事前準備を進める必要がある。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持するなど、体制の整備を図る必要がある。【土木】

(地籍調査の推進)

- ② 災害後の速やかな現地復元と円滑な復旧・復興を確保するためには、土地の境界や面積、所有者等を明確にした地籍図等を整備しておくことが不可欠であることから、引き続き、地籍調査を着実に進める必要がある。【県民】

8-6 風評被害等による県内経済への甚大な影響

(風評被害の防止)

- ① 災害時における観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する必要がある。【産労、農林】

用語解説

本計画に掲載されている用語のうち、わかりにくい用語などについて、くわしく解説しています。

あ行

●岡山県公共施設マネジメント方針

計画的かつ効率的に公共施設等の整備や維持管理を行い、長寿命化や統廃合、利活用促進を進めるなど、公共施設等の総合的な管理を推進していくための基本的な方針のこと。

●アダプト

活動団体として認定を受けた住民や企業が道路・河川・海岸・公園の一定区間を自分の養子と見なして、我が子に対するように愛情と責任を持って定期的な清掃・美化活動を行うもの。

●インターンシップ

学生に就業体験の機会を提供する制度で、企業や組織において労働に従事し、特定の職の経験を積むもの。

か行

●海岸保全施設

高潮や津波による浸水などから背後地の生命や財産を守るため、沿岸に整備する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、防潮水門などがある。

●河川等情報基盤総合整備全体計画

河川、ダム、砂防、地すべり及び急傾斜地等に関する各種情報を、一元的に収集、分析及び伝達する情報基盤を効率的・効果的に整備するため、整備の方針や内容を取りまとめた計画のこと。

●危機管理型ハード対策

堤防から越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫（いわゆる粘り強い堤防の整備）するもの。（堤防の天端舗装、堤防裏法尻のブロック等）

●緊急消防援助隊

消防組織法に基づき、国内における大規模災害や特殊災害の発生に際し、被災地の都道府県内の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の要請又は指示により出動し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを任務とする、全国の消防機関による相互応援組織。

●緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡し、又は、知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。

●警戒レベル

住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるよう、避難に関する情報や防災気象情報に付記して伝える5段階のレベルのこと。

●個別施設計画

施設ごとの長寿命化計画のこと。

さ行

●災害拠点病院

災害時の医療を担う中核施設として、24時間体制による傷病者の受入れや医療チームを編成し医療救助活動を行う医療機関のこと。

●災害ハザードエリア

溢水、湛水、津波、高潮、土砂災害等の災害により被害が想定される区域のことであり、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害（特別）警戒区域」、水防法に基づく「浸水想定区域」等の区域が挙げられる。まちづくりにおいては、災害ハザードエリアにおけるハザード情報（例えば、水災害の場合、浸水実績、浸水深、浸水継続時間等）にも留意する必要がある。

●サプライチェーン

ある製品の原料が生産されてから最終消費者に届くまでの、原材料調達・生産管理・物流・販売という一連の工程のこと。

●指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所（災害種別ごとに指定）のこと。

●指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または、災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する場として指定された施設のこと。

●自立・分散型エネルギー

地域において、再生可能エネルギー等を最大限活用し災害時等に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、自立的に一定のエネルギー供給を確保できるエネルギーシステムのこと。

●信号機電源付加装置

停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機に電力供給する装置のこと。

●脆弱（ぜいじゃく）

脆くて弱いこと。

●ストックマネジメント計画

処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。

●想定最大規模降雨

想定しうる最大規模の降雨のこと。日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により設定。

●タイムライン

防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。

●地区防災計画

一定の地区内の居住者や事業者が、当該地区の特性に応じた自発的な防災活動を定めた計画のこと。

●地積調査

国土調査法に基づき、市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもの。

●中山間地域

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。岡山県では、地域振興3法（山村振興法、特定農山村法、過疎法）の適用地域で、山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域としている。

●長寿命化

施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い、計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化計画

計画的な維持管理や更新等を実施することで、施設を延命化させ、中長期的なライフサイクルコストの低減や維持管理・更新等に係る予算の平準化を図ることを目的とした計画のこと。

●道路啓開

災害時に人命救助や緊急物資の輸送のため、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差補修により、救援ルートを開けること。

●都市計画区域マスタープラン

当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像

た行

●大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が3,000㎡以上のもの、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のものこと。

を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めるもの。

●都市計画マスタープラン

まちづくりの主体である市町村が、その創意工夫の下に、住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針等を総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定めるもの。

●徒歩帰宅支援ステーション

災害時において、交通機関の停止等により徒歩で帰宅する方への支援として、水道水、トイレ、帰宅可能な道路情報などの帰宅支援サービスを提供する施設のこと。

●特設公衆電話

災害発生時の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話のこと。災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

●特定既存耐震不適格建築物

既存耐震不適格建築物のうち、規模が大きく多数の者に危険がおよぶ可能性のあることから、耐震化の必要性が高い建築物として位置づけられている建物。

な行

●内水

河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水できなくなることにより内水氾濫が生じる。

●南海トラフ地震

南海トラフ（静岡県駿河湾から九州東方沖の日向灘までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形）を震源域とする大規模な地震のこと。こ

れまで約100～150年周期で発生し、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震発生確率は、70～80%程度とされている。

●農業水利施設

農地に農業用水を供給する用水施設（ダム、ため池、用水機場、用水路など）及び農地から不要な水を河川等に流す排水施設（排水機場、排水路）などのこと。

は行

●排水機場

洪水や高潮時などに、河川や水路への逆流を防止するための水門と、水門によって出口を失った水を河川や海などへ強制的に汲み出すためのポンプ場等の施設の総称。

●ハザードマップ

災害の危険度を地図上で表したものであり、地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援することを目的に作成される。津波、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。

●避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

●福祉避難所

介護に必要な高齢者や障害者のある人など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレの設置、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

●プッシュ型情報伝達手段

必要な情報をユーザーの能動的な操作を伴わず、自動的に配信されるタイプの技術やサービスのこと。多くの住民に（住民の意思にかかわらず）情報を伝達できるというメリットがある。

●プル型情報伝達

必要な情報をユーザーが能動的に「引き出しに行く」タイプの技術やサービスのこと。情報を求めているタイプの人に対してピンポイントに

多くの情報を伝達することができる。発災前や復旧・復興期間にはプル型の情報伝達が有効であり、発災直後や応急対応期間はプッシュ型の情報伝達が有効であると考えられている。

ま行

●無電柱化

台風や地震等の災害時における、電柱倒壊による道路閉塞や電線の垂れ下がりによる通行障害を防止することを目的とし、電力線や通信線等を収容する電線共同溝などの整備により電線類を地中化するなど、道路から電柱をなくすこと。

や行

●要配慮者

高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者のこと。

ら行

●リスクコミュニケーション

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

●立地適正化計画

人口密度の維持を目指す居住誘導区域と生活サービスを誘導する都市機能誘導区域等を指定することにより、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設等を指定した区域内へ誘導し、立地の適正化を図るとともに、居住誘導区域内の防災対策や安全確保策等を定めるもの。

●流域治水プロジェクト

気候変動による水害リスクの増大に備えるため、一級水系において流域の関係者（国、県、市町村等）が協働し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策について全体像を取りまとめたもの。

A

●A2—BCP

空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもの。

「A2」は、「Airport」と「Advanced」の意。

B

●BCP

Business Continuity Plan（事業継続計画）の略称で、企業等が災害等の緊急時においても中核事業の継続や早期復旧を可能とするために、平時に行うべき行動や緊急時における事業継続のための方法、手段等をあらかじめ取り決めておく計画。

D

●DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）

Disaster Health Emergency Assistance Teamの略称で、被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行うチーム。

●DMAT（災害派遣医療チーム）

Disaster Medical Assistance Teamの略称で、医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う。

●DWAT（災害派遣福祉チーム）

Disaster Welfare Assistance Teamの略称で、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う組織で、民間の福祉専門職（社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等）で構成されている。

E

●EBPM

証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確にした上で、合理的根拠（エビデンス）に基づく企画とすること。

I

●ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理や通信に関連する技術などの総称。

J

●Jアラート

「全国瞬時警報システム」のこと。大規模災害や武力攻撃事態等が発生した際に、緊急に伝達することが必要な事態に関する情報を、人工衛星及び地上回線を用いて、国から住民に瞬時に伝達するシステム。

L

●Lアラート

「災害情報共有システム」のこと。地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステム。

P

●PFI

公共施行等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

●PPP

官民が連携して公共サービスの提供を行うこと。